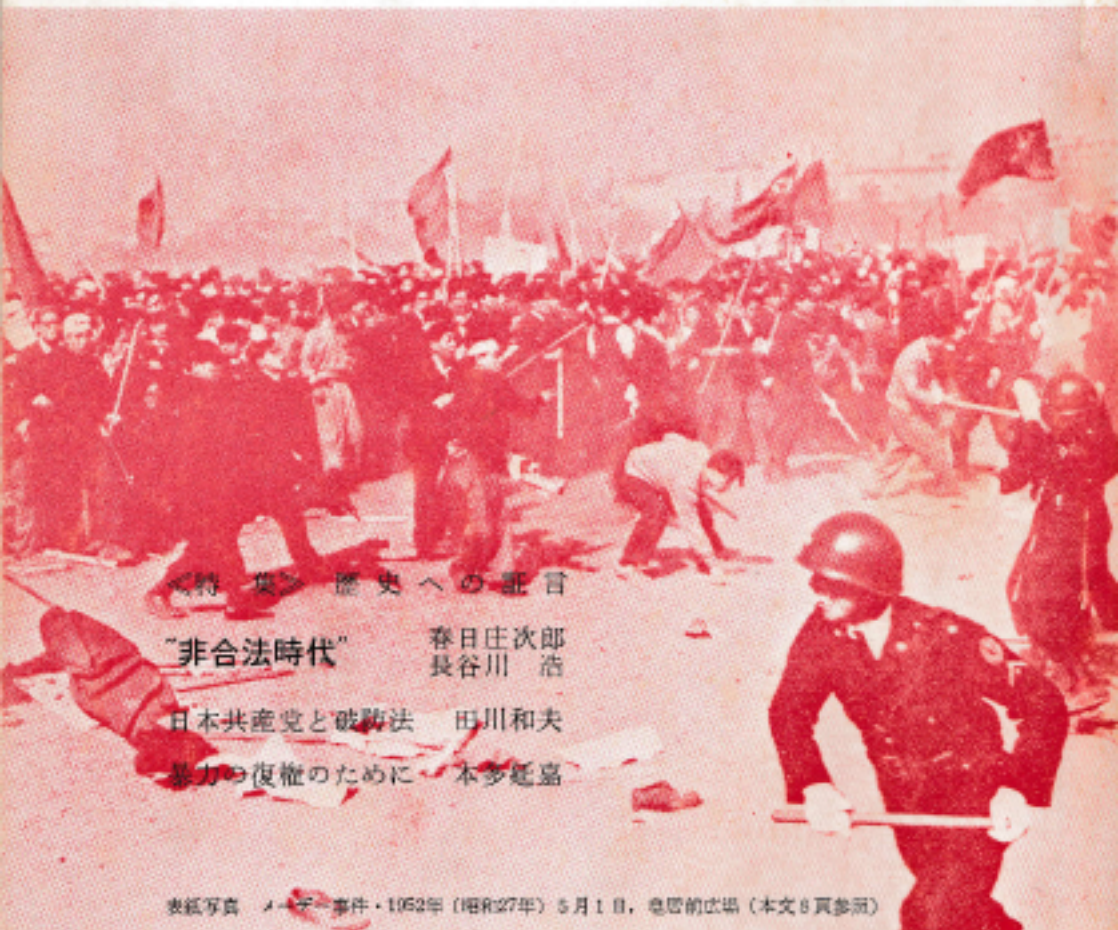


# 破防法研究

3号/'69.11



〈特集〉 歴史への証言

“非合法時代”

春日庄次郎  
長谷川 浩

日本共産党と破防法

田川和夫

暴力の復権のために

本多延嘉

表紙写真 ノーゴロ事件・1952年（昭和27年）5月1日、忠臣館広場（本文6頁参照）

破 防 法 研 究 会

# 破 防 法 研 究

3号

轟砲 司法の失体と体制の死斑

論稿 日本共産党と破防法

田川 和夫

2

焦点 県警の居直りを糾弾する

——博多駅事件無罪判決の意義——

福岡 清

31

《特集》 歴史への証言

“非法法時代”について

春日庄次郎  
長谷川 浩

36

特別寄稿 暴力の復権のために

本多 延嘉

101

資料 治安維持法による検挙の実態

起訴状(破防法違反—共産主義者同盟関係)

119

126

# 轟砲

## 司法の失体と体制の死斑

平賀書簡問題によって、司法という神聖なる障壁に囲まれた閉鎖権力の内幕は、一挙に引きずり出された。

防衛庁航空自衛隊ナイキ基地（航空自衛隊高射教育訓練施設としての地对空ミサイル基地）を北海道空知支庁長沼町馬追山に建設するため、農林省林野庁は、七月七日、国有保安林の指定を解除する告示をした。

同日、地元農民は、告示が憲法九条（戦争放棄）、森林法違反であるとして、保安林解除処分執行停止申立事件、および、その本案である保安林解除処分取消請求事件を札幌地裁に提起した。

そこで、平賀健太所長は、担当の民事一部に対する猛烈な干渉に出た。

八月四日、平賀健太は、ついに、同部の責任者である平田浩裁判官に対し、「長沼町保安林指定解除事件の問題点」と題する書簡を送り、農民側の申立が「排斥を免れない」として、担当の裁判官への働きかけを命じた。

しかも、「なお、私見によれば憲法第三章に定める国民の自由および権利に直接かかわることのない同法第九条（戦争の放棄）の規定の違反の主張については、裁判所は判断の権限がないと考えるがどうか（本件ミサイル基地の設置の問題は、いわゆる『政治的問題』と解しても可とも考えられる）」として、違憲立法審査権（憲法八一条）を行使しないことを勧めている。恵庭事件で、札幌地裁が、六七年（昭和四二年）三月、自衛隊の違憲判断を回避したことが、想い起される。

八月一〇日、平賀健太は、直接圧力をかけるため、同月一二日にせまっていた決定告知を一週間延期するよう強硬に福島裁判長に申入れて、延期させた。

そして、今度は、じきじきに、福島裁判長あてに地裁公書用紙を使用した書簡を渡した。それには、書簡の真意を明白した送り状が添えられていた。

「このような意見を裁判前に担当の裁判長である大兄に申しあげるのは、いささか越権のさたとも考えますが、事件の重大性もさることながら、あくまでも大兄の人格を信頼したうえでの老婆心でありますから、なにとぞ小生の意のあるところを卒直にくみとってくださるようお願いいたします」

裁判所長がこれだけ懸命に政府の意を体して内部で画策しているのであるから、当時、国側が訴訟を楽観していたことがうなずける。

問題が公然化した九月一五日各紙によれば、平賀健太は、「所長というより親しい先輩からのまったく個人的アドバイスと思って書いた」と弁解した。裁判官も、ひどい嘘をつくものだ。福島裁判長は、「所長は来たばかりだし、ふだんはあまり接触がない。個人的にも別に親しいというわけでもない」と、はっきりと否定している。

平賀健太は、「事件はいま係属中であり、私が法律上一定の見解を持っている、ということは高裁の担当裁判官に何らかの影響を与えることにもなるので（書簡が）公開されるのはまことに遺憾だ」としている。上級審である札幌高裁の担当裁判官にまで、影響を与えるような書簡である。そんな書簡を突きつけられたならば、平賀所長に司法行政上総括され勤務評定されている部下の地裁の担当裁判官に与える影響は、どれほど甚大であるか、はかりしれない。

これが、係属事件の裁判に対する干渉でなくて、なんであろう。札幌地裁裁判官会議が、九月一五日、平賀所長に対し、「嚴重注意」を決めたのは、当然である。

平賀書簡は、けっして、偶発的な異常例ではない。これまでだって、あったという（伊達秋雄弁護士、飯守重任鹿児島地裁所長）。明らかに、司法の日常性が、重大事案に際会して、増幅されて表出したものである。普段、当り前になっただけのこと、いざというとき頭われてしまったのである。平賀書簡問題が公然化したとき、最高裁事務総局では、どうして外部に洩れたかをまず問題にした。現に、平賀健太がおかしいとは、とてもあらわせない雰囲気だという。

体制の実権派は、裁判官の独立（憲法七六条三項）との関係上、人事権という合法的手段を通じて、非合法的な統制を行なっている。福島重雄氏が東京へ栄転してくることは、まずないだろう。

かくして、東京地裁の横川体制も築かれた。

司法は、立法や行政から独立であるどころか、内部の卑しい自己規制によって追従し、現場の裁判官は、体制派の特権司法官僚に担当事件の処理にまで支配介入されているのであった。裁判官は、これでは、権力者の機械にすぎない。

しかも、体制は、「造反裁判官を許すな」（飯守重任）とするむきだしの力による対応しかなさくない。司法にして、かくのごとくである。現体制は、どこをつきだしても、救われようもないウミが出てくるではないか。もはや、こんな体制は打ち壊すほかないし、そのためにしかわれわれは生きようがない。

# 日本共産党と破防法

田川和夫

## 目次

- 一 破防法が対象にした運動
  - 朝鮮戦争と日本共産党
  - 吹田事件
  - 大須事件
  - メーデー事件
- 二 破防法案の制定過程
  - 講和条約と占領法規
  - 団体等規正法案
  - 破防法案の上程
- 三 破防法反対闘争の教訓
  - 労闘ストと破防法闘争
  - 武装闘争と破防法闘争
- 四 合法主義への転落
  - 武装闘争の放棄
  - 合法主義と自主独立路線

## 一 破防法が対象にした運動

### 朝鮮戦争と日本共産党

現下国内の治安状況を顧みず、御承知のごとくあるいは集団暴力により、またあるいはゲリラ戦法により、警察及び税務署等を襲撃して、放火、殺傷等の犯罪をあえてする暴力主義的破壊活動がひんびんとして各地におこなわれているのであります。しかも、これらの破壊活動の背後には、憲法及びそのもとに成り立たせました政府を武装暴動によって転覆することの正当性を主張し、またはその準備的訓練として暴力の行使を扇動する不穏な文書が組織的に配布されているのであります。かかる事実を徹するとき、これら一連の事犯は、広汎かつ秘密な団体組織によって指導推進されている疑いを深めざるを得ないのであります。

破壊活動防止法案が一九五二年、国会に上程されたとき、衆議院法務委員会における質疑のなかで、木村法務総裁は右のように述べた。ここに指摘しような「ひんびん」として各地でおこなわれている「暴力主義的破壊活動」とは、いうまでもなく、当時日本共産党の指導のもとに組織された軍事組織「中核自衛隊」を中心に闘われていたいわゆる「火焰ビン闘争」である。そしてまた「暴力の行使を扇動する不穏な文書」とは、『アカハタ』発刊禁止以降の共産党の非合法機関紙たる『平和と独立』や中核自衛隊の軍事方針などを示し

た『球根栽培法』『内外評論』『山旅案内』などをさしている。さらに、「広汎かつ秘密な団体組織」とは、いまさら指摘するまでもなく全国各地に細胞が組織されている日本共産党であった。

木村法務総裁の答弁によっても明らかとなり、破防法が直接対象とした運動は、「火焰ビン闘争」に象徴される武装闘争であり、それを扇動する文書は、共産党の非合法機関紙誌であり、法律によって直接取締りの対象とされた団体は日本共産党であった。

一九五〇年六月の朝鮮戦争の勃発は、第二次帝国主義戦争の終結と同時に爆発した民族解放闘争、帝国主義の植民地・後進国支配に反撃する闘争の昂揚による帝国主義の植民地支配体制の崩壊にたいするアメリカ帝国主義のまき返しであった。中国革命の勝利が全アジアに波及していくならば朝鮮半島の分割支配が危機に陥るばかりでなく、アメリカ帝国主義を中軸とするアジア政策は根底から動揺せざるをえず、それがまた、スターリン主義の裏切りなどに助けられてようやくくにしておしつぶし始めた帝国主義国の戦後革命をふたたび爆発させるかも知れない緊迫した情勢をもたらしていたのだ。朝鮮戦争の勃発は、帝国主義世界体制の延命のため、日本を前線基地としつつ、日本独占資本主義の一切を利用しながら植民地支配再編をめざす戦争であった。そのため、朝鮮戦争の開始と前後して、アメリカ占領軍は共産党中央委員を

公職追放し、『アカハタ』を発禁し、レッド・ページを強行し、前年の一九四九年、団体等規正令にもついで在日朝鮮人連盟などの朝鮮人団体を暴力的に解散させたのにひきつづき、日本国内における朝鮮人運動の徹底した取締りを開始したのだった。そして日本帝国主義を帝国主義のアジア支配のための支柱とするために、朝鮮戦争開始と同時に講和条約の締結を急ぎ、一方では沖繩の分離支配と軍事的要塞化を永久化しつつ、他方では日米安全保障条約を結び、アメリカ占領軍の駐留を合法化しつつ、全土に軍事基地をはりめぐらし、戦後革命の敗北とともに日本帝国主義の復活、再建を意図していった。そしてまた、アメリカ帝国主義を中軸とする帝国主義世界体制の再編強化のなかにしか自己の帝国主義としての延命の道をみいだすことができなかった日本帝国主義は、沖繩の分離支配を積極的に承認し、講和条約締結後も、安保条約と行政協定にもついで朝鮮戦争に全面的に協力するとともに、朝鮮特需などによって危機に類した日本資本主義を再建の道に入らせることができたのであった。

戦後五年目にして早くも訪れた戦争の勃発は、また日本人民にたいする一切の権利と政治的自由の剝奪を意味していた。すでに一九四九年には公安条例が全国各地で制定された集會・デモの自由にたいする制限が加えられ、前年の政令二〇一号にもついで労働者の争議行為が制限され、団体等規正令の発令によって「反民主主義的」団体が取締りの対象に

にして組織化されるならば、朝鮮戦争をふたたびプロレタリアートの革命的勝利にむかって転化する道を切り開くことを十分可能とする条件を有していたのであった。

後にもふれるとおり、日本共産党の四全協と五全協にもつづく軍事方針の制定と五一年綱領の採択、それにもなう武装闘争の組織化は、民族解放民主革命というスターリン主義の二段階戦略を基礎として、朝鮮戦争という帝国主義世界体制の危機のもとにおける革命運動を歪曲した闘いであったが、にもかかわらず、革命運動がスターリン主義によって擬制的に統一されていたこの当時にあって、日共の武装闘争は、朝鮮戦争下における唯一の実力闘争であったのである。

破防法の直接的対象となった「暴力主義的破壊活動」とは、このような日共の一連の武装闘争であった。すなわち、五年二月二日、反植民地闘争デーにおいて交番派出所を襲撃した蒲田事件を皮切りに、同じような規模で二月二三日には京都二月事件、三月二〇日には京都三月事件、五月三日には新宿駅前事件、東京北区の岩の坂事件、六月二五日には六・二五新宿事件などの火焰ビンによる交番襲撃があいついでおこっていた。特審局の発表によると、警察署、税務署、特審局などにたいする襲撃事件は、五一年一二月二四件、五二年一月七件、二月四一件、三月九二件であった。そして、東京のメーデー事件、大阪の吹田事件、名古屋の大須事件には騒乱罪が発動され、片っ端から労働者、学生が検挙

され始めたが、五〇年、朝鮮戦争の勃発は、この傾向にさらに拍車をかけ、一切の集會・デモが禁止されるといふ事態にまでたいたったのである。

朝鮮戦争下における反戦闘争は、このような現実から出発せねばならなかった。たしかに一九四九年の総定員法にもつづく行政整理と経済安定九原則実施のための企業整備とによって百万人に達する大量首切りを許したことをもって日本における戦後革命は決定的な敗北を喫した。しかし、日本共産党中央からトロツキスト攻撃を集中されたながらも、レッド・ページ反対闘争に勝利した全学連の闘争によって学生運動は無傷のまま残っていたし、また在日朝鮮人の運動も、朝連解散の後をうけて民戦が組織され、その物質力を保持していた。そして、大量首切りによって街頭に放りだされ、生きる術を失った組合活動家たちは、失対事業に吸収されることによつて、いわゆる「自由労働者」となってその戦力を残存させていた。このことは、大量首切りと同時に、下山、三鷹、松川事件などのフレイム・アップをたくらみ、レッド・ページを強行し、共産党への弾圧を強化して戦後革命を敗北せしめてもなおかつ、日本共産党を潰滅させることができなかったばかりか、自由労働者、在日朝鮮人、学生という三つの戦線を基軸にして、権力にたいする非妥協的闘争が、朝鮮戦争下において組織しうる展望を有していたのであり、その闘いが帝国主義を打倒し、戦後世界を根底から変革する革命綱領を基礎

とされていた。この一連の闘争を、後にもふれるとおり「左戦術」として破防法成立以降、一五年間以上にわたって日共の誤りを指摘する例証に使われることがきわめて多い。だが、朝鮮戦争下におけるこの闘争を「極左」として葬り去ってしまうだけだったら、歴史の教訓をなにも主体化しえないことに等しい。破防法の対象とした直接的運動がこのような闘いであった以上、一連の日共の闘争にたいする清算主義的態度は、合法主義への傾斜を生み落すだけであろう。それ故、騒乱罪発動にまでいたった、これらの闘争の経過をもう一度いまここでふり返ってみるのもあながち無駄ではあるまい。

#### 吹田事件

一九五二年六月二四日夜、軍需物資輸送粉砕のスローガンをかかげて、「朝鮮動乱二周年前夜祭」が大阪府豊中市の大阪大学北校の校庭と隣接する丘陵で開かれた。集會が終るや、校庭に集った約六〇〇名は二五日前零時二〇分ごろ、グループ毎に隊伍をととのえて出発、京阪神急行石橋駅から臨時電車を運行させて服部駅で下車、旧伊丹街道から国鉄吹田操車場にむかった。そしてまた丘陵に集った部隊約四〇〇名は、竹槍、棍棒、火焰ビン、硫酸ビンなどで武装し、旧西国街道を行進して吹田操車場にむかったが、途中で二つの部隊は合流し、約一〇〇〇名の大部隊となり、赤旗、北朝鮮国旗などを掲げてデモをおこなっていた。だが、吹田操車場にむかう途中の須佐之男神社前で警備中の警官隊と激突、竹

槍をかまえ、石、火焰ビン、硫酸ビンを投げて、一挙に警備線を突破、国鉄岸部駅前にはった警官隊と鉄道公安官の阻止線も同じく突破して、吹田操車場構内に突入したのだった。デモ隊は操車場を約二〇分間占拠し、列車の仕分作業をストップさせた後、国鉄吹田駅で解散するため、午前六時四三分ごろ操車場を出発した。そしてその途中、アメリカ陸軍のクランク准将の乗用車とすれ違った際、硫酸ビンを投げつけてクランクの顔を負傷させ、さらに、警官隊を満載した輸送車を石と火焰ビンで襲撃、車を転覆させて警官隊と激突し、ピストルを奪い、交番を襲撃して電話線をたちきりつつ、警官隊を追いちらしながら国鉄吹田駅に午前八時頃到着したのだった。その間、職場の出勤時間が迫っていたデモ隊の一部の労働者は隊列をはなれたが、吹田駅まで到着して解散し、午前八時七分発の大阪行列車に分乗していった。だがそのとき、騒乱罪を発動して一斉検挙にふみきろうとした警官隊は、吹田駅構内に乱入し、大阪行列車の発車をピストルをかまえて阻止したため、駅構内は大混乱におちいり、ふたたび火焰ビンと石による抵抗が始まり、三名のデモ隊員が警官のピストル発砲によって負傷し、その結果、一一一名が起訴されたのであった。

#### 大須事件

一方、五二年七月七日夜、名古屋市中区の元大須球場で、帆足計（社会党代議士）官腰喜助（改進黨代議士）の「ソ連視

察歓迎報告会」が開かれた。この集会は、労働者、学生、朝鮮人など約九〇〇名が結集した大集会となった。会場には組織された朝鮮人婦女子などが、風呂敷包み、買物籠、カバンなどのなかに火焰ビン、石、棍棒などを入れて持ちこみ、集会が終了するや、それらの武器で武装した約五〇〇名の朝鮮人、約一〇〇〇名の学生、その他二〇〇名のデモ隊が、約三〇〇〇名の集会参加者に守られながらジグザグデモで場外にでた。市街地にでるや、デモ隊をとりまいた民衆は数千名に達し、無届デモであったため、たちまち警官隊と激突、市電大須停留所付近で警察広報車を包囲、火焰ビンで攻撃して焼き払った。そして警官隊との激突のなかで火焰ビン、石が飛びかい、数千の民衆が警官隊を包囲するという闘いとなっていた。そのため、官憲はここでもピストルを発砲したため、デモ隊のなかから一名の死者をだすにいたった。そして他方、これより前、集会が終りに近づいていたころの午後九時頃、中核自衛隊の別動隊が昭和区鶴舞公園公会堂付近で駐車中の米軍自動車五台を火焰ビンで襲撃、同じ時刻に東税務署表玄関に火焰ビンを投げこみ、本隊の行動を有利に導いた。その結果、騒乱罪と爆発物取締罰則などが適用され、一五〇人が起訴されるにいたっている。

#### メーデー事件

さらに、吹田、大須事件の爆発する以前には、東京でいわゆる「血のメーデー」事件と称されるデモ隊と警官隊との激

突がおこっていた。五二年の第二三回中央メーデーは、サンフランシスコ講和条約の発効した三ヶ月後であった。政府は皇居前広場（人民広場）の使用申請を不許可にし、労働者を神宮外苑に追いやった。だが東京地裁への総評の提訴は、四月二八日、勝訴となったが政府がただちに上訴したため、結局は神宮外苑で中央メーデーが挙行されざるをえなかった。しかし、人民広場から神宮外苑にメーデー実行委員会が会場を譲歩したことにはたいし、民衆の不満はうっせきしていたのである。共産党は四月二六日夜、後楽園スタジアムでおこなわれたメーデー前夜祭においても「人民広場を実力で闘いとり」と呼びかけていたが、メーデー会場で共産党の行動隊は、演壇を占拠し、「人民広場へ」と呼びかけた。そしてデモが発するや、青山一丁目附近から学生、朝鮮人の部隊約五〇〇〇名が中部コースの先頭にたち、解散地点である日比谷公園を通過して隊伍をととのえ、人民広場に突入、二重橋前にむかった。さらに、南部コースの主力をなす朝鮮人約二〇〇〇名と自由労働者をふくめた合計約一〇〇〇〇名が中部コースにつづいて人民広場に突入していった。デモ隊が数万の規模に達したとき、それを簡単に阻止しえないのは常識である。警官隊は途中で阻止することができなかったためデモ隊の行方を追いつながら、人民広場の内側から反撃にでる戦術をとったのだった。後に、メーデー事件被告団を始め、共産党や、多くの労働運動史家たちは、デモ隊が二重橋に達する

まで規制せず、一挙に反撃に転じたことをもって、支配階級の計画的な陰謀だったといっている。したがって「デモ隊はこれらの犯罪（警官隊の暴行、傷害、殺人などのこと）の被害者であり、被告になった人たちは最大の被害を余儀なくされた犠牲者である」（メーデー事件弁護人上田誠吉）というように、メーデー被告団は闘いの戦士であるよりは犠牲者にされてしまった。（このことは吹田、大須事件など一連の被告団にもすべて共通することであり、共産党の恥すべき裏切りと無関係ではないが、その点についてはまた後にふれる。）だが、このようにいうならば、警官隊が途中で規制しないまま人民広場に突入したのは、「計画的陰謀」にデモ隊がひっかかったことを意味し、「人民広場へ」との呼びかけは挑発者の論理になる。事実、火焰ビン闘争を放棄し、合法主義の泥沼のなかに落ちこんだ共産党が、後になってこのような立場を深化させていったとき、六〇年安保闘争にたいし、一〇・八羽田闘争にたいし、全学連と革命的左翼を挑発者扱いにし、官憲と学生がグルになっているとの論理をふりまわしているのは、すでにメーデー事件のときにその端緒があらわれているといってもよい。警官隊は、デモ隊が、二重橋附近まで到達して腰をおろした直後に一斉におそいかかり、棍棒を抜き、ガス弾を放ち、ピストルを水平撃ちにして乱射し、デモ隊を後退させた。そして南部コースのデモ隊が祝田橋通りから入ってきたとき、ふたたび警官隊と激突、デモ隊の怒り

は爆発し、民衆が支援し、催涙弾、ピストルの乱れとぶなかで、堀端に並んでいた自動車次々にひっくり返され、流れたガソリンに火がつけられ、激闘は約二時間におよんだ。そしてこの闘いのなかで、東京都職労の高橋正夫と法大生の近藤巨士の二人が虐殺された。警視庁と東京地検は、人民広場でまだ激闘がつづいている午後四時三〇分、騒乱罪を發動し、一斉検挙にふみきったのである。現場で片っ端から検挙すると同時に、国鉄の各駅には刑事がはりこみ、負傷して電車から降りてきた労働者や学生を逮捕していった。検挙された数は千三百余名に達し、そのうち二六二名が起訴されたのであった。

共産党が武装闘争の軍事方針を提起したのは、五〇年一月七日付の非合法機関紙『平和と独立』第九号で「共産主義者と愛国者の新しい任務」なる論文のなかで、「武装蜂起に根拠地の問題を真剣に研究し、準備しなければならぬこと」を訴えたことをもってその最初としている。そして、五一年二月の第四回全国協議会でも軍事方針を採択し、権力はいづれ早く共産党の動きをキャッチ、朝鮮戦争下において、いづれは共産党の準備がととのい始め次第、このような武装闘争にでてくることを彼らは予測し、そのための法制的準備に入り始めたこと、それが破防法制定の動きであった。つまり、破防法の対象とした運動とは、朝鮮戦争下における革命運動の爆発そのものだったのであり、戦後革命を圧殺してもなおか

帝国主義の政治支配をふたたび危機に傾せしめるような革命運動そのものであった。したがって法案作成にいたるまでの過程は、共産党ならびにその同調者を封じこめるにはどのような法制的措置が最も有効であり、かつ、しかも法案を国会で成立させるための抵抗を最も少くさせるための手段がどのようなものであるかをめぐって二転三転していたのであった。

たしかに破防法は、すでに周知のとおり、一九四九年四月の占領下においてGHQ指令を勅令にした団体等規正令の国内法化である。だが破防法は団規令の単純な延長ではなかった。

講和条約の発効は、占領下におけるGHQの指令を一応無効にさせるものであったがために（たとえば、五〇年六月の『アカハタ』発行停止令も五二年四月二八日の講和発効と同時に無効となったため、共産党は同年の五月一日、メーデーと同時にふたたび『アカハタ』を合法紙として復刊させた）占領下において国会ないしは地方議会の議決をへていない治安法規を国内法化させることは、講和条約の準備とともに支配階級にとつての焦眉の課題であった。占領下において、アメリカ占領軍のゲバルトによって辛うじて労働者人民の反撃を抑止していた支配階級は、たとえ占領軍がひきつづき駐留軍として存続し、安保条約によって「間接侵略」・内乱にたいして出動しうる規定が残されていたとしても、革命運動と革命組織にたいする日常的な法的規制が失われることに不安の念をかくさなかったのである。たしかに、占領下におい

つ、武装闘争の準備が進められていたことにたいする恐怖感に根ざしている。

したがって、破防法は周知のとおり「暴力主義的破壊活動」の団体を規制すると同時に、その宣伝活動をも「教唆・扇動」として取締りの対象とし、同時に個人の活動をもその対象としたのであった。そして、そのようなことを、一斉家宅捜索をおこない、非合法文書などを「摘発」し、破防法国会通過の材料にしていたのである。たとえば、五二年三月二八日、『平和と独立』の発行禁止に関して全国一、九九七ヶ所が家宅捜索され、一七四人が検挙され、『平和と独立』紙二〇、二二一部、『内外評論』三、五九九部、日本刀三四軍刀二六、短刀一一、拳銃三、小銃弾一八、導火線三、弾倉二、その他槍、青竜刀おのおの一、火薬一〇刃などが押収された。このような「不穏な文書」を組織的に配布し、武器を準備して、「政府を武装暴動によって転覆」しようとはかる革命運動を取締ろうとした治安法規が他ならぬ破壊活動防止法であった。

## 二 法案の制定過程

### 講和条約と占領法規

破防法が直接、取締りの対象にしたのは、朝鮮戦争下において、共産党によって組織される「武装闘争」が日常化し、て、労働組合運動と集会・示威行進にたいしては、政令二〇一号を法制化したり、地方軍政部命令を都道府県条例と化していたりしていたために、争議権や団交権を大幅に制限し、集会・デモの自由を抑圧する法的措置を整えていた。そして、ポツダム勅令とよばれる占領軍命令や覚書をいったん議会にかけて法律として制定したものに關しては、たとえ占領法規が講和条約とともに効力を失っても、国内法なるが故にそのまま存続しうるという見解を政府はとつたのだった。

しかし、「反民主主義的団体」を取締り対象とし、政党・政治団体の末端組織にいたるまでその構成員の届出義務を課し、法務総裁が認定した場合には、団体の解散、機関紙発禁、財産の没収などを規定し、そのための調査機関として特審局を位置づけ、旧内務官僚を復活させ、共産党、朝鮮人団体、全学連などに系統的調査活動をおこなっていた根拠ともなっている団体等規正令は、講和発効と同時に、もしその国内法化がおこなわれないならば、講和発効と同時に消滅する運命におかれていたのである。しかも、前章においても指摘したとおり、講和条約締結—発効と時を同じくして、朝鮮戦争下における反戦闘争が、在日朝鮮人などの物質力を中軸にして、共産党の軍事方針がからみあい、ようやく武装闘争として爆発しようとしていた。たしかに、このような武装闘争が実際に爆発したときには、刑法上の内乱罪や騒乱罪を發動し、爆発物取締罰則などを適用して闘争の参加者のみなら

ず、教唆・扇動者などをも共同謀議または共同意志のもとに逮捕し、長期勾留し、極刑にふすことはできる。しかし革命運動と革命組織にたいする日常的調査活動を合法的に遂行し、人民大衆の武装による権力にたいする闘争が爆発する以前に、予防革命的に団体を規制し、機関紙誌などを発禁処分にする事ができなければ、階級闘争を平和的、合法的形態にひきずりこみながら資本主義の平和的發展をはかるという事は困難な問題なのであった。

占領下において二・一ゼネスト禁止など度重なるスト禁止令と、労調法の改悪、政令二〇一号、公務員労働者の分断などをあいついで加えることにより、産別会議と共産党を屈服させ、労働戦線を分裂させ、民同を育成し、労働戦線から大量首切りとレッド・パージによって活動家を一掃することに成功したために、労働法規の改悪は、結果的には、合法主義的な労働組合運動の成立、つまり、民同型労働運動の成立をもたらしていったのであった。

破防法の狙いとするものは、たしかに、直接的には、先にもふれたような朝鮮戦争下において非合法に組織された武装闘争とそれを準備する共産党におかれていたとはいえず、問題はただ単にその次元にのみとどまらなかった。実際に、破防法を発動しなくとも弾圧装置を網の目のようにはりめぐらし、革命運動と革命組織を骨抜きにし、合法主義的活動のなかに革命運動をひきずりこむこと、それがまた破防法の意図

後に九月になると、この国家安全保障法案の構想は、団体等規正法案となって具体化し、その法案の全容が一月一日付の『朝日新聞』に報ぜられたのだった。

それは、第一に、政治団体に代表者、役員員の氏名、住所を始め、構成員の氏名、数にいたるまで届出義務を課すことによって政治団体の公開を意図し、第二に、機関紙誌は、刊行の日から三日以内に四部づつ特審庁長官に提出させることを義務づけ(団規令では二〇日以内に提出)、第三に、違法活動をおこなった一切の団体にたいし、集会または集団行為の禁止、機関紙誌の発禁、綱領・規約などの変更命令、特定役員員の排除、団体の解散、財産の接収などをおこなない、第四に、違法活動をおこなった団体の役員ならびに構成員、財政的援助者にたいする就職制限をおこなって、公務員、労働組合の役員、指定事業団体、つまり基幹産業の役員または従業員たることをパージし、第五に、特別審査委員会が団体規制のための審査をおこない、第六に、団体解散に違反した場合は一〇年以下の懲役、活動制限に違反した場合は五年以下の懲役、就職制限に違反した場合は三年以下の懲役という罰則規定を設けた法案であった。

このような団体等規正法案は、団規令の法案化にはほぼ等しかったが、しかし、就職制限などは団規令以上に苛酷をきわめ、いったん団体解散がおこなわれたならば、官公庁、公企業、重要産業労働組合などからその団体の構成員はいっせい

する狙いでもあったといえよう。戦前の天皇制ボナパルチズムの支配のもとで、治安維持法を制定し、団体の変革を意図する共産主義者を片っ端から検挙し、共産主義運動を地下にもぐらすことのみを、戦後の現実のもとでそのまま適用しえないとき、予防革命としての治安法規は、また共産主義運動の合法的存続を許容しつつも、それを形骸化し、権力に暴力的に対決してこない平和的形態に転化させることをもって帝国主義政治支配の安定化を図ろうとしたのであった。したがって破防法は、すでに本誌上でも論ぜられているとおり、戦前の治安維持法をも上回る革命運動にたいする予防的措置を意味する治安法規であるが、決して共産党非合法化法ではなかった。したがって、団規令の国内法化を進めるにあたってどのような法的措置をとったら、右のような意図を貫徹しうるかについて二転三転したのもまた当然であり、団規令の条文をそのまま法案として国会に上程したわけでは決してなかったのである。

#### 団体等規正法案

講和後の治安対策について、始めて政府がその意図を公然と明らかにしたのは、周知のとおり、一九五一年八月二九日の大橋法務総裁が「団規令、公職追放令の法律化については、事務当局で一応の成案を得たので、関係方面に提出中である。了解を得れば、来る臨時国会に国家安全保障法案(仮称)として提出する」と言明したのがその最初であった。そして、

にパージされ、パージされた構成員は、その住所を届出する義務を課され、身動きのつかないような事態におとしこむことを狙ったものであった。そしてあまつさえ、特別審査庁職員にたいして臨検、捜査、差押えなどの強制捜査権をもたせるものであった。だがこのような構想は団規令を遙かに上回るものであったがために、安保条約にもなる行政協定などを中心とする国会対策に追われていた政府内部も意志を一致するにいたらず、臨時国会への上程は見送られた。そして、一九五二年二月、団規法案を一応ひっこめた上、今度は、後の破防法の直接的基礎ともなった特別保安法案の構想を明らかにしたのであった。

#### 破防法案の上程

団規法案は、政党・政治団体の一般的、日常的業務にいたるまで規制を加えるものであったが、特別保安法案は、「暴力主義的破壊活動」をおこなった団体にたいする団体規制にのみ範囲を限定し、団体活動の制限、団体の解散にのみ法案の目的を規定し、財産は団体の整理にのみとどめ、公安調査職員に強制調査権を与えず、就職制限処分を廃止するという譲歩をおこなったのであった。それは、団規法によってすべての政党・政治団体が権力の取締りの対象とされることによって生じる反対運動の爆発を恐れ、「暴力主義的破壊活動」共産主義運動に取締りの対象を明確に設定し、共産党の武装闘争の組織化についての反動的キャンペーンを一斉に開始



することによって、治安立法の制定に反対する運動の分断をはかり、抵抗を排除しつつ国会通過をはかるうとたくらんだからであった。そして、この特別保安法案の大体の構想をうけつぎ、三月二十八日、破防法案の閣議決定をおこない、ついで四月一七日、第一三国会に提出したのであった。提出された破防法案には、特別保安法案の骨子がうけつがれたため、団規法案にはなかつた政治目的をもった予防的刑罰法規、つまり教唆・扇動が徹底した取締りの対象とされ、あまつさえ、第四〇条、第四一条にみられるとおり、個人の言動についても取締りの対象に明確にすえていた。ある意味ではたしかに、政党・政治団体一般にたいする日常的規制から、「暴力主義的破壊活動」＝共産主義運動にその目的をしぼったことは、治安立法制定過程における後退でもあったといえよう。だがしかし、他方では、内乱、外患誘致を始め、「政治上の主義若しくは施策」をもった騒擾、放火、激発物破裂、汽車・電車等往来危険、汽車・電車等転覆、殺人、強盗、爆発物使用、公務執行妨害などをことごとく破壊活動と規定し、その教唆・扇動をも取締りの対象として、団体活動の制限、解散などの措置を加えたことは、団規法以上に、いなその原型となつている団規令以上に革命運動にたいする予防的規制措置、つまり予防的革新命たる本質を露骨にさせたのであった。したがって、破防法案が参院法務委員会で審議されたとき、木村法務総裁が「日本の政治組織を破壊しよう

自体によって革命運動の任務が変化するというような問題ではそもそもないのである。そして革命運動の爆発は、一切の支配秩序に根底から対決するものである限り、労働者人民大衆の眼からみれば、至極当然な行為にしかすぎなくても、支配階級の眼からみればそもそも非合法な運動である。もちろん、破防法がいったん成立し、それが発動されるようになるならば、戦前の治安維持法をみるまでもなく、共産主義運動と革命運動の外延にある一切の反政府的言動が取締りの対象にすえられてき、いわゆる民主主義的権利が根こそぎに剝奪されていくのは事実であろう。しかし、破防法の制定とその発動が、いわゆる民主的権利と政治的自由の一切をその結果として剝奪するという、つまり憲法法規に抵触するということから破防法にたいする批判を出発させては絶対にならないのである。

破防法制定当時、そのような治安立法で想定される行為は、破防法をわざわざ制定しなくても、通常法規で十分取締れるはずであり、言論・結社の自由を侵害する恐れのある破防法をわざわざ制定することは憲法違反であるとの論議が存在していた。そして「暴力主義的破壊活動」の定義がきわめて不十分かつあいまいであり、このような法律が許されるならば、拡張解釈が必ずであるとの批判が広く存在していた。たとえば、破防法を解説した『法律時報』の別冊（一九五二年八月）は、「政府の百万言の弁解にもかかわらず、暴力主義

というイデオロギーをもっておる。これはいかなる施策をしても、この源泉は私はとめ得ないと確信いたしております。……現下の情勢におきましては、さようなイデオロギー的、破壊的組織をもつたものが日本の治安を乱す。それに対処すべき措置、施策としてこの法案を作成した次第であります。」とのべ、従来、思想には思想をもって対抗しようといわれてきたが、こんなことは到底不可能だとはっきり答弁しているように、帝国主義の政治支配を打倒するために、人民大衆の暴力をその手段として大衆に訴え、かつ行動するものには、その思想であろうと実行であろうとことごとく権力の取締りの対象にする法律、それがいわば破防法の意図せる目的であったといつてよい。

たしかに、革命運動は、法の許容する範囲内でおこなう運動ではない。資本制国家権力を打倒し、既存の支配秩序をことごとく破壊した上でプロレタリア独裁を樹立し、世界革命を勝利させ、労働過程を労働者が奪い返し、全人間の解放を実現する革命運動は、その過程において、当然のことながら、法秩序や法体系を根底から否定する闘いを内にふくむものである。たとえ、破防法が存在していなくても、刑法上の内乱罪、騒乱罪、放火、殺人、公務執行妨害などありとあらゆる刑事弾圧を支配階級は革命運動に加えるものであり、プロレタリア革命の勝利とは、このような刑事弾圧をことごとくおよそ無効としてしまふ闘いなのであって、法の制定それ

的破壊活動の観念は、不明確そのものであり、市民社会と民主主義国家が守らねばならぬ法的原則を無視しているといわねばならぬ。問題は濫用のおそれではなくして、濫用性そのものが本法の破壊活動諸類型の性格なのである」と指摘している。このような意見は、大体、当時のいなその後も破防法批判の最大公約数的見解であったといつてもよい。だがしかし、「市民社会」ないしは「民主主義国家」つまり、戦後憲法によって規定される法秩序を前提として論議を出発させる限り、それはそもそも、「民主主義国家」と呼ばれるブルジョア民主主義を基軸とする政治支配構造が、帝国主義段階の危機のもとで、崩壊と動揺を余儀なくされようとしているとき、また、資本制生産の諸矛盾が帝国主義段階において戦争と植民地支配という形態をとって一挙に爆発しているとき、それに根底的に対決するべき革命運動にたいする支配階級の攻撃が破防法となつてあらわれることにたいする無自覚を生んでいくだけであろう。暴力主義的破壊活動の観念の不明確さを「市民社会」と対立させて問題にさせる限り、そもそも極論するならば、支配階級と同じ土俵の上で論議をするに等しいことなのである。このことが後にもふれるように当時の破防法反対闘争の限界をまた明るみにだすものでもあり、逆に、破防法がなにを目的にして制定されようとしていたのかを不明確にさせることにもつうじていたのであった。破防法の想定しているような「破壊活動」、それは、人民大衆にと

つては、内乱であろうと、騒乱であろうと、そしてまたそれを宣伝・扇動する活動であろうと、それを組織的におこなうとする団体活動であろうと積極的に容認されるべきことである。問題は、そのような活動を事前に権力の強権的支配によって規制されることを合法化されるような法の制定を、当時にあっては、朝鮮戦争下における軍需物資輸送拒否や軍事基地反対闘争を直接的契機としつつ、革命運動の大爆発とプロレタリア革命の側に民衆を獲得することによって粉碎し、四九―五〇年の大敗北をふたたび革命的激動の開始に転化させることを問われていたのである。

破防法が革命運動にたいする徹底した予防反革命の治安法規であるというこの一点を曖昧にすることは、とりもなおさず、観念的に想定される「市民社会」の防衛を自らの絶対的判断の基準にするという悲しむべき見解に自己を転落させ、その結果、革命運動を合法主義的な運動にひきずりこむ一助をなす役割を自ら果たすだけなのである。七〇年安保対策として自衛隊の治安出動が今日問題になり始め、自衛隊のそのための訓練が始めて新聞に報道されたが、そのとき、かつて『人間の壁』などの小説を書き、勤評反対闘争などを描いた石川達三なども、「暴力分子」にたいして治安出動は当り前であるとの見解を発表している。

戦後民主主義は、たしかに、戦後革命の敗北がスペイン革命のように根こそぎに革命運動の存在が抹殺されなかったこと

いたづらに制限し、破壊する危険のあることについては、だれもこれを否定することはできないであろう。このことはすなわち暴圧政治と反動資本のばつこととなり、ひいては社会不安を醸成し、産業を危険に陥れる結果を招来することについてもまた、だれも疑う余地のないところであろう。まことに、スト禁止法案の構想といい、団規法案の提出といい、東条政権でさえも企て及ばなかった恐怖政治の現われと言わないわけにはいかない。

一九五一年一月六日、総評の第七回評議員会はこのような非常事態宣言を發した。団規法案の制定化と同時に、吉田内閣は講和条約締結と同時に、女子、年少者の労働時間の再検討などをふくめた労働基準法の改悪、政令三二五号（占領目的阻害行為処罰令）を国内法化し、国民生活を破壊する恐れのある争議行為を治安政策の立場から立法するいわゆるゼネスト禁止法の立法化など労働法規改悪をも意図し始めていた。これにたいし、総評傘下各単産の他に全国セメント、全国ガス、東京ガス、全造船、鉄鋼労連、全国電機などの中立系の単産が参加して五一年六月一九日、さらに労働基準法改悪反対闘争委員会（のちに労働法規改悪反対闘争委員会）―略称、労働が発足していた。そして、総評の「非常事態宣言」にひきつづいて労働の戦術委員会は、一月一七日を期して民間単産は二時間の時限ストを決定し、官公労等の組合もこれにならうことを決定した。だが、大橋法務総裁が一月一三日、衆院の法務委員会で、団規法案などいまだ準備が

からもたらされたその遺産でもあった。しかしまた一方、このことの意味は、戦後民主主義と呼ばれるブルジョア民主主義的統治形態は、プロレタリアートが獲得するべき政治的目標として設定されていたものでは決してなかったのであり、それはそもそもプロレタリアートの革命的勝利によって根底から止揚されるべきものである。朝鮮戦争下において、スターリン主義者たちによってきわめて歪曲されながらも武装闘争が組織化され、それによって破防法が制定されたといったことを少しでも見失うならば、革命運動が合法の枠内におちこむ危険性を有していることを、今日ふたたびはつきりさせておくべきであろう。治安立法の制定や、その発動を恐れるような運動、それはそもそも革命運動とはいえないばかりか、それを恐れるような運動によっては、また、市民的自由や政治的自由の剝奪に抗議し、怒りを燃やす様々な形態の闘いをプロレタリア革命の勝利の過程に包摂していくことを困難にさせ、両者を切断していく役割を果すだけである。

### 三 破防法反対闘争の教訓

#### 労働ストと破防法闘争

……政府はあえて団体等規正法案を臨時国会に提出しようとしている。この法案が、憲法に定められた言論、集会、結社の自由、団結権、団体交渉権、ストライキ権など、基本的人権をととのわないので次期通常国会に提出するとのべたため、ストライキの執行は延期されてしまっていた。治安立法制定の動きにたいして先制攻撃をかけることを緒戦において総評はたじろいでいたのである。しかし、労働ストが延期されても、先にもふれたとおり、破防法決定にいたる団規令の国内法化を政府があきらめたわけではなかった。三月二十八日の閣議決定にいたるまで、政府は法案の手直しを再三にわたっておこなっていたが、その間、総評と労働が抗議の行動を実際に組んだのは、三月一日、弾圧法規粉碎総決起中央大会を東京錦糸町公園で開き、上野駅までデモをおこなっただけであつた。たしかに、四月以降、労働ストは四波にわたって闘われたが、しかし、このような治安攻勢に先制攻撃をかけるには、総評と労働は余りにもたちおくれれていたといつてもよい。そして、法案の閣議決定がおこなわれた後の三月三十一日、労働は第一波ストを四月一二日、第二波ストを四月一八日と決定したが、二四時間ストが執行されたのは、全国金属の七〇％と全自動車の九一分会中八七分会であり、昭和電工、電産（電源を除く）などが二時間の時限ストをおこなった小規模なものにすぎなかった。第二波ストも、賃金闘争をおこなっていた私鉄総連、全鉱が軸になり、それに炭労と全自動車が一四時間ストに突入しただけで、その他は時限ストがうち抜かれたにすぎなかった。法案はこのときすでに、衆院法務委員会にまわされていたのである。

たしかに、このとき、炭労が軸になってうち抜いた二波にわたる労働ストは、総評民同のニワトリからアヒルへの転換をもたらし、第一波スト直前に吉武労相が破防法を労働運動には適用しないという修正案を労働幹部にせしめずことになってストライキをきりくずそうとしたことには、炭労が政府の態度を前進と評価してストを直前になって中止し、戦線を攪乱したとき、山元の労働者の不満は目を追うに従ってはげしくなっていた。「オシヤカサマデモセツクデキヌ」と炭労本部に北海道から電報がうたれたのはこのときのことだ。そして四月二三―二七日に開かれた炭労臨時大会は、委員長武藤武雄のわび証文をも認めず、執行部不信任案を可決し、武藤ら民同右派を追放し、あわせて彼を総評議長の座からひきずりおろしてしまった。明らかに、僅か二四時間の平和的ストライキでさえも闘いとしていった力は、講和発効と同時にこそいかかるうとする労働法規改悪や治安立法の制定にたいする労働者の不安と危機感が労働と総評をひきずっていき、右派をたたきだしていったことをいささかも過少評価することは誤りであろう。そして、労働ストは、右派指導部に代って民同左派を労働運動の指導部におしあげた。だがしかし、労働ストを貫いていた論理は、破防法の制定が政府のいかなる言明や、スト切り崩し工作にもかかわらず、戦前の治安維持法発動の過程をふりかえるまでもなく、いったん発動されたならば、労働組合運動さえも、「破壊活動」と認定

働者、学生が占拠するのはごく当然の行為であるという一片の認識すらなく、あまつさえ、政府の騒擾罪発動さえ弁護するものであった。声明のなかでいう「營々として積み上げてきた民主主義」とは、二・一ゼネスト中止以降、占領軍命令に屈服し、反共的な民主化同盟を発足させ、労働戦線分裂させ、あまつさえ、首切りとレッド・パージに協力し、その上、朝鮮戦争の勃発にたいしては、「国連軍の警察的行動を支持」とアメリカ帝国主義の侵略的軍事行動に承認を与え、そのような反共と分裂主義の積みあげられた歴史に他ならなかったのである。ニワトリからアヒルになり、右派を総評から追放した左翼社会民主主義者たちは、民同結成以来のこの五年間の歴史を自らの汚辱と感じているかも知れない。だがしかし、破防法にたいして「民主主義」を対置することのような見解は、今日にいたるもいまだに尾をひいている問題である。それ故、一〇・八羽田闘争を契機とする反戦反安保闘争の革命的爆発の過程で、四・二八沖繩選挙闘争でついに破防法が発動されたことには、このような見解をもってするならばなんらの対応さえすることができなくなってしまうていることをもたらししていることにもつうじるのである。つまり、破防法を民主主義的権利の剝奪と侵害としてのみとらえる限り、革命運動の爆発にたいし治安攻勢の要としての破防法がおそいかかるとき、もはや無力な対応しかなしえないのである。今日、民族共産主義に転落することによって社会

される言論と思想にたいする弾圧であり、民主主義的権利の抑圧であるといういわゆる戦後民主主義の意識とそれにもとづく権力への不信の念に他ならなかったのである。したがって、破防法が直接対象にしようとした朝鮮戦争下における日共の武装闘争と破防法の国会上程に抗議して合法的形態をとってうち抜いた労働ストとは相対立しあう要因をも内包している。それどころか、両者は相対立しあう要因をも内包してふくんでいたものであった。そしてそれが最も鋭く顕在化したのが五・一メーデー事件の直後だったといえよう。

メーデー事件の翌日、総評は常任幹事会を開いて次のような声明をだしている。

……中央メーデー行事解散の後、日本共産党系分子がおこなった集団的暴力行為はついに流血の惨事をまきおこした。このことについては、総評・労働がなんら関知するところではないが、民主的労働組合の責任において、はなはだ遺憾にたえない。今次事件は民主的労働組合が營々として積み上げてきた民主主義を一挙に後退させ、反動ブッシュシヨ勢力を誘発するにいたる危険があり、明らかに階級的裏切り行為と断せざるをえない。……吉田政府は必ずや破防法の必須を訴えるであろうが、既に本事件は騒擾罪をもって対処しているのであって、みずから破防法の不要を証明しているのではないか。

この総評の声明には、権力によって虐殺された二人の労働者、学生にたいする追悼の念さえなく、まして人民広場を労働者、学生が占拠するのはごく当然の行為であるという一片の認識すらなく、あまつさえ、政府の騒擾罪発動さえ弁護するものであった。声明のなかでいう「營々として積み上げてきた民主主義」とは、二・一ゼネスト中止以降、占領軍命令に屈服し、反共的な民主化同盟を発足させ、労働戦線分裂させ、あまつさえ、首切りとレッド・パージに協力し、その上、朝鮮戦争の勃発にたいしては、「国連軍の警察的行動を支持」とアメリカ帝国主義の侵略的軍事行動に承認を与え、そのような反共と分裂主義の積みあげられた歴史に他ならなかったのである。ニワトリからアヒルになり、右派を総評から追放した左翼社会民主主義者たちは、民同結成以来のこの五年間の歴史を自らの汚辱と感じているかも知れない。だがしかし、破防法にたいして「民主主義」を対置することのような見解は、今日にいたるもいまだに尾をひいている問題である。それ故、一〇・八羽田闘争を契機とする反戦反安保闘争の革命的爆発の過程で、四・二八沖繩選挙闘争でついに破防法が発動されたことには、このような見解をもってするならばなんらの対応さえすることができなくなってしまうていることをもたらししていることにもつうじるのである。つまり、破防法を民主主義的権利の剝奪と侵害としてのみとらえる限り、革命運動の爆発にたいし治安攻勢の要としての破防法がおそいかかるとき、もはや無力な対応しかなしえないのである。今日、民族共産主義に転落することによって社会

される言論と思想にたいする弾圧であり、民主主義的権利の抑圧であるといういわゆる戦後民主主義の意識とそれにもとづく権力への不信の念に他ならなかったのである。したがって、破防法が直接対象にしようとした朝鮮戦争下における日共の武装闘争と破防法の国会上程に抗議して合法的形態をとってうち抜いた労働ストとは相対立しあう要因をも内包している。それどころか、両者は相対立しあう要因をも内包してふくんでいたものであった。そしてそれが最も鋭く顕在化したのが五・一メーデー事件の直後だったといえよう。

メーデー事件の翌日、総評は常任幹事会を開いて次のような声明をだしている。

……中央メーデー行事解散の後、日本共産党系分子がおこなった集団的暴力行為はついに流血の惨事をまきおこした。このことについては、総評・労働がなんら関知するところではないが、民主的労働組合の責任において、はなはだ遺憾にたえない。今次事件は民主的労働組合が營々として積み上げてきた民主主義を一挙に後退させ、反動ブッシュシヨ勢力を誘発するにいたる危険があり、明らかに階級的裏切り行為と断せざるをえない。……吉田政府は必ずや破防法の必須を訴えるであろうが、既に本事件は騒擾罪をもって対処しているのであって、みずから破防法の不要を証明しているのではないか。

## 武装闘争と破防法闘争

朝鮮戦争が勃発したとき、戦後革命の敗北をふたたび勝利への道に転ずるためには、革命的敗北主義を厳然と対置し、戦争を内乱へと転化する共産主義者の闘争を媒介とした大衆的実力闘争の発展が不可欠の課題となっていた。そのためには合法主義的傾向は一切根絶されねばならなかった。五二年四月二八日、講和条約が発効して占領法規が形式的には撤廃されたとはいえ、朝鮮戦争下においてなおかつ、合法と非合法、公然と非公然の闘争形態を自覚的に結合し、人民大衆の反戦意識をくみつくすなから、帝国主義打倒の方向を明確にさせていかねばならなかったのである。吹田事件を始め、大須事件やメーデー事件などは、明らかに、朝鮮戦争下において武装した国家権力と真正面から激突した闘争であった。とりわけ、国鉄の軍需物資輸送拒否をめざした吹田事件は、帝国主義戦争にたいする共産主義者の闘争が、後にもふれるような五一年綱領のもとで歪曲された実力闘争だったのである。だからこそ権力は集中的な弾圧をもつてのぞみ、大量逮捕と騒乱罪、殺人未遂罪などを適用してきたのだった。

共産党の武装闘争方針は、先にもふれたとおり五〇年一月〇月頃よりその準備がなされており、『平和と独立』紙第一号では、「おそらくわが革命は、ロシア革命のように都市の労働者の蜂起と人民協議会とが主力となるが、同時に中国革命のような農村遊撃隊が蜂起を援護し、また決定的瞬間に至る

主義の本質に関する無関心にもつうじていたのであったが、しかし、そのような「民族解放民主革命」を実現するために「国民の武装した力」をその手段としなければならず、その「軍事組織の目的は日本の国民を現在の奴隷的状态から救い、人間らしい自由と生活を闘いとることにある」(『われわれは武装の準備と行動を開始しなければならぬ』)とのべて中核自衛隊の組織化を党内にうちだしたのであった。そしてその軍事組織の活動を次のように説明したのである。

常に攻撃の主導権は味方が握らなければならない。有利な人員と、有利な地形で、有利な闘いをするのであり、敵の陣地にひきいられるのではなく、味方の計画に敵をひきいれ、有利な条件で打撃を与えるのである。もしも味方が不利であれば闘ってならないし、敵が結集すれば味方は散開して逃げなければならぬ。われわれの軍事組織はこの根本原則に従って敵の部隊や売国奴達を襲撃し、それを打破ったり、軍事基地や、軍事行動や、軍需品倉庫、武器、施設、車輛などをおそい、破壊したり、爆発させたりするのである。占領制度を除くためには、われわれはあらゆる手段をとらなければならないし、またそれは許されるのである。この場合に通常の支配者の道徳は適用されないものであり、またそれに影響されてはならないのである。

このように、武装闘争の必要性と軍事組織の任務を規定した上で、さらに『中核自衛隊の組織と戦術』は、軍事組織の指揮系統を中央軍事委員会につながる軍隊組織として、工場、町、学校毎に中核自衛隊を組織し、各隊に政治委員をお

までの比較的長い準備期において、これを準備し、あるいは敵を消耗させ、牽制する重要な役割を演ずるのである」と訴えていた。そして、地域闘争を権力獲得の中心戦術とみなし、それに農村遊撃隊をからませ、蜂起の準備を組織し始めたのであった。さらに、五一年綱領の採択と同時に、「われわれは武装の準備と行動を開始しなければならない」なる論文と「中核自衛隊の組織と戦術」なる軍事方針を相ついで発表していくことにより、その全容をととのえていったといつてよい。五一年綱領は周知のとおり、戦前の三二年テーゼに植民地革命論を機械的に結合させたものであり、アメリカ帝国主義の占領支配がつづいている以上、日本の革命を従属国の革命と規定し、国内では半封建的生産関係が基本的な階級関係と把握し、天皇、旧反動軍閥、特権官僚、寄生地主、独占資本家が政治勢力として羅列され、その代表としての吉田政府は「占領当局の圧倒的な略奪的な本質をかくすためのツイテタ」であり、「日本におけるアメリカ占領当局の精神的、政治的支柱」であるが故に、吉田政府を打倒することが民族解放民主革命を達成することになるとのべていた。五一年綱領が三二年テーゼの二段革命論をそのまま踏襲し、あまつさえ従属国型の民族革命論をうちだしながら、吉田政府打倒にその戦略的目標をすえる「ツイテタ」の理論に他ならなかったし、それは、ヤルタ協定を基軸とする戦後帝国主義世界体制の成立に關しておよそ無知をさらけだし、日米同盟の帝国

き、この基本的な軍事組織をもとにパルチザン、人民軍へと発展させることを呼びかけたのである。そして武器の補給源は基本的には敵であり、アメリカ占領軍や政府の武装機関を襲撃して武器を奪いとらねばならないが、そのためには、時限爆弾、ラムネ弾、火焰手榴弾、タイヤバンク器等の製造、使用法に熟達する必要があることを指示したのであった。

このような共産党の軍事方針は、いうまでもなく、一九四九年一月、北京で開かれたアジア、太平洋労働組合会議における劉少奇の「武装闘争は多くの植民地の民族解放闘争の主要な形態となる」という演説を日本に適用し、毛沢東の『遊撃戦論』をその戦術の基本にすえたものであった。だがこのことをもって、すなわち、民族革命という戦術規定と半封建的生産関係の掃、とりわけ農業革命の独自の遂行という三二年テーゼ以来の民主主義的任務の達成という革命本質論における根底的誤謬を突くことによって、帝国主義段階の危機が尖鋭化してきた時代、換言するならば、ロシア革命を契機とする世界革命への過渡期の時代において、帝国主義の打倒を実現するために、労働者人民の武装と、それを保障する軍事組織の問題にいたるまで、日共の「極左戦術」として水に流してしまふならば、度し難い右翼的偏向に転落してしまふことをいま根底から認識しておくことが必要なのである。名称はなんと名づけようとも、党組織の政治的指導を貫

徹させつつ、軍事組織を樹立し、帝国主義打倒の尖兵たらしめ、そのために、武器の製造、使用法にいたるまで訓練することは当り前なことなのである。むしろ、一九四五年、アメリカ帝国主義の占領と同時に、GHQの武力によって労働者人民の実力闘争が、一九四六年四月、四七年二月、四八年三月と次々と敗北させられていくような事態にあって、戦後革命を勝利に導くためには、プレスコードなどにとらわれず、党の公然面とは別個に、非公然組織を保持しつつ労働者人民に武装の必要性を訴え、その組織化にあたることこそが問われていたのだ。そして、労働者階級の本隊の闘争を革命運動の勝利にむかって有利に転換させるためには、大小さまざまな軍事組織をからめ、都市におけるグリラをもふくめた蜂起を準備しながら、職場と学園を砦と化し、権力の武装した部隊にうち勝つ街頭における闘いに労働者を組織すること、それは少なくとも帝国主義を打倒することを少しでも真面目に考えるならば誰でも自己の課題としなければならぬことなのである。五二年の武装闘争の悲劇は、中核自衛隊を軸とする軍事組織を確立し、交番襲撃などのグリラ戦術を次々と組織していったことにあるのではない。まして、中国革命の方式をそのまま日本に適用したという点にだけ問題があるのではない。

たしかに、『中核自衛隊の組織と戦術』のなかで、「われわれはいま戦略的には防禦の段階にある」ので「敵と正面から対峙し、戦うのでなく、敵の弱点や隙間を奇襲して、これに打撃を与え、攻撃の後には誰の行動かわからないようにすることである」「この段階の戦闘は、味方が攻撃し、主導権をもつから闘いは大きな会戦ではなく小さな奇襲の連続である」とのべ、五二年二月から、「小さな奇襲の連続」を繰返したのは、次のような毛沢東の戦術に裏うちされていることでもあった。

遊撃隊の作戦は、できるだけ多くの兵力を集中し、秘密な、迅速な行動をとり、敵の不意をついて襲撃し、きわめて急速に戦闘を決するよう要求せられ、消極的な防禦を極力いましめ、時間がのびることを極力さげるとともに、戦いにのぞんでの兵力の分散を極力いましめるよう要求される。

……遊撃戦争の基本方針は進攻的なものでなければならず、正規の戦争とくらべて、その進攻性は一そう大きく、しかもその進攻は、かならず奇襲でなければならない。(抗日遊撃戦争の戦略問題)

中国革命は、コミンテルンの誤った指導のために、上海や広東における蜂起が敗北した後、やむをえず、延安を根拠地としながら解放戦争の形態をとらねばならなかった。そしてまた、中国革命の勝利は、スターリンと毛沢東の対立にもかかわらず、一国社会主義的に閉鎖された中国社会の建設に転化させられていったが、しかし、中国大陸が帝国主義の植民地支配から離脱したことは、戦後アジアにおける帝国主義支配体制を根底から動揺させ、危機を拡大させるものであった

ているのも、革命運動が帝国主義を打倒し、プロレタリア独裁を樹立するために労働者人民の武装を不可欠の前提にするというこの一点が思想的にも武装解除されてしまっているからにはかならない。この一点が武装解除されたところで、なにを論議してもそれはオシャベリの領域をでるものではなく、帝国主義への屈服を早めるだけであろう。

したがって、五二年の武装闘争が、「奇襲の連続」として闘われたことにその本質の問題性があったのではない。決定的な点は、民族解放民主革命という戦略の規定に支えられつつ、「奇襲」や「武装闘争」が治安立法の制定に危機感をいだいて大きく動き始めた民衆の闘争を自己の内側に包摂していきながら、治安立法を粉碎し、吉田内閣を打倒する闘いの論理をなにひとつもちえなかったことだ。だから合法面、公然面の闘争になると極端な経済主義が露呈してしまい、労働者、学生、知識人などの闘いの総体を革命運動の側に獲得していくことに完全に失敗してしまっただけであった。現実には、破防法案が国会に上程されたとき、議院内における審議が遅延したのは衆院におけるよりも参院においてであった。徳田、志賀、野坂らの衆議院議員が、五〇年の六・六追放によって議席を奪われてしまっただけとはいえ共産党代議士の数は当時なおかつ二一名を数えていた。にもかかわらず、彼らは、革命的議員としての役割を果たし、院外の大衆に破防法制定の反革命的意図を暴露し、それを院内における抵抗に転化

しようと努力することをなにとつおこなっていなかったのである。その上、六月一六日の『アカハタ』号外は「破防法を粉碎しただけでは食えない。おっかあと子供は養えない。手当だ、賃上げ。これを勝ちぬくことが破防法の粉碎だ」といってとんでもない経済主義的な俗物的見解をばらまき、合法的形態であっても政治闘争に決起しつつある労働者人民にたいする蔑視の言葉をなげつけたのだった。そこにあるものは合法と非合法、公然と非公然の活動形態の有機的一統を破壊したというようなきれいごとより以上の労働者人民の大衆的闘争にたいする極端なる蔑視である。

したがって、合法面において破防法反対闘争を組織した理念は、左翼社会民主主義に代表されるような平和主義のイデオロギーであって、それは、破防法に民主主義を対置し、日共の武装闘争から自己を分離することに汲々とし、他方、朝鮮戦争下において武装闘争を準備した日共は、このような動きに敵対的な態度をむきだしにし、破防法を葬り去ることが支配権力の治安政策を動揺の淵にたたきこみ、労働者人民大衆の武装をより一層発展させることなど爪の垢ほども考えようとしなかったのである。それは、両者がいずれも、破防法を徹底した予防反革命の治安法規であることについて根底から理解していなかったからにほかない。したがって前にもふれたとおり、破防法反対闘争によって総評が左旋回したが、そこに定着したのは、階級闘争の平和的發展を前提とする大

会を通過した後、共産党は今度は七月一二日、「当面の闘争の重点」なる論文を発表したが、そのなかで「敵尖兵とのこぜりあい」をうばわれてはならない。新綱領の指示する方向において国民統一のため政治的展開をしなければならぬ」とのべている。二つの論文の意図するところは、いうまでもなく、俗にいわれている「火焰ビン自己批判」である。実際、二つの論文が契機となって、「火焰ビン闘争」は姿を消してしまつた。もちろん、中核自衛隊の組織はそのまま残されたが、もはや、現実には武装闘争が組織されることはなかった。つまり、破防法が国会を通過すると同時に、武装闘争は奇妙なことに、鳴りを静めてしまつたのである。たしかに、当時の「火焰ビン闘争」は、今日の一〇・八を契機とする反戦反安保闘争の革命的爆発に比するならば、共産党の組織の強大さに比較して大衆的振りが著しく希薄である。だがしかし、初期の交番襲撃に始まつた武装闘争は、メーデー、吹田、大須事件と発展していくように、次第に権力にたいする大衆的な激突を生んでいっていき、とりわけ、吹田事件のように軍需物資輸送拒否という政治的目標も明確になりながら闘争が進展していった。共産党が「火焰ビン闘争」を中止したのは、自己の闘争が破防法反対闘争などと結合することができず、次第に孤立していったが故であるとこれまで一般的には強調されてきた。そして、自己の孤立化は、逆に右翼的政策への転換を余儀なくされたと説明してきた。私自身

衆運動の論理に他ならなかったのであり、そして、共産党が武装闘争を放棄したとき、それは必然的に前者の立場への屈服を生んでいくことになったのだった。

#### 四 合法主義への転落

##### 武装闘争の放棄

しかしながら、まだ部分的には欠陥をもっている。たとえば、とくに、ときどき、ストライキ、デモンストレーションを、労働者、農民の実際的要求から離れて、指導者の好みによつておしつける傾向である。さらにまた、党の幹部たちが、ストライキ、デモンストレーションの実力行動のみに精力を集中して、国会や地方議会の選挙などのごとき問題を軽視する傾向である。

一九五二年六月一〇日、日本共産党三〇周年を前にした記念論文が徳田球一の署名で、コミンフォルム機関紙『恒久平和のために、人民民主主義のために』に発表された。そのときは、ちょうど、参院で破防法案が審議されていた真最中である。徳田が指摘するように、ストライキやデモを共産党がおしつけたというより、事實はむしろ、ストライキやデモに終始一貫敵対的態度をとっていたのが共産党であったが、しかし、徳田のいわんとしていっているのは、そのような一般的な問題にあったのではなかった。徳田論文が発表され、破防法が国

もかつて、そのような傾向を内在する論文を書いたこともある。だがしかし、共産党の「火焰ビン闘争」の中止は、そのような点にのみ、本質的な問題があるのではない。すでになん回となく強調してきたとおり、破防法制定の直接的動機は、日共の武装闘争をたたきつぶすためであった。破防法が国会通過をし、法律として制定されるや、日共の武装闘争が影をひそめたことは、支配階級の意図した破防法攻撃のひとつの、もっとも重要な側面が貫徹されたことを意味するのである。破防法の意図した目的は、権力にたいする民衆の武装を「暴力主義的破壊活動」と断罪することによって、民衆に武器を捨てさせ、革命運動にたいする予防的措置をはりめぐらしながら階級闘争を平和的形態のなかにひきずりこむことにある。支配階級にとつても、破防法を常時、発動するようになることは決して好ましいものではない。破防法を発動しなければならぬような階級闘争の爆発が日常化するような事態は、文字どおり、帝国主義の政治支配の危機そのものである。破防法によつて強権的支配がはりめぐらされ、警察国家的状態に移行して民衆の権利が次々に剝奪されていくことは、決して帝国主義の政治支配の安定を意味するものではないからである。事実、破防法発動によつても、もしも、革命運動と革命組織を壊滅させることができず、非公然、非合法に組織された革命党の指導を媒介にして民衆の武装が進んでいくならば、それは、帝国主義にとつての死を意

味するだけであろう。文字どおり、破防法のような革命組織と革命運動の存在そのものを規制する治安法規が発動されることは、帝国主義の政治支配が延命できるか、プロレタリアートが革命的に勝利するか、そのいずれかが鋭く問われるという時代への一直線的な突入である。破防法発動が支配階級にとって危機を一層鋭くさせることはまた、その逆に、革命党にとっても、自己の組織戦術が一步誤ったり、権力の攻撃にたいして瞬間的なたおくれをしめしたりしたら、たちまち壊滅的な打撃を蒙る危険性をはらむものであり、そのような試練をくぐることなしに、破防法が日常的に発動され、帝国主義の危機が深まったからといって自動的に帝国主義が崩壊するものではないのである。したがって、帝国主義者にとって破防法のような治安法規はあくまでも存在せねばならぬことを前提としつつもそのような治安法規が存在するだけで意味をもつような事態、換言するならば、階級闘争が平和的發展形態のもとにとどまり、ストライキやデモがおこなわれても、それが合法的、平和的手段の枠内にとどまっておろ、その枠をとびこえるような事態にたちいたったときにはいつでも破防法発動をふりかざして人民大衆を脅迫し、実際は破防法が現実には発動されないような事態が生みだされるのが最も都合なのである。

たしかに、破防法反対闘争の教訓として多くの人々が指摘しているのとおり、闘争の大衆的昂揚が、政府をして容易に破

な屈服の第一歩であった。  
そもそも、三二年テーゼや五一年綱領に象徴されるスターリン主義の二段階戦略は社会主義革命に敵対する民主主義を固定化することによって、現実的には資本家階級との絶えざる協調に走る右翼の本質をその特徴としている。したがって「極左戦術」を後退させ、それを打ち切ったときにはいつでも、その右翼の本質が全面的に開花してしまうものなのである。まさしく、五二年七月以降の日本共産党のたった戦術転換は、決して単なる戦術上の転換ではなかった。それは、自己の右翼的な本質をより一層あらわにさせていくものだったといえる。徳田論文が出されてから一五年たった一九六七年、共産党はふたたび、日共成立の四五周年を祝うとともに記念論文「日本共産党の四十五年」を発表した。このとき、宮本らの日共指導部は、当時の闘争を「極左冒険主義」と一言で片づけ、それは「暴力革命唯一論」の立場にたっていたからであり、外国の党に追隨する事大主義的傾向が存在して「自主独立の立場をまだ十分確立していなかった」からだとのべたてた。だが、これほど破廉恥な総括はない。宮本はたしかに当時、国際派の中心として徳田らの党指導部から排除され、四全協決議による国際派の屈服や、五一年綱領の制定に彼らも賛成したにもかかわらず、徳田・志田指導部の中軸に復帰することができず、新日本文学会などにたてこもって文学評論を書き、形勢展望をしていたために、五二年の武装闘

防法を発動させえないような歯止めをおこなったのは一面の事実であろう。だがそれはあくまでも一面の部分的な真理にしかほかならず、それをもって破防法闘争の教訓のすべてにしてしまえば、それは、破防法制定以降の過程にたいする余りにも平和的な見方につながっていくものだとはいえるだろう。現実には、破防法が発動されるか否かは、その対象として存在する「破壊活動」が革命的労働者や学生によって組織され、権力を脅かすかどうかをその前提とする。もしも、そのような運動が存在しないならば、破防法が発動されないからといってそもそも喜ぶにはあたらないのだ。もしも、長期にわたって破防法の発動が問題にさえならないような階級関係が持続するならば、それは革命運動が骨抜きにされていることを意味するだけであり、労働者階級にとってこれほどの恥辱はないのである。そして、このような事態をつくりだすことがまた、破防法のもっている予防反革命の意図を貫徹させることになるのであった。まさしく、破防法制定と同時に、共産党が武装闘争を「自己批判」し、メーデー、吹田、大須事件に象徴されるような大衆的実力闘争の爆発を意図的に回避し、戦術転換をはかったことは、以後今日まで、日本共産党に代表されるスターリン主義運動が合法主義の奈落の底に転落していく最初の契機でもあった。そして、「徳田自己批判」にもとづく「火焰ピン闘争」の打ち切りは、破防法制定のなかに秘める帝国主義のこのような意図にたいする完全

争について直接、自己の責任を問われる立場にいなかったかも知れない。だがしかし、そんなことはどうでもよいことだ。

問題は、宮本らが今日到達しえた「自主独立」の立場から武装闘争を総括するとき、外国の党に追隨する事大主義的傾向をあげることは、結局、武装闘争の責任を中国共産党にのみおしつけるものであり、逆説的にいえばこれほど「自主独立」の立場と矛盾するものはないのである。五二年の武装闘争が中国路線の直接的適用であったことは、もはやいわずとした明らかなことである。だがしかし、どこの路線を適用しようとするかがプロレタリアートの革命的勝利にむかっている道を切り拓きうるものならば、そんなことはどちらでもよいのである。問題は彼らがこのように総括するとき、もはや、いかなる意味においても、共産党が権力との非妥協的闘争を放棄し、合法主義のなかにのみ身をおくことをはっきり宣言したことであり、その合法主義からはずれる闘争にたいして、それが過去の日共の闘争であるならば「自主独立」の立場の不明確といつて片づけ、今日の革命的労働者、学生の闘争ならば、権力と一体となって「暴力主義的破壊分子」を攻撃する予防反革命の役割をスターリン主義が現実にも果たしていることを指摘するだけで十分であろう。

#### 合法主義と自主独立路線

そして、共産党がこのように予防反革命の役割を権力と分担するところまで転落していく過程が、とりもなおさず宮

本路線の確立過程でもあった。

たしかに「徳田自己批判」によって「火焰ビン闘争」は打ち切られた。しかし、中核自衛隊を中心とする軍事組織は、このとき直ちに解散されたわけではなく、なお、独自の部隊編成を進め、その独自の機能を發揮する準備を進めていた。徳田らは、党内の混乱を恐れて、一挙に軍事組織を解体させる挙にでなかつたばかりか、五二年一〇月選挙に惨敗した後第二回中央委員会における軍事報告書は「われわれがこの間にあげたもつとも大きな成果は、相当広汎な国民、特に労働者、農民の間に武装闘争の思想を普及することに成功している事である。」とのべ、五二年秋の局面を「武装闘争の準備期」と規定し、そのため、中核自衛隊を武装闘争の基礎形態と位置づけ、第一に、武装闘争の思想教育の系統的努力、第二に、日常要求にもとづく諸経済闘争、第三に、中核自衛隊の幹部、指導者の確保、第四に、武器の製造、獲得、管理を厳格におこなうことなどを打ち出していた。この二二中総の新軍事方針にもとずき、中核自衛隊は再編されていたが、しかし、いったん、「徳田自己批判」によって政治路線がほぼ明らかになってくるや、日共の運動の総体は重光首班問題でもつとも顕在化したようにますます右翼の本質をあらわにし、そのため、中核自衛隊の軍事組織は共産党の運動の総体のなかでも全くなり離された別個の存在に転化してしまひ、『平和と独立』や『内外評論』が発行されつつづけていて

過程であり、党内の準備をへた上で、五月になると非公然組織をことごとく解体させ、軍事組織を解散し、あまつさえ、戦後日本革命運動のなかで、夕張、常盤炭鉱における蜂起以来、最も重要な戦線の一翼をになってきた在日朝鮮人の運動を「内政不干渉」の原則のもとに日本の階級闘争ときり離し朝鮮人運動を「祖国復帰運動」と北朝鮮との友好運動にすりかえ朝鮮人党员と朝鮮人細胞をことごとく日共から機械的に分離させ、民族主義的な運動を合法主義的に展開する第一歩をふみだし、党組織を再編した上で六全協決議を採択したのであった。六全協決議の内容についてはもうここでとどくとどりとあげる必要もないだろう。だが六全協決議の発表は「極左冒險主義」の自己批判との関連でのみここで指摘するにとどめるが、党内に大混乱を生ぜしめたのであった。なぜなら、武装闘争に身体ごと没入させ、「民族解放民主革命」を実現するために、自己の一切の私利私欲を捨てて、武装の準備に没頭し、またそれを日常的に支えたのは、一九四九年の大量首切りと五〇年のリード・ページにもかかわらず、脱落せずに生き残った党员大衆であり、そしてまた、最も危険な面を率先して受持ったのは在日朝鮮人の党员大衆とその家族たちであった。したがって生命をかけて党組織の防衛にあたり、軍事組織の確立にあたった党员大衆が、平和的ムードのうちに「極左冒險主義」が上から自己批判されることは、一挙に自己の思想的支柱さえ失うようなものであり、虚脱感

も、五三年以降、その紙面を使っての党员大衆にたいする武装闘争の思想的訓練は全く影をひそめてしまったために、軍事組織はただの陰謀団体に転落し、なんの意味もなくなつて形骸化していったのであった。

そして一九五四年、ジュネーブ会談により、平和共存的ムードが流れ始め、同時に、帝国主義とスターリン主義の分割支配体制たる戦後世界体制が、朝鮮とベトナムの血の犠牲の上に、帝国主義国における戦後革命の圧殺の上に、ようやく確立してき、さらに、日共指導部に、宮本、袴田、蔵原らの国際派が復帰していくにしがたがって、形骸化した軍事組織の解散と五〇年以来、ビューロー組織を軸に構成してきた非公然組織の解体にともなう合法主義への名実ともなう転換はもはや時間の問題になっていっていったのである。

一九五五年の六全協はまた、そのような合法主義への完全な転換の準備でもあった。

この際、我々が過去において犯し、また現在もおお完全に克服されきつていゝとはいえない一切の極左的な冒險主義とはきつぱり手をきることを、ここで卒直な自己批判とともに国民大衆の前に明らかに公表するものである。……我々は断じてこのような極左冒險主義の誤りを再び犯さないことを誓うものである。

一九五五年一月一日付の『アカハタ』年頭論文はこのような自己批判を発表している。それは六全協を準備する第一のにおそわれるのはまた当然である。六全協決議によって党内が明るくなったと往々にして伝えていゝが、だがしかしそれは事実の一面でしかない。革命運動が勝利の過程にむかっているのでもないにもかかわらず、いったんつくりだした非公然組織と軍事組織をことごとく解体させることは、平和的ムードを助長させ、階級闘争の平和的發展に自己を完全に転落させることを意味するだけなのである。そして目標を失った党员大衆にたいし、宮本たちはますます右翼的な対応によってスターリン主義の危機をのりきろうとしたのであった。

したがって、このような立場への転換にともなつて生じる問題は「火焰ビン闘争」によって、なおかつ長期裁判にふさげられている被告たちがどうにも解決のつかない問題として残されていったのであった。そのため先にもふれたとおり、メーデー、吹田、大須事件などの先頭にたつた被告たちは、階級闘争の犠牲者として処理されていってしまうのだった。たしかに、敵権力によって逮捕され、階級裁判にふされる被告たちを救済することは、党組織にとってひとつの責任ある任務でなければならぬ。だがしかしそれは、階級闘争の戦士としてであつて、傷ましい犠牲者としてではないのだ。したがって「極左冒險主義」を日共が右翼的に自己批判した結果、もはや被告たちは、自己の闘争の階級的意義を語ることもできず、位置づけることもできず、清算主義的に裁判闘争をつづけるだけとなり、そして彼らは党内からさえ忘れ去られた存



在にさせられていったのだった。しかもこのようなことを「論理」づけるために、五二年の武装闘争にたいし、新たな屈辱が考えだされていく。たとえば、日共系のイデオログを集めて出版した『現代日本とマルクス主義』のなかで、メーデー事件を「鹿地亘氏誘拐事件、白鳥事件、養生事件、吹田事件、芦別事件など破防法闘争の前後に集中した一連の謀略的事件」ときめつけ「支配階級の側からする意識的挑発」と断罪し武装警官隊と真正面から闘った被告たちはその犠牲者であるという。このようにいい方は、朝鮮戦争下において騒乱罪攻撃にもひるまず闘った被告たちにたいする最大の侮辱であろう。すでにふれてきたとおり、吹田事件やメーデー事件は、そもそもそれがスターリン主義的にいかに歪曲された表現であつても、朝鮮戦争にたいする大衆の実力闘争に加えられた弾圧なのであつて鹿地事件にみられるようなCIA謀略事件とは質を異にする問題なのである。もちろん、鹿地事件のよくな謀略も、日本を朝鮮侵略の最前線基地にする上で仕組まれたアメリカ帝国主義の陰謀であり、それがひいては革命運動の圧殺を狙うものであることはいうまでもないが、しかし味増もくそも一緒にし、ただ階級裁判において無罪をかちとるような自己弁護をすること自体、およそ権力への屈服の姿勢を深めるだけであり、このような立場から帰結することは「意識的な挑発」をさけるために一切の大衆の実力闘争に敵対する合法主義と敗北主義を広汎に生み落すだけであり、そ

## 県警の居直りを糾弾する

### ―博多駅事件無罪判決の意義―



福岡 清

(博多駅事件担当弁護士)

昭和四三年一月二六日、米原子力空母エンタープライズが佐世保に寄港する際、これに対する反対運動を現地で開催するため、学生約三〇〇名が博多駅に下車した時、機動隊がこれら学生に対し暴行を振り、あるいは逮捕し、さらに身体、所持品検査までした。この時、横浜国大生福田君が逮捕され、起訴となり、いわゆる博多駅事件として無罪となつたことは御承知のことと思う。

本件無罪は単に公務執行妨害の事実がなかったといふにとどまらず、進んで機動隊の当日の行動が職務の適法性を欠いていた(違法であつた)とされるに至り、マスコミ等でもいわゆる過剰警備の問題として取り上げられるようになった。私はこの事件の弁護人としてこの事件にいささかのかかわり合いがで

してそのような闘争を組織するものには「挑発者」のレッテルをはり、権力と一体となって攻撃するという恥ずべき姿が残るだけなのである。

破防法が制定されてから一七年、ようやくにして、破防法の存在それ自体によつては、革命運動にたいするなんらの脅迫にもならないような時代を迎えつつある。

佐藤内閣と警察、検察当局は、安保粉砕・日帝打倒の闘いの革命的爆発にたいし、破防法を今後も適用し、革命組織の壊滅を狙うと広言している。

戦後世界体制が七〇年代にむかつてますます解体的危機を迎えている今日、かつて破防法が対象にした共産党の運動は完全に体制内化し、それにとつて代つて反帝・反スターリン主義を世界革命戦略とする革命的共産主義運動が破防法規制の対象にはつきりすえられ始めた。この破防法攻撃を無力と化さしめるならば、すでにくり返しのべてきたとおり、権力にとつてもはや自己の死以外に残されているものはないのだ。したがつて、五二年の破防法制定とそれに前後する日本階級闘争の諸経験をいまふたたび主体的にうけとめ、自己の全存在をかけた闘いを開始すべきときがきているのである。

なつた。この事件の無罪は当初から当然と思

っているものの、現在司法反動の嵐の中で勝ち取つた意義は高く評価せられていいと思つている。特に私他数人の弁護人の努力もさることながら、被告人とされた福田君の態度は立派であり、裁判官に大きな影響を与えたこと、遠い博多に汽車ではぼ全回に近い出席をしたことが、本裁判の結果にも現われているものと思う。別に裁判所で大声でわめかなかつたが、逮捕の当初より一貫していた彼の態度は本判決を支えたことを附言しよう。

この博多駅頭の事件を、九大教授井上正治氏が目撃し、あまりのすさまじさに驚き、人権擁護局に訴え、さらに我々違法警備弾劾弁護団、社会党、護憲連合、現地社会党が福岡地検に機動隊を特別公務員職権濫用罪で告訴したことも御承知のことと思う。このいづれ

も地検は「嫌疑なし」として不起訴にしたため、前記諸団体が福岡地方裁判所に対し、準起訴付審判請求をなした。福岡地裁が前記のように博多事件の職務が違法と認定するにおよび、右準起訴事件は具体性を帯び、裁判所は右違法警察官を起訴せざるを得なくなり、ようやく事態は第二ラウンドをむかえるようになった。

裁判所の照会に応じない県警本部長 準起訴手続とは公務員(警察官等)がなした職権濫用による逮捕監禁や、暴行凌虐罪につき、これを告訴しても検事が不起訴とした場合は裁判所に審判に付する請求をなし、裁判所をして、検察官の捜査を替つて行わしめる刑事訴訟法上の制度である。昭和四四年四月四日にこの請求を行い、今日まで経過しているが、その間、社会党、護憲連、弁護団と地元社会党の各代表が、去る七月三十一日、その後、右請求事件がどのような進行状態にあるかを調査するため、調査団として博多に派遣され、私は弁護団の一員としてこれに参加し、現地で当日、裁判所、地検、県警、井上正治氏に順次会い、その後のこの事件の様子を調査したのである。ところが、まず、当請求事件が、たまたま前記福田被告人の公務執行

妨害事件と同一裁判所に係属し（これは全く偶然であるが）、警察はそのことを理由に予断排除のためと称して、真庭、白井両裁判官の忌避申立をなし、これが右裁判所で未だ被告人として審判に付するかどうか決定しない以前に、これら被請求人に対し、裁判官忌避権はないとして右忌避申立は却下された。前田本部長はこれを不服として直ちに高裁に即時抗告をなし、これが高裁において差戻しとなった時、ちょうど我々が真庭裁判長の部を訪問したのである。

ついでにいうならば、右忌避は差戻後再び福岡地裁の他の部で、前記真庭裁判長係の結論と同じ理由で却下され、前田本部長はこれも不服として抗告し、抗告（高等）裁判所でもこれが認められずに棄却となったため、最高裁に特別上告をした。最高裁は、九月二日、忌避権自体は認めてさし戻したが、現在の最高裁判例からみても当然予断排除の原則には抵触するものではないことはもちろん、刑訴法にいう忌避原因に該当するものでないことは、前田本部長以下十分に御承知の上である。

我々は真庭裁判長以下二名の陪席裁判官と会い、次の意外な事実を聞くこととなった。

前田 「そんなことは知らないし、何も聞いていない。」

調査団 「忌避の申立は公訴時効の完成にあるのではないか、最高裁の判例からみても絶対に通らないものをあえて申立しているということは、判例を頂点とする法秩序の維持にあたる警察官のとるべき態度でないと、申立は早急に取下げる意思はないか。」

前田 「付審判の申立と告発の取下げが先決だ、取下げる意思はない。だいたいお前達はなんで裁判所の使いで来ているのか。」

調査団 「使いととはなんだ、取り消せ。」

前田 「とり消さない、だいたい荒唐無稽な告発じゃないか。」

調査団 「何が荒唐無稽だ、いやしくも司法裁判所の判決を尊重しないのか。」

前田 「あんなインチキ裁判を尊重できるか。」

調査団 「取消さぬ。警察が裁判所の命令

即ち① 裁判所がわざわざ「前田」という固有名詞をはずして「福岡県警本部長」宛にして五月一日、事件当日警備に参加した機動隊の住所、氏名を明らかにするように、五月六日までに裁判所よりの公務所に対する照会として、返答報告するよう照会したが、現在に至るまでこれに対する回答をなして来ていない。

② 例の福田被告人の公務執行妨害罪で、福田より暴行を受けたと称して逮捕した片岡巡査は、行方不明となり被疑者通知ができていない。

③ 公訴時効が切迫しているため捜査を急がねばならないので立法上審査請求の申立があった時に時効中断の効力をもたすべきである。

要するに、警察は、本来、公務所として、裁判所の捜査に協力する義務があるにもかかわらず、裁判所の照会を握りつぶして、これにに応じていないのである。真庭裁判長は前述のようにあえて前田という個人名を除いて官職たる本部長宛に照会したのである。警察が裁判所の命に応じないというのであれば全く世も末という他ない。これら警察の居直りを絶対に許してはならない。

を聞かないのであるならば、どうして国民に法秩序を守れということが出来ますか。」

前田 「だまれ、被疑者が告発人にこんな形で話をする筋合いではない。」

調査団 「我々は前田個人としてではなく、本部長という官職において、あなたに聞いているのだ。」

前田 「(筆者を指して)お前に話す必要はない。つまみ出せ！」

調査団 「話し合うということで会ったのではないか。」

前田 「いいからつまみ出せ、おーい、誰かいないか。」

畑代識士 「あなたがお客様にそのようなことをいうならば何をかいわん、我々は帰る。」

調査団は一応ひき上げた。この間前田本部長は全く興奮の極に達し、顔を真赤にして、前後のみさかいなく「つまみ出せ」とどなり、大変な醜態を演ずるはめとなり、会見に立合った新聞記者を驚ろかした様子であった。

即ち、前日、本部長は自分の草稿に従って、一方的に自分のペースで会見をリードし、その旨マスコミで放送させようと企画し

弁護士を「つまみ出せ」と怒号する前田本部長 前田本部長と私達調査団との一問一答はあられも左のようなものであった。

告発側調査団 「裁判所にさきほどまわっているいろいろな事情を聞いたが、五月一日付で五月六日までに返答をするように照会したのに当日参加した機動隊の名簿、氏名、住所を提出しないのは何故か。」

前田本部長 「たしかに照会があったが具体的にどういう目的でそれが必要かと問いただしたところ返答がないのでそのままにしてある。それに我々としては忌避の問題から決着をつけるべきだと思っているので、この問題がかたずかない限り地裁の要請に応じる考えはない。」

調査団 「裁判所という国家機関が他の国家機関である警察に対して、しかも官職たる本部長宛になした照会に応じないというのは公務員として違法ではないか。」

前田 「そうは思わない、第一お前達にそんなことをやかくいわれる筋はない。」

調査団 「片岡巡査が行方不明になっていると聞か、意識的に警察で匿しているのではないかと疑っている。あなたは知っているはずだ。」

だが、我々調査団がいち早くそれに気がつき、全員で会う結果となった。従って後述する通り、自己の目算どおりことが運ばなかったことに苛立ち、最後には逆上するというハプニングとなったのである。

前田本部長の態度は、国会議員の畑氏に対しては丁重であるが、弁護士のみや調査団員に対しては全く高姿勢の偉丈高な態度と露骨に変えて、全く官僚小役人的態度に終始した。そして最後に「つまみ出せ」とわめく時、全く官職を忘れ、自己の小役人的権力をむき出しにし、田舎殿様に「誰かいないか」と官僚的権威にすぎた権力の越権行使をした。これは見るにたえないぶざまなものだった。我々はそこに、前田本部長の苛立ちと、自民党、および政府の督励をうけたところの許しがたい警察ファッショの人民に対する居直りの姿を見る思いがした。

報道機関と警察のアベック闘争 福岡地裁がNHK他三テレビ会社に当時の博多事件のフィルムを提出するように命令したのに対して、これら三社は麗々しく高裁、最高裁に表現の自由のためと称して抗告もしくは特別抗告をなした。従来、何回も政府や警察に協力してきたマスコミが仰々しく今回に限り抗告

などをする真意を我々ははっきり認識する必要がある。

第一に取材源が公開の場所(博多駅頭)で、第二に現にテレビで放映公開され、第三に国民の人権を守るために本証拠が求められ、第四に本件犯罪の証明に必要欠くべからざる証拠であり、第五に一司法官憲の恣意によるものでなく、いやしくも裁判所の合議で

決定された命令である本命令に対して、マスコミのいう従来の取材の制限への危惧を理由とすることはあまりにも表現の自由の名をかきた暴論にすぎない。我々はこのフィルムを出させ真実を明らかにすることは、国民の人権を守る闘いにとって絶対必要であり、そうでなければ警察官の暴力をあばくことは不可能に近いであろう。

## 破防法研究 バックナンバー

### <2号>

特集・治安維持法の体験

対談 大内 兵衛——小長井良浩  
治安維持法と私 志賀 義雄

闘いの論理と心理

井上 正治

長期拘禁との闘い

松本 健男

獄中からのメッセージ

さらぎ徳二

破防法・沖繩闘争弁護団報告

葉山 岳夫

東大裁判闘争報告

資料他

残部僅少 ￥150 (〒45円)

### <創刊号>

創刊の概

問題提起

破防法研究会への結集を訴える

獄中からのメッセージ 本多 延嘉

破防法とは何か——その批判的検討

破防法主要条文

資料

声明 共産主義者同盟・革命的共産主義者同盟

起訴状

好評第三刷 ￥100 (〒35円)

## 破防法研究

四号予告

□七〇年の決意をこめて

□歴史への証言 3

座談会・七〇年代の主流を担う

反戦派労働運動とは何か

□戦後民主主義とは何か

——戦後日本に於ける支配と反抗——

□ワイマール共和国の崩壊

焦点 ■一〇・八羽田闘争裁判報告

■一〇・二一新宿闘争裁判報告

資料 ■戦前の治安弾圧の実態2

一月中旬発行予定

¥ 200

### 『破防法研究』取扱書店

東京 神田三省堂 東京 湘南堂  
京堂 書泉ブックマート 吉祥寺 梅溪堂 光陽館  
ウニタ 精興社書店 笠 増田書店(国立) 下田書  
原書店 三光堂 店(三鷹)  
お茶の水 巖翠堂 茗溪 神奈川 ソーブン堂(川  
堂 鈴木書店(東大赤門 崎)有隣堂、栄松堂(横  
前)東大生協 浜)天下堂(鶴見)  
新宿 紀伊国屋 文献堂 千葉 千葉市 キティ  
未来堂 広文堂 ソープ ランド 宝文堂 中島書  
ン堂 店 ときわ書房(船橋)  
渋谷 大盛堂 紀伊国屋 大杉書店(市川)  
(東急ビル) 埼 玉 浦和須原屋 新  
池袋 芳林堂 高野書店 井書店 三美堂 岡本書  
立教大書部 店(大宮) 岩淵書店(川  
目黒 栄松堂 雄文堂 口)  
美松書房(新橋) 大雅堂 京都 三月書房 京都  
(銀座) 虎の門書房(虎 書院  
の門) 明屋書店(中野 大 阪 曾根崎書店  
ロードウェイ) 根元書房 新 潟 北光社(駅前店  
(武蔵大前) 金文堂(慶 古町本店) 文信堂(古  
前) ハラダ書店(大森) 町店、万代店、小針店)  
姿屋書店(大井町) 栄松 群 馬 喚呼堂(前橋)  
堂(蒲田東急ビル) 高円寺 都丸書店 文泉  
一〇月三〇日現在 順不同

# 非合法時代について

春日庄次郎  
長谷川 浩

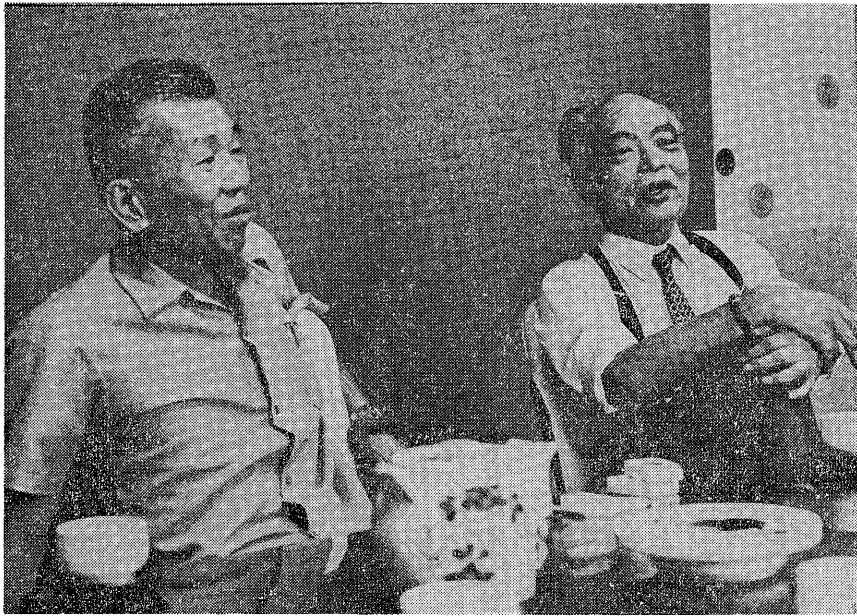
もくじ

革命運動へ入ったころ／初期の組合運動へ実態／初期の革命運動の実態／三・一五検挙／三・一五前後の合法活動と非合法活動／『無産者新聞』の経験／合法活動から非合法活動への転換／合法局面（活動）と非合法局面（活動）との連関について／共産党の壊滅と再建問題について／共産党壊滅後の組織活動／非合法下の労働運動の指導／コミンテルンと日本の党活動／非合法下のモラル——ハウス・キーパーの問題／獄中転向について／擬装転向について／転向者について／出獄者について

獄中で敗戦を迎う／敗戦にどう対応したか／敗戦後の大衆的昂揚のなかで

五〇年分裂から非合法時代へ／朝鮮戦争と党の政治方針／日本共産党の軍事方針／いわゆる極左冒険主義時代の活動／政治方針の問題の決定的重要性／軍事委員会の独走の問題／労働争議と軍事問題／徳田論文による軍事方針の転換／党の崩壊的危機の深化／六全協決議について

官憲の情報活動／戦後の非合法活動について／総括



対談中の長谷川浩氏(左), 春日庄次郎氏

〈春日庄次郎氏〉 明治三六年大阪に生まれる。高等小学校卒業。東京博文館印刷工場に入り、関東印刷労働組合を組織。大正一三年末からモスクワ東洋労働者共産主義大学に入学、帰国、昭和二年、日本共産党関西地方委員会議長。三・一五弾圧で入獄、昭和二年非転向出獄、日中戦争のなかで日本共産主義者団を結成、翌年検挙、無期懲役。昭和二〇年出獄のち、日本共産党中央委員、中央統制監査委員会議長などを歴任。昭和三六年、日共八回大会直前、いわゆる「宮本綱領」に反対、党の路線と体質とあいれぬものとして離党声明、同年一〇月、共産主義運動の革新と党のあらたな形式をめざして社会主義革新運動を創設。のちに分離して統一社会主義同盟の創立に参加。昭和四二年共産主義労働者党の創立に参加、現在同党評議員。

〈長谷川浩氏〉 明治四〇年東京に生まれる。昭和三年、三・一五事件直後に東京大学法学部に入学、『無産者新聞』入社から運動を始める。

昭和六年検挙、非転向で昭和十二年出獄。昭和十二年から一五年まで共産党再建準備運動に参加、他方で非合法下での労働運動の指導に着手し、同年六月に検挙。昭和二〇年一〇月に出獄のち、日本共産党中央委員、青年対策部長等を歴任。昭和三六年、共産党第八回大会を契機に綱領上の見解を異にし離党。社会主義革新運動に参加、昭和四二年、共産主義労働者党結成とともに、同党に所属し、現在、労働運動研究所代表理事として活躍。

編集部 日本の革命運動もいわゆる合法時代と非合法時代、ないしは、合法活動と非合法活動の諸経験を経てきたわけですが、今日は、長い革命運動の経験をお持ちの方々に、その経験の中から、かけがえのないことについてお尋ねしてみたい。とくに、今、破壊活動防止法が適用になって、これまで合法活動であったというのが非合法活動であるというような権力側の評価を受けてくるというような時代に入ったわけなんです、非合法時代というものはどういうものなのかという事は、やはりこれから新しく経験する諸君にとってはまったく未知のことです。破防法研究ということからいたしまして、非合法活動というものはどういうものか。現に非合法とされていたものが戦前、戦中の治安維持法が廃止されるとか、占領中の団体等規正令は効力を失うとか、そういう形で後にはかえってその時代の活動が榮光に輝くという歴史の皮肉もあるわけなんです、たんに合法、非合法ということばで統括できるものかどうか、いずれにしてもその実体の糾明というものはひじょうにむずかしくて、いってみれば歴史の試練を経なければ確定できないものと思われるわけです。

## 革命運動へ入ったころ

春日 戦前はどんな時代にもいわゆる明確な合法時代と非合法時代というのではなくて、われわれが十八才くらいから運動をやりだしたときも尾行が二人つくという時代で合法的な時代とか非合法的な時代というのはあんまり区別がつかないわけです。

編集部 春日さんが活動を始めたのは、いつごろでしょう。

春日 私はね、ちょっと時期的に忘れましたが、山川氏が出てお



春日庄次郎氏

った『社会主義研究』という雑誌があったんです。これがソヴィエトの大洪水があって、これの救援運動をアッピールしたんですよ。そのときにぼくらのグループで金を集めて送ったわけです。それが不用意に、あんまり非法意識がないもんですから宛名を書いて送ったらず警察から来て、特高刑事がしょっちゅう来るようになって、何かことがあると尾行がつくというようになって、あれはたしか、米騒動（大正七年）の後ですね。

そんなことがあって、ほとんど初めから警察にマークされておって、その時代はそんなことまでやった人はみなリストに載せるわけです。それでぼくが大阪から東京へ来て博文館印刷工場に入ったり、労働組合活動をしたりするのでむこうはよけいに注目したわけですね。のちに共産党狩りの大物になった、当時、警視庁の特高刑事で……毛利基に目をつけられて、しょっちゅう引っ張られまし

会の籍は置いておいたけれども実際活動はやっていなかった。ところが、新人会に自動的に入ったから、みんな活動家がいなくなったんで、まだ学校が始まらないうちに召集状が来たんですよ。  
編集部 自動的に入ったというのはどういわけですか。

長谷川 社会科学研究会の偉い人たちが入れちゃって（笑）。入る入らないにかかわらず入った。吉岡君という人が事務局長かなんかだったんですが、呼び出しが来て、いきなり『無産者新聞』に行ってくれと。今、新橋の鳥森ビルがあるでしょう。あそこの何階かに行ったわけだ。それで、三・一五事件でみんないなくなっちゃったものだから、あの時分実際のキャプテンが砂間一朗ですよ。その連中がお前何やるかと言うわけで、ぼくは新聞の記事なんか書けぬ、ラグビーばかりやっていたから力はある、発送ならやれると言ったわけですよ。それで発送をやったわけです。三・一五事件のあと



長谷川 浩氏

た。  
編集部 そうですか。毛利基は大正時代から治安弾圧に活躍してあったんですか。

最初はそういうことでぶつかったんですか。

春日 その頃、ぼくらは街頭でパンフレット売りややって、活動費を捻出していました。堺利彦さんのところで『無産者』というパンフレットを出して、それを興さんに二、三割か、五割でわけてもらって街頭売りをやるのです。神田の神保町の角や、駿河台下で、ちょっと演説をやって、人を集め、パンフレットを売るので。警察が、これをみつけるとすぐ検束されるので逃げ廻るので。三度一度はとっつかまります。あんまりしょっちゅうやっていると警視庁まで送られて一〇日間くらいの勾留をくらう。

不当首切りがあったり、ストライキがあると、自分の組合であろうと、よその組合であろうと押しかけて行くと、ここでもあそこでもと、しばしば検束や勾留をくらうので、いろいろな警察署や警視庁の特高には顔がうれてしまい、メーデーのデモなどでは、一番に目をつけられて引っこぬかれるという始末でした。

だから戦前のわれわれは、そもそも運動の最初から、どこまでが合法か非法かという区別はなく、むしろ非法面が強かったのです。

編集部 長谷川さんの活動に入られた頃は。

長谷川 ぼくは実にはっきりしているんですよ。それは、昭和三年の三・一五事件で春日さんなんかやられたときに、ぼくが大学に入ったときなんです。高等学校から社会科学研究会にいたんだけど、そのとき私は一高でラグビー部のキャプテンだったので、研究もどんどん攻撃して来る。新聞が出るたびにとられちゃう。それで、初めて非法法送を始めたわけです。それを始めたのはぼくが初めなんだ。

ぼくがなにもそんなことまでやるというつもりはなかったんです（笑）。

そうしたら、ガサ（捜索）をくったときに、捜検人が来てね、送名簿全部とられちゃった。ところが毎日宛名書きばかりやっていたから憶えていたのはぼくしかいないんですよ。それがきっかけになって足が抜けなくてずうとやっていくことになった。

それで半年くらいやって捕った。それでも一週間くらいで出ましたよ。というのはその時分の合法、非法法ははっきりしないで、労働運動が直接共産党の運動でないかぎり、とっつかまっても勾留二九日のむし返しという形なんです。労働運動なんかに関する限り。その中で天皇制に触れると治安維持法にひっかかって帰れなくなる。

#### 初期の組合運動の実態

春日 長谷川君の時代になるとちょっと違ふと思えますけれども、ぼくらは、いわゆる大正デモクラシーの時代に育ったんです。

一方では、第一次世界大戦で日本資本主義は大儲けをし、いわゆる成金時代を現出したが、大正七年夏、勃発した米騒動は、社会的震動をひきおこし、ロシア革命の影響も波及し、労働組合運動、農民運動、婦人運動、部落解放運動等がにわかに抬頭し、これとからみ合って、民主主義、自由、人権の意識と思想と運動がひろまりました。当時、労働運動の首領的人物であった鈴木文治にしても、

大正一〇年の神戸の三菱川崎造船の、今日いうところの「叛乱型ストライキ闘争」の先頭に立った賀川豊彦もキリスト教社会主義者であって、当時の民衆運動はポリシェヴィキ、虚無党、アナーキズム、テロリズム、トルストイ流の人道主義等、いろいろな思想潮流に突き動かされていた。私の育った大阪の家の近所には明治の自由民権運動の大物、大井憲太郎の家があるかとおもうと、天保の乱の首魁大塩平八郎の旧跡があり、なんとなく私たちを大いに刺戟しました。新しい時代は、意外に、古いものをよびおこすものがありました。社会主義者として苦節を守ってき、世間から白眼視され、当局から追いまわされながら闘ってきたのだが、これらの人々は、一種の「運動屋」的なところがあり、主義と生活の現実とは一致していないところがありました。金を借りて借り倒すのはまだしも、おどしに似た、ペテンに似た方法で金をとり、大酒をくらい、はては女郎買いにいくという連中もあり、これが運動の中ですこしもとがめられずにいるという状態があったのです。こうして大正一〇―二一年に労働組合運動、社会主義、共産主義運動に踏みこんで行った私たちが若いものには、堺利彦とか山川均、荒畑寒村というような、私が生れたか生れない時分に、日露戦争に反対した社会主義者として闘った人は、大先輩というよりすでに神話的人物で、逢っても、話しても威厳があり、またそれだけの値打ちがありました。が、われわれよりひとまわり上の三十代の先輩達には、一方では多くのものを学びながらも、他方では感心できず我慢なりませんでした。先輩として、同志として一緒に活動しながら、これには何んともやりきれませんでした。話は少し先にとびますが、その後の五年、十年のうちにはきびしい階級闘争のなかで、こうした人の多くは転落

してしまいました。

長谷川 ひとつは組合運動をやっていた連中のほうが、そういう傾向が強くて、あの時分はストライキやって金をとろうと思えばとれたんですね。大正七年から一五年くらいの間は。争議資金は別口要求したわけですよ。首になっても、退職金を労働者がとると同時に、組合が金一封をとる。だから、組合の活動資金をむこうからとるわけですよ。そうすると金が入るんですね。そうするとパッと飲んじゃう。そういう意味であの時分の労働運動の活動家というのは身もちが悪かった。そういう人が多かった。

ぼくなんかでも新聞の支局もつたでしよう。引越すたびに金がふえるんだよ。敷金をはじめ一〇円くらい入れるわけですよ。そして家賃を払わないでがんばっている、どいてくれという。向うがでていってくれという。そうすると借家人組合のほうでがんばっちゃうわけだ。そうすると、むこうもごろつきかなんか入れてくる。一度夜中に、ごろつきが入ってきたことがある。とっくみあいになつた。すると、ぼくの相棒で、労働者の男が、いきなりかなづちで相手の頭をポカンと撲っちゃった。血が出たのでこれはえらいこっちゃと思つたら、撲られたほうは指を丸にして「早くこれをいわんか！」と(笑)。それなら話はわかるじゃないかというので話をつけて、一〇円入るとして二〇円もらうことにした。「お前ががんばって三〇円にしろよ。あとはお前のほうにやる」それで手打ちになったらごろつきが言うのに、「また事件があったら教えてくれなやか」(笑)。そんなもんだった。

編集部 争議の型というのはそういうふうにできていたようですね。大正一〇年ごろ。

長谷川 逆に、組合のストライキを起すたびに組織がなくなる。つぶれていっちゃう。  
春日 西尾末広なんかのストライキのやり方はそうですね。若いやつを煽動して会社や工場で暴れさせて、裏から廻って、こころ辺で手を打たなければえらいことになるぞと会社をおどして金一封で手を打つというやり方です。

編集部 社長が立ち合いで金額をきめるという傾向が出てきますね。

長谷川 そういう意味では組織がつぶれる。  
春日 それまでの労働組合の幹部というのは賃上げとか退職金とかをとる下請業者ですね。まったくブローカー的ですね。われわれが総同盟に入って「ダラ幹」という有名なことばを使いはじめましたが、これは若い者の支持をうけました。

長谷川 その当時のダラ幹というのはそういう意味ではむこうの金をとるわけでしょう。労働者は貧乏だから。今のダラ幹連中は労働者からピンはねして、敵からはとらない、そこが違うんですね。

編集部 近代化ですか。

長谷川 昔は、敵とは取り引きをしてむこうから金とって、労働者からはねえんですよ。くれてやったんですよ。

総同盟の金正さんなんて、その点で、ものすごくきれいだったそうですね。だからいい親分であんなにひどいひどいと言われながら影響力を持った。取っても、自分の身につけないわけですよ。タイプが違うわけですよ。

春日 だから大正一五年に日本労働組合評議会ができたときの評議会の構成員というのはほとんど若い者でしたね。われわれみたい

な、二十前後の者ばかりですよ。ぼくらが最初に関東印刷労働組合を作ったのは二一才ぐらいですね。たいてい、この若さで委員長とか組合長やっていたんです。古い組合運動家と断絶して、評議会ができてくるわけですね。そのころの青年活動家のめざましい一つのタイプのようなものに、鍋山貞親みたいのがあったね。

編集部 どんなふうだったですか。

春日 口も八丁、手も八丁だね。大体、大会マンで、大会で討論させるとすばらしいものでした。

編集部 さっそうとおったわけですね。

春日 これは鍋山とは反対でぜんぜんしゃべれない。演壇に立ったらすぐ行きつまって、二言三言しゃべると黙っちゃう。ぜんぜん口下手なんだ。だけど彼が人気があったのは誰でも彼を自分と同じ労働者で、自分の仲間だと感じるような人だったからです。彼は東京東部の労働者を組織していたんですが、この辺は与太者、愚連隊が多く、組合活動をやっていると、これとの喧嘩出入はしょっちゅうある。そこで喧嘩はなかなかうまかったということですよ。ぼくらにもさかんにけんかのやり方を教えてくれました。

編集部 どんなことですか(笑)。

春日 いきなりねころがって、足を払えとか、ゲタでぶんなぐっちゃまえたといったぐあいのものです(笑)。

それにしても渡政はなかなかの理論家だし、第一よく勉強していました。彼は第一次共産党事件で入獄中に『資本論』よみあげたと言っていました。私と彼のつきあいは非常に短いのですが、彼はぼくに強烈な印象を与え、「こんな時に、渡政だったらどうするだ

ろうか」と考えることが、しばしばありました。労働運動の指導者で、ぼくらと親交のあった三田村四郎も大した活動家、オルグでしたが、人間的に魅力がなく、渡政とはとても比べものになりませんでした。

長谷川 三・一五のあとで昭和三年ごろでしたか、一種の共産党の分派組織ができたわけですよ。ぼくなんか何も知らないから引つ張り込まれた。多摩川の河原につれていかれて、入れというわけですよ。血判ですよ。ちゃんと短刀を出されて、ここ切れというわけですよ。短刀もって自分でなかなか切れないですよ。もたもたしている。「なんだお前は！」とけしかけられて指を切るのにずいぶん苦勞した。

春日 先の渡政の話が続けると、関東大震災のあと大正一三年の春に、われわれ左翼四組合（南葛労働組合、関東機械組合、関東印刷労働組合、時計工組合）が総同盟に加盟しました。そこで総同盟関東同盟の政治部に渡政と私ともう一人誰かが割りられました。当時、レットと称するグループ（これはプロインテルンにつながる組織）をわれわれは持っていました。このキャップは、渡政でした。もともと総同盟に参加していた関東鉄工組合のメンバーであった河田賢治、松尾直義もこのグループに参加していました。ここで渡政は総同盟内の反グラ闘争を指導しました。それはグラ闘争をめぐってゲバルト行使になったり、関東同盟の分裂、ついに関東労働組合評議会の結成にまで発展しました。しかし、この時、総同盟は、反グラ闘争でゲバルト行使をやった私たち八名ほどを除名しましたが、関東評議会の組織処分はしませんでした（しかし、これが契機となって日本労働組合評議会ができるのは大正一五年末です）。

長谷川 歴史的に言えば、三・一五の直前が党のボルシェビキ化という問題で大衆的な共産党をつくれということになるわけでしょう。山川イズムと福本イズムの双方が批判され、二七年テーゼと合せて、国際的にコミンテルンを中心にして党のボルシェビキ化の運動が進められていたわけです。党を組織しなおしたわけです。社会的な要素を持っている共産党も含めて。それで党のボルシェビキ化という問題が出てきてから、初めてほんとうの意味の非合法の工場細胞を基礎にしたものを作れという問題が提起されてきたわけです。ぼくたちはそれで訓練されてきた。いかに細胞をつくるかという問題から入ってきている。それまでの運動はどちらかといえば、アナルコ・サンシカリストイックな左翼組合運動でしょう。だいたいが、それがちょっとやられて帰ってくるという奴とくっついていくわけでしょう。だからなんというか僕なんかインテリ上りだから公式の理論から見ているとちっともそうならないじゃないか。いつまでたってもガタガタ争議を追いかけてきた者ばかりで工場に根をはった組織はできない。それが三・一五のあとで、その問題を本場に討議した指導部はなくなっちゃって、残った雑っぽ連中がいろいろやっても四・一六までは党の再建をいっただけども、それがなかなか進まぬという感じであったわけですね。

『無産者新聞』（一九二五年八月大正一四年九月二〇日第一号）  
だって性格はあいまいだった。もともと、ある一面では意義があったと思います。できるだけ合法性を利用しろという意味では。それなら編集部が全部共産党のスタッフでおさえて合法形態をとっているかという、そうじゃない。黨員じゃない人も、たくさん入っているわけだ。本来少数の黨員グループで指導を貫徹する体制だった

そこでこの被除名組をモスクワへ留学させることになったのです。渡政の話ではモスクワから労働組合活動家を「学生」としてよこせといっただけから君ら行くか、ということになり、南葛から二人、関東機械、関東印刷から二人、時計工から二人というように学生を選抜したのです。しかし実際はその通りの振当てにならなかったが、とにかく八名が日本共産党から組織的におくられる第一次の留学生になったのです。

### 初期の革命運動の実態

編集部 春日さんも第一陣ですか。

春日 荒畑寒村、徳田球一、青野季吉氏立会の上で、青野氏が書いてくれた皆のマンダートを私が持って皆と上海に行き、上海でソヴィエトへ行く手続をしたのは私です。

編集部 どんなメンバーがいたんですか。今も残っている人では。春日 第一次のなかで今も生きているのは、私ともう一人ぐらいのものでしょう。袴田は第二次です。とにかくソ連留学生のなかで、今も運動の中で生きているものは、非常に少ないのではないですか。

編集部 むこうで何をしていたんですか。

春日 東洋勤労者共産主義大学のイングルッパとって外国人部というのがある。そこへぼくら入ったわけです。ことばがわかりませんから通訳をつけたり、あるいは、内容が少しわかるようになれば、『ロシア革命史』、『ソ連共産党史』、そんなものですね。それからできたのホヤホヤのスターリンの『レーニン主義の基礎』です。なにしろ、ロシア語がわからなければどうにもならないですよ。

のだらうけれど、三・一五のあとはそれだけの力が党に欠けていた。だから、なんか中途半端でした。

そういう意味で合法と非合法とが混乱していて、非合法を基礎にして合法性を運用していくという形にも徹底していない感じでしたね。

編集部 たしかに三・一五の前にはじめて本物らしくできて、できたとなんなくなっちゃったという形ですね。

春日 そういうと体裁がいんだけれども、実は三・一五の前でさ上ってはいないんです。

長谷川 討議中だろうな。

### 三・一五検査

長谷川 三・一五事件以来、『無産者新聞』は共産党系の新聞だということになったから、そこが厳しくなってきたわけですね。だから、逮捕されて、帰るか帰れないかという問題がそのうちにだんだんはつきりしてくる。それでも黨員であるかというところがあいまいである限り、まあだいたい二九日なりで帰される。一つなり二つなり三つなり、警察署をたらい廻し続けたら帰れるという状態だった。非合法といっても、新聞をいかにとられないように発送するかということから出発している。昭和三年から翌年の四・一六まではそうだったといいていいでしょう。

春日 ぼくは昭和二年のはじめから関西で党組織を形の上では編成し、京都、神戸、大阪の黨員を一々面接して、黨員として確認し、新しい人入党させ、それぞれ地方委員会、地方の細胞を確認した。そうして関西地方委員会を形成した。参加した人は、皆、大き

な決意をもって自分を日本共産党員として自覚していた。毎月五〇銭という党費もかなり正確に納入された。そうして一定の規律事項も皆で確認されていた。

こういう意味で、党はできていたとも言えるのですが、実は形の上でも、細胞（工場、経営、学校）——地区を基礎に形成されておらず、評議会フラクション、労農党内フラクション等が機能しているだけなんです。したがって、党は大衆団体を通じて、それも上から、運動にふれて行くだけなんです。党員の意識は、皆、マルクス主義であり、コミンテルン支持であり、「共産党なしには革命運動はあり得ない」という信念はもっている。しかし、当時、われわれには党員を政治的に思想的に統一する綱領、テーゼというものがなかったのです。戦後になって出版された『日本共産党綱領集』のよいうな本をみると一九二二年に「日本共産党綱領草案」なるものが作成されたことになっており、一九二四年刊の『共産主義インターナショナル綱領問題資料集』に掲載されているのですが、戦前、三・一五事件直前に、いわゆる二七年テーゼが『マルクス主義』誌上に発表されるまで、どんな形においても日本共産党の綱領らしきものさえ、われわれは見たことがないのです。大正一年、第一次共産党の結党のとき、それらしきものがあつたのかもしれないが、したがって、これに関係していた人々にはわかつていたのかもしれないが、われわれはそれを見たことも、それについて話されたこともなかった。したがって一九二二年の草案なるものは事実上無かったに等しいのです。二七年テーゼにしても、それが『マルクス主義』誌上で発表される数ヶ月前に労農派の手で発表されたのですが「あんなものは信用できない。今に本物が出るだろうから、それを待



大阪の3・15事件 大阪地裁で春日氏ら98名の公判が進められ、昭和4年2月11日、春日氏懲役8年以下の判決があった。当時の出廷の様様。

て」というほど、ろくに読まれもしなかったのです。だから三・一五事件までに、二七年テーゼを党内で組織的に討論し、それをわれわれ自身の綱領として会得する時間もひまもなかったのです。

昭和二年の終りまでに、モスコウへ行っていた日本共産党の代表団が二七年テーゼを持って帰って、直ちに発表すると同時に、日本共産党の再組織をおこなうとともに、最初の普通選挙の機会に共産党の存在とその政策とを公示し、スローガンをアピールすることになったのです。

つまり、三・一五事件前において、共産党は意識の上でも、形の上でも一応は、非公然に存在していたといえますが、実質的に、それはまだ党として形成、確立していません。

共産党が権力と対決して、独自の革命政党として自己を確立する基本的な条件は、工場、経営、学校等に細胞をもち、地区組織をかため、あらゆる大衆運動組織の基底部分をかため、これを独自に（大衆団体を通じてでなく）、直接に動かして行ける組織的な力をもたなければならぬし、そのためには明確な政治方針がなければならぬし、その政治方針が全党員によって理解され、これを大衆闘争のなかで現実化する能力をもたなければなりません。三・一五前においては、こういうものとして党は形成されてもいなかったし、指導されていなかったのです。

私は昭和二年末から昭和三年一月中頃まで、アメリバ赤痢で入院中で、この再組織計画のための中央の会議に参加することができませんでした。

編集部 春日さんは三・一五で検挙されたのですが、その前に何らかの方法で検挙を予知されましたか。

春日 さきの続きですが、私は二月になって、中央の組織会議に出席しました。ここでは、選挙スローガンの問題や細胞を基礎とした組織再編成の問題や非合法体制とその技術上の問題等が議論になったと記憶していますが、「天皇制の打倒」「大土地の没収」「労働者農民政府の樹立」などというピラやポスターを共産党の署名入りで公然と張りまくれば、総選挙のあとで大弾圧はさげられないだろうが、とても短時日のうちに本格的な組織再編成はどうにも手の打ちようがないように思いました。大阪に帰って会議をした結果、従来、私は地下部分ではできるだけ小人数にして、地下にもぐっているものは私とレポーター一名、プリンター一名しかいなかったのですが、関西地方党員の二人の同志を地下に入れ、中央から切断されても関西だけでも独自に活動のできる体制をとりました。

三・一五検挙の前に何らかの予感とか、予知できなかったかというのですが、私は三・一五でなく、たしか三月一七日か一八日に検挙されたのですが、三月一日、まず、レポーター、プリンターとの連絡ができてしまいました。これは大冒険をして、レポーターの下宿に近づいて、下宿のおかみさんが買い物に出るのをとっかまえて、彼らが検挙されたのをたしかめたのです。また、中央との電報連絡をしましたがこれも応答なく、いよいよあぶなくなると早急に自分の下宿を変える用意をしました。その前日、下宿のある露路に入るところで立小便をしている男に逢いました。瞬間、異様な感じがして、その露路にはいらさず、しばらく時間をおいて反対側の露路から帰りましたが、その時には、もうその男はいませんでした。大急ぎで夜中に引越し荷物を整理しているその夜、露路のところで人の立止る足音がしたので、電灯を消して兩戸のふし穴から外



小林多喜二著『一九二八年三月十五日』（改訂版一九三〇年五月戦旗社発行）初版は二九年六月に発行され、半年間に一万五千部を売りつくし、その後発禁となった。



をみると、やっぱり立小便をしている男がいました。これはいよいよ怪しい、朝、夜のあけぬ中に、荷物を捨てておいても飛び出そうと肛をきめていました。その朝、いきなり私服刑事が二人飛びこんで来ました。ぼくは、このあと昭和十三年にも検挙されるのですが、検挙される前に、何か一種のカンが働きますね。

編集部 そのカンというのはどういふことですか。

春日 それはその時、その場では原因がよくわからないが、異常感です。なんか周辺がおかしい。ひょっとしたら捕まるかもわからないというような予感ですね。本当は、その予感のときにパッと変ればいいんですけども。その予感が、考えなおしてみれば、なんでも

人は組合の幹部になっていきますからある意味で合法性を持っているから来るわけです。ぼくは来ていいと思っただけですが。組合の幹部だから来なければいかならうけれども、なんというか挙措進退、ことばの端々の影響、われわれが見ても、ああこれ党員じゃないかなとわかるわけだな。僕たちインテリ出身だったら実際活動してたって三年ぐらいいは党へ入れてくれないものね。それから選抜されるわけですから。そのくらい厳格にしている人なら活動そのものもうちよっと厳格にしなければいけないと思っただけところが大部分あったね。

編集部 戦後は六ヶ月が党員の候補だったんですが、当時はずいぶん長かった後、選抜していったんですね。

長谷川 それは人によりますよ。職場の人たちはわりあいばっと入っていたようですね。けれどもぼくらのように街頭分子でしょう。それでも労働者出身とインテリ出身じゃ違って、インテリ出身のほうが長い。

### 三・一五前後の合法活動と非合法活動

編集部 さきのお話だと非合法部隊は極く少数にとどめて大部分の党員が合法舞台で活動しているとすると、そういう合法面で活動している党員は党員としてどういふふうに活動していたのですか。

春日 さきほど話をしたように、二七年テーゼにもとずく党再組織方針が打出されるまでは、党の独自の政策方針がはっきりしておらず、したがって独自の党活動というものも確立しようもなく、多数の党員はもっぱら大衆団体の役職員として、活動家として積極的に活動し、そのアクティブ・グループ、乃至はブラクションとして、

ないとおもえる程度のもので予感なのですからやっかいです。そこで、そういう予感がすれば思い切って、すぐ下宿でも変るといふことが肝心です。その決断ができないために、結果はいつも悪いのです。あとの連絡とか、あとの仕事のことを配慮して、もう一日も一時間とグズグズしているとパくられるんです。

長谷川 だいたい金がなくて、どうしようかと思っっているうちに（笑）。

春日 金のこともあるだろうが、何よりも人との連絡を失っちゃうんですよ。それが惜しいから。そして後で活動ができなくなるからギリギリのところまで執着する。今日は彼にどうしても会わなければいけない。一回街頭で会おうと思っっているものがどうしても会えない。第二、第三という連絡場所がとってある。第二回目にも会えない。三回目、危いにかままっているのに第三の所にも行く。そこでやられるという……（笑）。

たとえ一つの連絡がつかなくても、また彼と逢えなくとも、別の線、別の人が用意されており、連絡がひとつ切れても、必ずまた別に回復できるような道をつけておかなければならない。

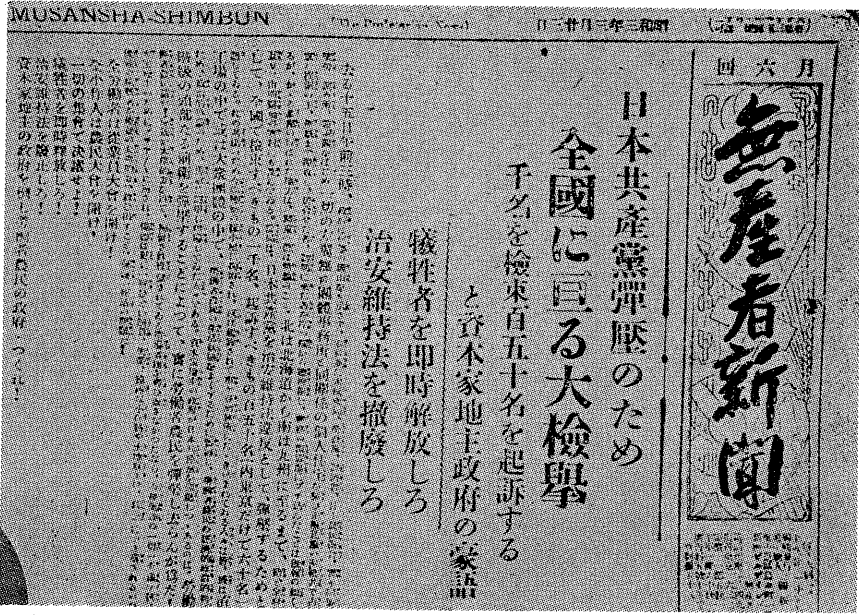
私たちは同じような失敗をくり返してきたのですが、やっぱり十分な用意と思ひ切り肝心だとおもいます。

長谷川 だけど春日君、その時分ね、わりあいにはルーズだったんじゃないですか。もっと上のほうの連中はかなり厳密にやっていたと思うけれども。下のほうで、ちょうど三・一五の後から非合法活動に入ったけれども、そうとうルーズだったという感じがするな。評議会なんかでもまだ完全につぶれていなかったし、そこに党員なんがいるわけです。党のオルグらしい人も来るわけです。そういう

そういう形でのコミュニスト・グループとして活動していたのです。したがってこれらの同志の仕事は各戦線分野の大衆運動のなかで問題にされていることを論議し、そのアクティブ・グループとして行動を一致、統一させて活動し、中央のコントロールのもとに発行されている『無産者新聞』や雑誌『マルクス主義』の基調となっている論説、論文をその活動の大体の基準にしていたものです。さきにのべたように、党の形成の準備段階過程にあった当時の状況にもよりますが、関西地方委員会というふうなものがあったり、地下の非合法部分が合法面の活動家を内部から規制するというようなことはほとんどなく、党員の討論、活動は相当、自由活発でした。ただ皆が「党」というものに神秘的な威力を感じていた時代ですから、連絡や会合は正確におこなわれ、大阪の全党員の活動、地方組織の状況は割合によくつかめました。

編集部 そうすると三・一五のように党も大衆団体も一斉に弾圧されると一網打尽ということになってしまふわけですね。

春日 昭和二年（日中戦争）から昭和二〇年の終戦までの時期のように、いわゆる軍部独裁のもとでは、政府当局が気にいらぬ思想、活動、人物はすべて禁止し、弾圧、逮捕できた頃は、公然と生活しているものは、何時、どういふ口実のもとに逮捕、投獄されるかわからない状態で、地下潜行をしない限りこれをまぬがれる保障は誰もなかったのです。しかし、三・一五事件の頃は、まだ、そこまで行っておらなかった。公然から非公然への活動の転換の用意と訓練があれば、なお多くの活動家を守ることができたはずでした。特に、三・一五事件の被害を多くしたのは、共産党の一方で地下活動への移行、他方で公然と党の存在を示し、公然と党の方針、スロ



3・15事件を伝える『無産者新聞』昭和3年(1928年)3月23日号

「ガン」をアッピールするといった活動への移行の用意、準備が、党の地下活動部隊にも、合法面の活動家にも、思想的に、組織的に、技術的に、ほとんどなかった。すべてがあまりにも突然であったということである。それに私達のような若いものにとっては、全く未経験のことでありました。それにしても私にはその不用意さ、その唐突さには多くの疑問がありました。そこで先に述べた二月の組織会議に出た際、書記長の渡政にはだいぶ、根掘り葉掘り、対策、処置について問いたしましたが、どうも納得できませんでした。特に事務局が指示してきた暗号による党員、シンパの名簿を作成しておく件は合点がゆきませんでした。

私たちは大正一二年の関東大震災の時、戒厳令下でも活動したし、その後、議会解散請願運動とその集会・デモの持たれるたびに、しばしば一斉検挙をうけた経験もありました。これも先に言ったように、当時、われわれの活動は合法とも非合法とも区別がつかず、検束、勾留は毎度のことだし、警察の尾行も、なかばなれ合いで、いつでもすっぱかすことができたし、第一次共産党事件(大正一二年)以後共産党が再建されたという確証がまだあるわけではなし、それに関係し、その会合に出席したことも、それを証明する物的なタネは何にもない。こういう経験しかして来なかった私達には、昭和三年一月以来、急速に展開された党再組織の全容とその結果、何事か起るかということを充分考察する余裕と能力がなかったのです。

ここで、ひとまず結論めいたことを言うと、この三・一五事件前の再組織過程―非合法体制の確立と公然たる党の存在のアッピールへの移行は、すこぶる機械的に行われた、と私はおもいます。私は獄中で何回も何回もそのことを考え続けました。その欠陥は技術上

の問題だけでなく思想問題でもあるとおもいます。それはあとで四・一六事件、共産党の再建に反対、妨害したことなどにふれて話します。とにかく三・一五は合法から非合法への移行の失敗、非合法にいかに移行すべからざるかの見本みたいなものだとおもいます。多くの犠牲を払った貴重な経験であるとおもいます。

編集部 それは非常に重要なことですね。そうすると三・一五までは弾圧体制といっても案外のものびりしたところもまだ残っていたのですね。

長谷川 三・一五からだんだん厳しくなってきましたよ。

編集部 そのころの勾留二九日型というのは、これは弾圧のうちに入らないというか、そういう意味での非合法の対象と当人たちも思っていない。それは日常の合法活動の内なんですね。

長谷川 その頃は『無産者新聞』でも押えられても、その内、いくらかを留意しておいて、これだけ渡すから……と、にやっとならうと押収に来た奴は、それで納得する場合もあるわけです。が、地方へ行けば地方でとられる場合もあるけれども。

春日 その頃、組合活動をやっている警察に引っぱられるのは日常茶飯事で、何かことがあると一週間や一〇日はぶちこまれる。そのうちに地元の警察や警視庁の特高となれっこになり、少しあざむくとタバコを吸わしたり、天どんやうなぎ飯をくわせてくれたりする。長い勾留になると「誰れも差入れてくれる者はないのか、だいぶシラミだらけになっているな、ぼくがシャツを買ってやろう」などという。ぼくは大正一五年末、ソビエトから帰って、警視庁に二九日勾留をくった。浦川特高課長、毛利警部にしらべられた。しらべるといっても「ソビエトの話をいろいろ聞かせてくれ」とい

った調子でした。もともと顔なじみがあるので、例の通り、うなぎ飯をくわせたり、タバコを吸わせたりする。ぼくは、なんとなく気がついたのは、毛利警部の目である。彼らは、たえず検束したり勾留するわれわれの仲間にもタバコを吸わせたり、うなぎ飯を喰わせたり、シャツも買ってやろうといったりするのはないということ。もとより職業柄、情報を聞き出したり、うまく行けばスパイにでもしようという気はあるだろう。それはこっちは先刻承知のことなんです。しかし、毛利警部の目は、もっと別のものをにらんでいるのに気付いた。私はこの東北の田舎者まる出しのように見える毛利警部の目を一生忘れることができない。この目は俺という人間を見ている、ということ。君はもう二三才にもなったのか、早いもんだなあ」などとさりげないことを言いながら、その目はぼくを見ているのです。つまり彼らは何十人、何百人と不斷に検束され、勾留される要注意人物を、忙しいのに、二時間も三時間もお茶をのましたり、タバコをくれたり、うなぎ飯をごちそうしたりしながら特高警察の観点から、すなわち敵の目から、われわれの人間、人物を考察しているんだ、と感じました。ぼくはのちに、無期懲役の暗い独房の中でも、どこからこの目がぼくをみているのを感じるのでした。

三・一五前はややのんびりした状況の中にも、根底には、きわめてきびしいものがあつたのです。

長谷川 三・一五のときの話聞いてみますと、今代々木に田子君といふのがいますね。その外二人ほどいたと思いますが、現役の労働者でネ。田子君の話をきいてみると、田子君は蒲田電車区なんです。あの時分は中央線だとか、とにかくポツンポツンと党員がいた

だけに違いない。あとは国鉄の中の左派ですね。その党員が何人か左派の若手をひきつれて、初めて共産党と署名した天皇制打倒のビラを貼って歩いた。機関区の中をね、下のほうの組織はだいたいそんなものだと思います。

編集部 党員というのは三人くらい、ほんとうの細胞になっていないわけですね。それぞれ引きつれている手下は昔のままなんです。左派の組合という。

長谷川 その中の指導的な部分というんですか、影響力のある部分にそれがひきついて党に入る。そういうような状態だった。だから、その辺のところはルーズで左派全体としてある意味では浮いていて、その中の範囲で押してやるから、共産党の動いている範囲はむこうからいえばよくわかるということになるでしょうね。そういう感じがしたな。だけど四・一六事件過ぎてからちょっとかわった。つまりぜんぜん右翼の中立系組合同盟とか総同盟の中で細胞を作りだした。だから、ぜんぜん知らないところにくらかそいう組織ができて、それが風聞文吉委員長時代の意味では前進したひとつの理由なんですよ。

編集部 そんなふうにビラをまいてこういうふうにするれば非合法になるという事は知っているわけでしょう。それを覚悟してあえてやるわけですね。

春日 三・一五でとっつかまって、警察から未決、公判にまわるころになると刑のことが、いや応なく皆の意識にのぼってきました。しかし誰も見当がつかない。前例がないのだから。大正一年の第一次共産党事件のときは、半年もすると次々と保釈で出て来たり、あとで実刑をうけても未決通算で半年も行けばよかったですではない

は。差し押さえることはむこうにも躊躇があるわけだ。その間に、つまり納本はできるだけ遅くして送っちまえというやり方だった。初めは。

それをだんだんぎりぎりになってむこうも待っているわけだ。ガサツとすぐ来る。印刷所はわかっているから、納本したというゴソツと来る。そのときにさっき言ったような、なれあいをやるか、印刷工の労働者に頼んで匿しておいてもらうかして配るわけでしょう。発送アジトというのはいらんなところ、学生のところなんか頼んで、初めはね、早く送っちやうというのが主要だけれど、それで送れなくて小包にしちやう。

たまたま発禁がでない号が記事の扱い方によってあるわけですよ。やはり発禁に一応理由が必要だったんでしようし、それに余り発禁ばかりではほんとうにもぐっちゃうと、むこうも捕まえにくいということもあったんでしようね。だからときどきは出させる。そうすると今度はいよいよ四・一六の後に本当の発行停止になる。裁判になって決着がつくまでは半合法で出た。

それから第二『無産者新聞』になってから本当の非合法にならざるを得なくなった。その間は、発送の仕方も全部非合法のやり方になった。活動の仕方も全部非合法になる。ぼくは一度捕まって出て来てずっと『無産者新聞』にいたから、発送ばかりでなく編集なんかも含めて責任者だった。で、そのときのやり方というのは、だいたい早稲田の辺へ行くところを頼むわけだ。非合法には慣れているから。逆にいえばじゅうにらまれているんだけれども(笑)。

編集部 むこうも慣れているんでしよう。

か。しかし治安維持法のなかった大正一年と情勢も事件の内容もちがって、くらべものにはならないというくらいの見当はついていた。しかし法廷にでて五年、七年、一〇年と検事に求刑を打たれて皆、ギョツとしたことはたしかだ。何年打たれようがヘイチヤラだ、というようなものはいなかったが、腰をぬかしてへなへなになるものもいかなかった。ぼくなど相当覚悟はしていたが最高刑の一〇年を打たれるとは、やっぱり意外だった。大阪の三・一五公判闘争は冒頭からきわめて激烈にたたかわれた。しかしこの高飛車な求刑があつて、皆の肚が一層固まり、共産党公判史上有名な闘争となつた。

長谷川 いわゆるこれまでの勾留じゃない、今度は懲役になるだろうとそこまでは覚悟していたな。ぼくなんか、最初のとき四年といわれても、別に変わらなかった。

春日 それは君ら三・一五のあとだから、一応覚悟がきまっていたからだよ(笑)。

長谷川 それはあるな(笑)。

#### 『無産者新聞』の経緯

長谷川 どんなふうに新聞の非合法がなつていったか、これはちょっと参考になるから。初めは事務所があつたわけですよ。表向きは。印刷所も合法的に刷つた。それで、朝、早く起きて夜中かけて刷つてもらったのを、とにかく駅送りするわけだから、ふつうの新聞社と同じに。上野と新橋に持つて行って、差し押えの来ないうちにそれをやっちゃう。むこうもある意味で形式だから、納本して検閲したことになるなければ差押えられない。納本しないうちに

長谷川 適当にやってくれる。それで、運搬係が前だれをにかけて、その時分は唐草模様のあるしきにかごをしょって歩く呉服屋の丁稚さんがお得意さん廻りをしていたもんですから、この格好になるわけですよ。新聞三つ折りにすると、反物の大きさと同じなんです。それを重ねてふろしきに包んで、肩にひょいとかついで、日取けたかなんかはいちゃって歩けばあれみたいな形になるわけですよ。ただ重いわけだ(笑)。電車なんかに乗っていて腰がきれるやつでないとよしたよとしてバレちゃうからなあ。それはやっぱり専門にやっていたやつがいるよ。僕なんかも小包やみかんの箱に入れて国鉄へ持つて行ったことありますよ。それで、これなんだというから、綿布とかなんとかいうと、何キロ紙綿布といわれてドキツとしたことがある。目方でわかるんですね(笑)。これはだめだと、こんどは大きな箱に少し詰めるわけですよ。目方をくるわしくおく。ところが、農村とか地方へ行くアジトが東京みたいな都会じゃないから、来る駅は限られちゃうし、郵便局も限られちゃう。とにかく、定期的にくるわけだ。だからすぐわかるわけだ。だからね、むこうでとられてしまうものがひじょうに多くなる。

編集部 発送先は転々と変えるわけですね。

長谷川 変えることになっているけれども、やっぱりわかる。『無産者新聞』の非合法態勢なんというのにはちゃちだった。『赤旗』となることもって厳密だったでしょう。薄紙だったし、あとで活版になったこともあるが、それでもその当時は、かなりそういう点では、お茶番みたいなところもあったわけですよ。一生懸命、非合法をぬってやったつもりでも、むこうも遊ばしていたかもしれないということもあるかもしれない。

編集部 『無産者新聞』は毎号ごとに発禁になるという場合、その号を押えられるだけで、逮捕されはしないわけですか。

長谷川 そう。そこで抵抗すればバクられる。

編集部 だけでもそれを持って配っていく段階ではとられるわけでしょうか。

長谷川 ええ。とられるんですよ。御大典とか何か事件があると定期的に検挙されるわけです。ノー文句でみんなつれていかれちゃう。もちろん何の理由もなしに、一応警察につれてゆかれる。

しかし第二無新(第二『無産者新聞』)の頃になると、ほんとうの非合法になる。その辺をまったく経験主義的にどこまでやれるかという形でやっていたということですね。早いとこ非合法の体制つくって、本社にとりくるとかそういうふうにしると言っても、東京近在はできるけれども、地方はやっぱり送るよりしょうがない。

編集部 新聞はどのくらいの数を出していたのですか。

長谷川 相当あったですね。三・一五の後は七、八千あったでしょう。一万近く。ぼくが非合法で刷っているときは三千は刷っていました。百円もかかんないでね、三千で。しかしそれを処理するのは、大変ですよ。

編集部 週刊ですか。

長谷川 最初は五日刊だったんですが、だんだんだんだんのびちゃって、非合法になってから一〇日刊から一五日刊。それに金がなくなるので。

編集部 紙代なんかは、どうしていたんですか。

長谷川 徴収してくるんですよ。しかしそれはあまり上ってこないからカンパですよ。五二、三号ぐらいまででした。

ところにおかれては、党員達は何らの用意がないから文書を残しておいたり、警察のしらべで不用意になんでもしゃべる。ただし、党にはいつているとか党活動の内容とか、党関係のことはさすがにしゃべらない、そのところを伏せておけば、あとはしゃべってもいいし、しゃべらないということではできないといった状態でした。當時は、黙秘権というものが、もちろん制度的な権利として確立されていなかったし、黙秘権という思想もなかった。そこで党のことは伏せておきさえすれば日常活動については、しゃべってもさしつかえないという気持でした。

警察が一網打尽の検挙をして、これを一人一人、治安維持法違反者として固めて行ったやり方は、党の文書を持っていったか、誰からもらって、誰にわたし、どこでまき、どこに貼ったか、誰に何を話したか、すでに共産党員と確認されたか、それらしき人物との関係、それから本人の思想を追及するというのが一般的です。私のように地下にいて、暗号で書かれてあるにしろ人名簿があげられてしまふと黙秘以外にない。私という人物がハッキリしてしまふと、一人一人に私と逢ったことがあるかないかをきめ手として追及する。私の『青い手帳』という人名簿の暗号解読は一〇日間ほど経って、東京、多分、中央事務局で誰かが自供したものとみえ、黙秘でガン張っている私の目の前で、「お前そんなに言わんというなら俺がよんでみてやるか!」と一つ一つ解読してみせた。「どうだ! さまざまろ! お前がどんなにガン張っても、もうあかんぞ!」と彼らは勝ちほこったように調室を飛び出して行きました。

汽車の時間表を台帳にできて数字の暗号のカギは、今か

#### 合法活動から非合法活動への転換

編集部 春日さんが非合法への移行の用意、準備が十分でなかったといわれるのは、どういう理由ですか。

春日 さきに話したことを少し補足しますと、つまり、何もしないで、党もあるやないやらわからぬ非合法状態とちがって、組織の体制やら党員の決意、訓練も全く不十分なのに、いきなり党の存在を明確にし、日本共産党の名で最大限の内容をもった文書、ピラ、ポスターを大量に、散布、貼りめぐらすというような活動に、一挙に、突入したのです。しかも当時、総選挙があり、これに共産党の候補者を立て、党内ではそれを明示し、表面では、労働党の候補者として出したのです。これは共産党がすでに公然と活動し、その力が強く、敵がその合法性をうばって、これを非合法においこもうとするがなかなかできない、共産党がこの非合法、非公然状態においこもうとする弾圧を突破しようとするような時に許されるようなやり方です。表面、労働党の候補者として立て、裏で、秘密に、誰と誰はわが党の独自候補であると文書や口頭で伝達すれば、その秘密が果して守れるかどうか、ためされた保証がなかったのです。これは敵の攻撃をおそれぬきわめて大胆なやり方ではあるが、敵味方の力関係、わが方の実体というものを無視した無茶というものはなかったかとおもいます。それに合法的に存在したし、存在させておくべきであった労働党をも非合法化し、破壊される危険性をもっていたとおもいます。

それからですね、すでに地下に潜行している上層幹部はいいですが、突如、こういう大胆な転換をやると、公然、非公然すれすれのおもえばちやちなもので、誰が自供しなくても、軍事、外交関係の技術陣では数日もからぬうちに簡単に解読されてしまうものであったのではないかとおもいます。

そこで三・一五の経験によって、その後はこんな暗号の人名簿など作成しなくなったし、文書の処理ということは嚴重になったのではないかとおもいます。また黙秘という抵抗手段も次第に確立して行ったとおもいます。したがって、警察に半年も一年も二年もおかれるという状況になって来たとおもいます。

合法活動から非合法活動への移行過程というのは、とにかく今まで合法的に、公然とやれたことが敵の弾圧攻撃によって非合法、非公然においこめられてくるというのがその消極面といえますか、受身の形です。それとともに積極的、攻撃的な面は、合法、公然活動のワクに拘束されることなく、党の主張、党の独自の活動を全面的に展開するという側面です。

おわりのように、三・一五直前のわれわれの任務は、この二つの課題を組織的に技術的にいかに達成するかということでした。が、この積極的、攻撃的の意気は大いによかったですし、また必要であったのですが、敵の攻撃に対し、いかに自らの組織を保持し、闘争の合法、公然の場をいかに守るかという点では、十分な配慮、計画がなされていなかったといえます。

長谷川 さっき言った国鉄の例で、本当の細胞が成立していないわけです。それで、活動家が、実際、組合活動家として突出している。そこがイカレちゃったあとどうにもならぬということが目に見えていながら、そういう点がきちっとしていないという状態がある。で、片一方じゃ、まだまだ一般の組合運動というものは、ガ

チャバイ的な傾向が相当ある。それから浮いたら、幹部はまた浮いちゃうからやっつけていなければならぬ。

そういうところで、どう本当の意味できちっと非合法的な部隊をつくっていくかということが、十分に徹底しないままにやられていくなという感じがするな。

春日 さっき長谷川君の話にあったように、どっちにしてもこの過程では中間には頭かくして尻かくさずというような状況が不可避的に出てきます。労働組合で活動している共産党員が、平気で非合法のアジト部分へ出てきたり、連絡をとり合法部面へ出かけて行ったり、最初はしますね。

しかし、これが整理というか、整備されてくるのには、合法部面と非合法部面とをハッキリと分離し、みだりに混淆しない、と同時にこれを結合して行くという相当、抑制力をもった政治的指導技術が必要だともいえます。

ついに戦前のわれわれの活動のなかではこういう指導技術は確立しなかった。むしろ、段々弾圧がひどくなると、維持できるし、維持すべき合法面さえ非合法部分へ引っぱりこんでしまおうというような傾向が強くなりました。

長谷川 連絡が悪くてしょうがないから、組合へ行こうってなことになるわけでしょう。それも左翼組合で、今の組合のようなそういうのを握っているというのじゃないから、ついでの間までいっしょにやってきたやつだから、道で合うと「おお」といったり、そういう意味で規律がびちっとしてないと、規律の觀念が入ってくるのがずっと遅くなっていますから。

#### 合法部面（活動）と非合法部面（活動）との連関について

編集部 三・一五のころには、合法部面と非合法部面との相互の懷疑というか、精神的な葛藤ですね、それはありませんでしたか。

春日 ううん、そうですね、そういう問題は、まだ三・一五の時点には出ていませんね。地下の非合法部面と外の合法部面とは人間的には対等互角で、昨日まで皆一緒にやっていた人間だし、地下にもぐっている人間は信頼されていました。

編集部 そういう場合の合法活動ないし大衆運動と非公然部分との関係というのは非常にむずかしいことになってきますね。

春日 むずかしいですね。

長谷川 三・一五、四・一六過ぎると組合が非合法化された。

編集部 治安維持法が単に共産党だけでなく、さらに目的遂行行為で扱ってしまいましたね。

長谷川 それは、ひとつまずいことは、組合に天皇制打倒のスローガンを入れさせたことがあるんですよ。だんだんそういうふうになる。政治的にいわれる赤色労働組合主義的な考え方があるから組合の性格を考えないで政治化しちゃったわけ。だから、しまいに日本労働組合全国協議会（全協）というのは活動家だけ。しかも街頭分子が圧倒的に多いということになったわけですね。

春日 そこで、「非合法主義」というような傾向が現われてきた。

長谷川 その辺が神山君のやった刷同との論争のひとつでしよう。組合は組合としておけという。そこには確かに組合主義はあるけれども、党のほうに組合を組合としてとり上げて認める姿勢が弱かったわけですね。

だから、ますます細って、全協じゃどうにもしようがないということ、風間が帰ってきたときなんか、あんまり全協を相手にしないでほかに組織を作ること、つまり組合同盟なんかに重点をおくという形になったわけですよ。全協だけじゃ再建ができなくなる。

編集部 合法的に動く場がなくなっちゃう。

春日 全協のメンバーが実はほとんど共産党員ばかりなんだから（笑）。

長谷川 共産党員でなくても似たような……。

春日 労働救援会からなから全部、皆非合法で、天皇制打倒というスローガンを掲げないと日和見だとやられるという状況でした。

編集部 三・一五と四・一六でだいたい主だった人たちは検挙されちゃったわけですね。

長谷川 経験のある人たちが指導的な部分はね。下の方には長いこと労働運動をやってきたという人はいませんでした。けども理論的な意味でも指導的な経験のある人はほとんどいなくなったということですね。そして学生が指導部になっちゃう。

編集部 田中清玄が党の委員長になった時代ですね。

春日 何回も検挙を繰り返されて、経験のあるものがみな監獄へ行っちゃう。それと同時に、もっと悪いのは、党の非合法主義です。

三・一五と同時に、日本労働組合評議会と労働党も弾圧、解体させられたのですが、当然のことながら大衆の中からも自発的にその再建活動がおこってくる。ところが四・一六事件当時になると、敵の弾圧をさげるために綱領をひくめた合法政党的再建は大衆の合法主義を増大させ、地下の共産党の発展にとって腰だめになり邪魔になる、そういう固定した合法政党的有害無用である、プロレタリアー

トの党はただ一つ共産党だけである、共産党だけでよいのだ、というところで共産党は労働党の再建に反対し、再建活動をやるものを日和見主義、解党主義だといって非難するようになって来ます。

長谷川 最後に、ぜんぜん労働運動とか大衆運動の面では経験のない宮本頼治みたいな人が党の指導部に入ったりする。

つまり理屈だけ言えるということだけで、指導部になっちゃう。編集部 そうでなければ、田中清玄のような分子になってきちゃう……。

長谷川 ぼくなんか正式に党に入ったのは清玄がやられた後なんです。風間が帰ってきて、再建運動を半年くらいやって、やられた。

編集部 直接に検挙されたのはどういうことですね。

長谷川 アジトを襲われて。それは印刷所がバレた。八丁堀で。それで窓から飛び下りてけがしてね（笑）。

春日 昭和三年、共産党が再組織されてから、わずか六年ほど、昭和九一〇年にはほとんど壊滅してしまおうのですが、敵の弾圧の激烈というところもあるが、ひとつには党の非合法活動への転換がすこぶる拙劣、機械的であったこと、大衆闘争の獲得物である合法部面を敵の攻撃から最大限に守り確保するのではなく、むしろ自ら放棄し、これを非合法化に引きずりこんで行くような非合法主義が強かったこと、このために党は大衆的、合法的活動部面を失い、大衆運動から切り離れて、しかも次々に加わる弾圧においつめられ、いよいよ孤立化し、それに比例してラディカルになって行く——党の中心は、未経験な、新しいものによって交替されて行く、ここに先に言われたような地下部分と表面部分との間に、政策的にも、信頼感

の上でもいろいろな疎隔がおこって来たことなどがその要因だともいいます。

労農党の再建に対する共産党の態度がこの象徴だともいいます。もともと労農党は共産主義者を中心になって努力し、労働運動、農民運動その他の大衆運動の核心となっていた。戦闘的要素の合法的政治的結集の場として形成されたものです。三・一五まで、きわめて短時間ではあったが労農党は当時、勃興した大衆闘争のエネルギを結集するのに大きな面期的な役割を果し、多くの支持をうけた。したがって三・一五と共に弾圧、解散させられると、直ちにこれの再建闘争が大衆的に起ったのは当然で、それが再弾圧されると再び再建闘争が執拗にもり返されて来たのもきわめて当然であり、熾烈な弾圧のもとに、一層おいこめられた地下の共産党にとってもそれは必要不可欠な闘争でした。ところが先に言ったように、プロレタリアートの党は唯一共産党のみ、中間的な合法政党は有害無用であるとして労農党の再建のための大衆的な努力、闘争に反対し、妨害し、これに努力するものを解党主義者、脱落分子としてはげしく非難、攻撃することに共産党の方針が急に転換したのであります。

当時、私はまだ未決監にいましたが、私たちの弁護を引きうけてもらっていた小岩井浄氏と細迫兼光氏とは、労農党の再建に努力しておられたので、面会の際、しばしばその話が出ました。私は労農党の再建はどうしても必要だ、プロレタリアートの党はただ一つ共産党だけだということはわかっている、だから労農党の再建は有害無益だという意見はまちがっている、そのプロレタリアートの党をどうして守り強化して行くかということが今問題なので、そのためこそ労農党の再建が必要なのだ、労農党の形成過程とそれが短時間に

(『マルクス主義』一九二八年八月号)をみるとその第六七節に「共産党は政府によって挑発的に解散された革命的諸組織—労農党、日本労働組合評議会、全日本共産青年同盟の再組織のための闘争を指導すべき任務をもつ」とし、「これらの諸組織は再建されねばならぬ。この目的のためにあらゆる努力を払うべきである」とい、この再建闘争を放棄するがごとき、公然また隠然の一切の試みに対し、また一切の退却の気分に対して精力的に闘争せねばならぬ」と書いています。

ところが一九三〇年(昭和五年)コミンテルン西欧書記局の文書「日本共産党に関する決議」というのをみると、冒頭に「日本共産党、日本のプロレタリアートのただ一つの党を襲った政府の迫害は党が真に革命的活動をしていくことを証明するものであり、同様に、また改良主義分子が党を脱退したこともその証拠である。現在の時期における革命運動にとって主要な危険は、大山一派より党内の反対派にいたるまでのすべての色合いの清算主義者である」としています。この文書ではこれらの清算主義者は主として非合法共産党を合法的共産党にとってかえようとする傾向、行動をするものとして非難されています。ここには前の文書とのつながりにおいて、必要不可欠とされた労農党らの「革命的諸組織」の再建努力が果して非合法共産党を合法的共産党にとって替えようとする傾向や行動になったのか、なにも明らかにされていません。日本の党にも、コミンテルンの側にも混迷があったようにおもいます。

いずれにしても、合法運動と非合法運動、地下の非合法党と合法面の大衆諸組織との関連、対応において、わが共産党の初期に、きわめて観念的な、セクト的傾向が濃厚で、これが改善されず、ます

間にも結集し、一定の蓄積をもった労農党をわれわれが積極的に再建することによって、これを唯一のプロレタリアートの党、共産党に対立したり、大衆の共産党への接近を阻害したり、腰だめしたりしない党として、つまりわれわれ共産党の合法的、大衆的支えとして形成することができないのではないか、そうでないと、労農党に結集した大衆を右翼社会主義の合法政党に追いやってしまうのではないか——という意見をのべました。しかし小岩井氏、細迫氏は段々と共産党の攻撃が猛烈になり、面会するたびに、少々、その所信がぐらついてくるようにおもわれ、最後に逢ったときは私は、少々昂奮して「プロレタリアート党はただ一つ共産党だ!」などとアホの一つ覚えをみたいなこと言っておれば共産党ができるのか、われわれはそういう観念で、大衆の中に権威をもった党をつくれると思っているのか、そんなわけのわからんことを言っている連中の言うことなど聞くことはない、先生達はその仕事に確信をもってやってもらいたい」と言ったものです。この問題は私が下獄して奈良刑務所へおくられて、そこで四・一六事件の同志達とあい、彼らと獄中の秘密通信で、一、二年にもわたって執拗に論議し続けました。外では小岩井氏らは結局、共産党の圧迫で労農党再建は断念し、大山郁夫氏らは共産党から最悪の汚名をかぶせられました。私は昭和二年に出獄して、この問題で共産党から解党主義者ということで断罪されたという話をききました。ついでに言うと、戦後、いろいろのものが合法的に出版され、『赤旗』の復刻版をみてもこのころの部分が欠落しているし、人の経歴査問をやかましくいうるさい男がおったが、この、断罪をほじくり返したものは誰もいません。またコミンテルン書記局の一九二八年の文書「日本共産党当面の任務」

ますそれが極端になってくることによって、早くも昭和九年、一〇年に壊滅状態におちいるということになったのであるとおもいます。

編集部 労農党系の弁護人も獄中の共産党の被告から弁護をこたわられたという話もありますね。

長谷川 厳密にいうと、労農党は労働者、農民の同盟組織だと規定して、それをプロレタリアートの共産党と間違えるからいけないというのであって、それをなくせとは言っていないんですかね。

編集部 党をちゃんと言っているだけの話ですかね。

長谷川 その辺のところは、たしかに問題がありますね。

春日 これは現在でも総括されていない問題で古い当時の共産主義者では、いまだに労農党の再建には反対だ、あの時の党の方針は正しかったと言っている人がいます。

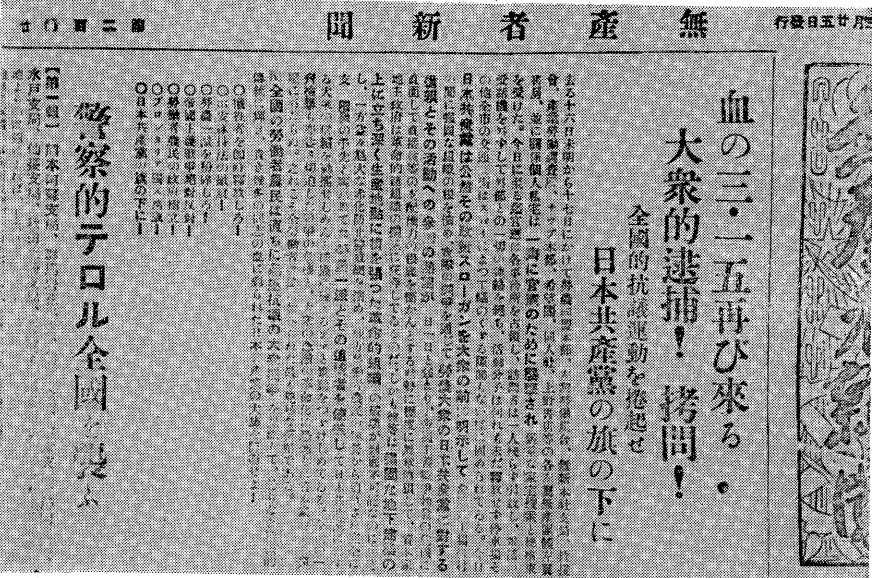
編集部 そういう主観主義、セクト主義の結果、大衆運動の経験ある者が次々逮捕、投獄され、いわゆる小ブル的な急進主義みたいな連中が党内に流入してきて、極端に冒険的なことが次々とおこってくるわけですね。

春日 武装メーデー(昭和五年五月一日)をやったり、川崎第百銀行大森支店なんかでギャングやったりね(昭和七年一〇月六日)。リンチで人を殺したり、そういうことはかりが地下組織から外に目立って出てくる。

長谷川 お互いに疑心暗鬼でしょう。そういう意味じゃ袴田里見なんか代表的な人物だな。

編集部 そういう意味じゃというのは?

長谷川 始終党をほんとうの意味で政治的にまともめていくということじゃなくて、疑心暗鬼になって、あいつスパイじゃないか、こい



4・16事件を報ずる『無産者新聞』昭和4年（1929年）4月25日号

つスパイじゃないかという……。

編集部 そういう行動がめだったですか。

長谷川 ええ、彼は今でもそうですね。

春日 袴田、宮本なんていうのは、その主観的意図は別として、党を、昭和九年段階でつぶした重大な責任者じゃないかな。

長谷川 最後に共産党つぶした張本人ですね。

それはほんとうにもう孤立しちゃって、相互の疑心暗鬼が出て、そしてああいふ事件が起こる。そうなければむこうもスパイ入れやすいですもの。大衆運動ぬぎで入っていくわけですよ。きたえられずに入ってくるわけですよ。

共産党の壊滅と再建問題について

長谷川 党の再建というものを考える場合、その時分の不文律であったのか、そういうふう信じられていたのかわからないですけれども、中央委員の肩書を持っていない限り、党の再建はできないですよ。中央委員会の継承があってできる。平党员じゃ党の再建はできない。組織はつくってもですよ。

編集部 その中央委員がスパイのM（松村）みたいなきときは、どうしようもないじゃないですか。しかも、そのMが組織部長。

長谷川 だから必ずスパイひとり残して検挙をやると信じられていたくらいです。中央委員会がやられても、必ずひとり残るんだ、スパイが。そいつがまたつくっていくんだ。必ずスパイの継承がいっしょにあるだろうと想像していたわけです。だからぼくは出て来てやったときは、自分の前に連絡とったやつには党をつくるとか運動するとかいう話はしなかった。新しいところばっかり狙って。

編集部

それはいつごろの時期に。

長谷川 昭和十一年に出きて二年にやり始めたときのやり方で。割合にもったわけ。それでもむじょうにセクトにやっていたから、なるべくぼくと関係のないような新しい層ばかり狙って。新しいところ新しいところというふうにどうせ左翼の人中心にやらざるを得なくても、むこうからいえば、この人間はいつからいつまでやって、その間の交流関係はこうだとわかっているから、そこを動かしたらすぐわかるだろう、そうでない層、そうでない層というふうに狙っていった。

編集部 たとえば新しい中央委員会というふうになっていくのはどういうルートで。

長谷川 ぼくなんか知らなかったですよ。

編集部 いずれにしても、三・一五、四・一六等でやられた方々が刑期を満了して出獄したのが昭和十一年ごろ、そのときは党は壊滅状態になっていたという状況ですね。

出獄されたあと、共産主義者としてどういう態度をとっていくのかというのが非常に大きな問題であったわけですね。

長谷川 そうですね。とにかく出てきたら再建しなければならぬもんだという観念はあった。しばらく様子はみていましたけれども。だから春日君が出てくるとすぐ日本共産主義者団の結成をやったのを見て少しあぶない感じをうけた。

編集部 党がもうすでになくなっていくことは獄中にいるときわかっていましたか？

長谷川 出でてすぐわかりましたよ。いろんな人からきいて。その内だれが信用できるか、なかなかわからないわけです。前の同志に会ってみたい。

ぼくの場合だったら、産業労働調査所（産労）にいた岡部隆司君

編集部

それはいつごろの時期に。

長谷川 昭和十一年に出きて二年にやり始めたときのやり方で。割合にもったわけ。それでもむじょうにセクトにやっていたから、なるべくぼくと関係のないような新しい層ばかり狙って。新しいところ新しいところというふうにどうせ左翼の人中心にやらざるを得なくても、むこうからいえば、この人間はいつからいつまでやって、その間の交流関係はこうだとわかっているから、そこを動かしたらすぐわかるだろう、そうでない層、そうでない層というふうに狙っていった。

編集部 たとえば新しい中央委員会というふうになっていくのはどういうルートで。

長谷川 それはだめなんですよ。ぼくら作ったけれども正式の党とはいえない。中央委員の肩書がなければ党でない。

春日 信頼されている人間でない。コミンテルンの支部ですから、コミンテルンの信頼がなければそういう意味でのマンドラートはとれない。

編集部 スパイの松村なんていうのが、当時スパイかなというのとは、当時疑心暗鬼の中でしょうけれども、みなさんで摘発できなかったのではありませんか。

長谷川 いやそれは僕にはそれはわかりません。というのは、獄中から帰ってきてから聞いたのですから。それに風間が帰ってくる前にコミンテルンから帰ってきたものに逢ったのですが、ぼくが会った範囲じゃきわめて労働者的で、インテリ的な感じはなかったし、ガッチリしていたし、これならなるほど共産党の幹部らしいなという感じの人でした。果してそれが松村かどうかかわからないけれど

(産労の給仕であったが、野呂栄太郎らの影響でマルクス主義者となった。頭がよく、しっかりした人物であった)、死んじやったけれども。これは産労の小僧やっていた人なんですがね。国際連絡のポストなんです。産労全体だって名のある偉い人がいるわけでしょう。そういうのところがって名前が出ないで黙々と日常の仕事をしてるやつ、それが実は黨員で、たとえば、風早八十二(元九大教授、現在弁護士)の出した『日本の社会政策史』あれは出色の論文でしょう。あれは実は、岡部が指導して風早氏などぶくめて討論を組織し、そういう形で風早氏などそうそうたるインテリを集めて研究会を組織して、人民戦線の思想で、社会政策というようにすることについてどう理解し、どう運用すべきかという意味であれを書かしている。そういう運動しなければいけないんだということであれをつくった。あの時分にはひとつの影響力を持ったわけです。

ぼくが岡部と連絡つけて、そのときに、彼は中央委員じゃないんです。だけれども、国際連絡のポストだから、そこにコミンテルから最後に帰ってきた小林庸之助と連絡がとれた。それで岡部と小林の間で人民戦線論の最初の討論が行なわれていた。ぼくたちも出てきたとき、人民戦線の問題がやかましく言われていたから、人民戦線の研究を始めた。前はガチャバイでしたがきわめてラジカルな田中清玄なんか出てきたなかでも、おかしいおかしいと思っていた問題が沢山あった。そういう意味では人民戦線の理論で硬直した姿勢ではなくて柔軟性というものがひじょうに重視されるということ、今までの考え方の根本転換となったわけです。戦術的な意味で社会党をどうするかという問題以上に、日常活動の中で柔軟性がどんなに大事かということを教わったね。教条や建て前ではなく

とで、ソ連を中心に全世界の共産党を社会主義の祖国の防衛という方針に組織する。そういう情勢が国際的にはあって、しかも、日本帝国主義も一九三一年(昭和六年)の満州事変ということで、大陸侵攻政策が明確に実行されてきて、みなさんの出獄されたころには、国を挙げて国防色という関係で、情勢もガラッと変わっていったわけですね。

長谷川 ぼくが出てきたのは昭和十一年、出てきて第一に聞かされたことが小林多喜二が殺されたとか、岩田義道が殺されたという話ですよ。

編集部 獄外へ出てこられてはじめてわかった？

長谷川 中まで入ってこないです。

編集部 弁護人が面会に来るようなことなかったんですか。

長谷川 もう弁護士もやられていました。懲役でしょう。

宮頭がやられたということもわかりましたけれども、そのときにリンチ事件の話も。ちょうどそのとき内野壯児君が人民戦線の線で『労働雑誌』を出していて、内野君からもいっしょにやらんかと口がかかって、党がどうなっているのかと言ったら、そんなこと、わかるかということです。党なしの人民戦線があるかということで、ぼくは手をひくよと言って、その仕事には参加しませんでした。そのうちに岡部と連絡がつかいましたが、しかし岡部がほんとうに話をこうして、きり出して、いっしょにやるうと言いつつ出すのに、やっぱり三ヶ月位かけていますね。むこうもこっちの腹さぐるし。こっちも。小林庸之助と会ったなんて話は先になってからでないと聞かされないわけだ。社会政策の研究しているんだけれど(笑)、そんな話ばかり。いろいろテストしているわけだ。この問題については君ど

て、現実の中で問題をつかまえて発展方向を見なくてはいけないというところに転換したわけですね。

そういう意味で、そいつを岡部君とずっと論議したわけです。ぼくが岡部君と連絡をとったときはもう小林はつかまっていたんです。そういう意味の継承はあったわけですね。

それで組織運動をやっていたわけですが、本格的な非法法の組織は作れませんでした。力が足りなくて。

やり方としてはどういうやり方したかという点、最初に出てきた問題は、今の東交ですね。そこにバスの車掌さん、電車の車掌さんの組合婦人部があるわけで、そこへ婦人部をやめちゃって国防婦人会にするという攻撃がかってきた。それにどう抵抗するか。そこで「国防婦人会には入りません。しかし、地域で入ります。組合婦人部は婦人部だ」という形で抵抗したわけです。今までの共産党の考え方であったら、そもそも評価されることじゃない(笑)。「入ると言っちゃまへ」と言ったときには、活動している連中はポカンとしてくるくらいでしたよ。そいつを説得して、そうじゃないんだと、まず、組合の組織を残しておくことが大事なんだという問題で、そっちら問題出してそれでねばったわけです。途中でその話が立ち消えた。立ち消えてシメタと思ったとたんに今度は産業報国会が来た。

### 共産党壊滅後の組織活動

編集部 国際情勢も、共産主義のいちばん中心だったドイツでドイツ共産党が壊滅する、そしてナチズムが制覇する。これに対抗するには人民戦線という形でやるしかないという形で出てくる。コミンテルンの指導というものも、ソ連一国の社会主義の防衛というこ

う考えるとか、今政府は南進論だとか北進論だとか。岡部はきびしい男でね。一々思想問題をテストしよる。だいたいテストしてそれから君と意見が同じだからいっしょにやろう。実は、こういう関係があるんだというような話で始めたわけですね。こちらは東大の河合問題からたつた最後のグループですね。そこと関係を持っていた。

東交の中に伊藤律の細君になった松本君子というのが婦人部長やっていた。それを東大のセツルの線から連絡がついてきたんです。そして、君ちゃん、これはなかなか立派な活動家だったんです。それを中心にして岡田君とか、それから社会党の都議北田氏とかそれからいま共産党の区議丸山君、彼は青年部だったんです。そういうふうな連中にわたりはついているんですが組織には入れていませんでした。そして最後に組合を解散して産業報国会を作れという攻撃がかり、三輪寿社(弁護士。戦後、社会党代議士)も東交にやってくる圧力をかけた。そこでまた、産業報国会は産業報国会で、組合は組合だという形で粘った。それでまあ半年くらいもんだですか。そして最後にみんな幹部が警視庁によばれておどかさされたわけです。それでどうするかということで東交の拡大中央委員会みたいなものが開かれた。右派は岡本だったと思います。左派は岡田君、これが書記長やっていた。そのときに婦人部長ただ一人が大をひらいてストライキを決議しろと主張した。それが昭和一四年から一五年にかけてのことです。そして、ぼくたちは総同盟も解散を迫られていたから、松岡駒之助とこんどは連絡をとり、そしてとにかく労働組合を守る一線で、できるだけ抵抗しようという方針で、彼女ひとり頑張ったが、拡大中央委員会終わったところでぼくたち



みんな一斉にいかれちゃった(笑)。

だからそういうね、今までの考え方を違う考え方をとってやってきたということなんです。それが人民戦線理論の教訓だったんです。

編集部 ということは、三・一五から四・一六にかけて以降の運動をかえりみて、方針をもたなければいけないと。

長谷川 その当時、岡部君は批判的だったんですが、風間の時代にはいくら克服された。岡部君がその後中央委員になったかどうかはわからないんです。多分なっていないでしょう。その辺で岡部君もやられているから。そして人民戦線論で問題になったのはむしろ、

党と人民戦線の関係、そっちのほうが問題になった。だから人民戦線論と三二テーゼの関係、三二テーゼの線を基本において人民戦線をどうやるかが基本論議になった、その当時の方針としては。

編集部 人民戦線の中においていわゆる労農派の問題、これは戦後の社会党につながるわけですが、それとの関係はどういうふうな……

長谷川 ぼくたちはあとなんです。彼らが弾圧くっちゃった……。編集部 いわゆる教授グループももっていかれちゃったあと……。

長谷川 上のほうにわたりがつけられないで、下のほうだけで組織を作っているってチャンスを持つというつもりだった。だからできるだけ出版物なんか出して派手にやるのはひかえて、根を残そう、根を残そうとやっていたんだけれども、だけどこれは一ツ橋のグループがバレて、そこに伊藤律が行っていることが発覚して、律が呼び出された。そして、律が、研究会のことだからうまくゆけば大丈夫

編集部 その相互の間には統一指導部がないんですね。

長谷川 そんなことはない。そういうグループがいくつもあるんですけど。

編集部 その相互の間には統一指導部がないんですね。

長谷川 そんなことはない。そういうグループがいくつもあるんですけど。

編集部 その相互の間には統一指導部がないんですね。

長谷川 そんなことはない。そういうグループがいくつもあるんですけど。

編集部 その相互の間には統一指導部がないんですね。

長谷川 そんなことはない。そういうグループがいくつもあるんですけど。

編集部 その相互の間には統一指導部がないんですね。

長谷川 そんなことはない。そういうグループがいくつもあるんですけど。

編集部 その相互の間には統一指導部がないんですね。

長谷川 そんなことはない。そういうグループがいくつもあるんですけど。

編集部 その相互の間には統一指導部がないんですね。

長谷川 そんなことはない。そういうグループがいくつもあるんですけど。

編集部 その相互の間には統一指導部がないんですね。

長谷川 そんなことはない。そういうグループがいくつもあるんですけど。

編集部 その相互の間には統一指導部がないんですね。

長谷川 そんなことはない。そういうグループがいくつもあるんですけど。

だろーと思っただらもう逃げられなかった。それっきり帰ってこない。それが昭和一四年の秋ごろだったですか。ぼくたちやられたのが昭和一五年の六月ですから、約七、八ヶ月あるわけです。

だいたいその時分の組織として、もう危いから本来は潜るべきだと思っただけでも、金もないし場所も条件もできないから、もう行くところまで行けということに肚をきめた。国鉄のグループとかなんとか幾らかわたりがついたけれども、防衛しきれなかった。やっぱり全部一斉検挙だったなあ。

編集部 ずっと丹精こめて作り上げられた労働者組織も全部もっていかれたんですか。

長谷川 そう、全部ですね。だいたいそのとき東大でやられたのが五〇人くらいじゃないですか。

東大の最後の細胞というのはね。保坂浩明、木村三郎、浅原正基、その他今大学教授になっている人も何人かいました。それから社会党の神奈川から参院へ出た武田四郎氏などもその一人、中村丈夫君など当時東大の一年生だったそうです。

編集部 だいたい、それでもう壊滅ですか。

長谷川 まあ、そのへんで壊滅ですね。そのあとに、一二月の太平洋戦争開戦の直前に左翼全体が大量にやられているでしょう。ぼくたちの組織でたったひとつ残ったのが池貝のグループなんです。

編集部 伊藤律は都内の組織を全部知っていたんですか。

長谷川 だいたい全部知っていた。ぼくと岡部と律の三人です。検査の数ヶ月前に、だんだん物がなくなるからというので、夕

イブ印刷の道具をそろえて、紙まで買い占めていたんだが、それが全部バレちゃった。

編集部 その相互の間には統一指導部がないんですね。

長谷川 そんなことはない。そういうグループがいくつもあるんですけど。

編集部 その相互の間には統一指導部がないんですね。

長谷川 そんなことはない。そういうグループがいくつもあるんですけど。

編集部 その相互の間には統一指導部がないんですね。

長谷川 そんなことはない。そういうグループがいくつもあるんですけど。

編集部 その相互の間には統一指導部がないんですね。

長谷川 そんなことはない。そういうグループがいくつもあるんですけど。

編集部 その相互の間には統一指導部がないんですね。

長谷川 そんなことはない。そういうグループがいくつもあるんですけど。

編集部 その相互の間には統一指導部がないんですね。

長谷川 そんなことはない。そういうグループがいくつもあるんですけど。

編集部 その相互の間には統一指導部がないんですね。

長谷川 そんなことはない。そういうグループがいくつもあるんですけど。

編集部 その相互の間には統一指導部がないんですね。

的傾向」なのである。非合法的革命政党を人民戦線にとって替えようとする傾向であった。これは過去の日本共産党の非合法主義、セクト主義、冒険主義、それと修正主義、解党主義、反党分子というレッテル張り、おまけにスパイ、挑発者、除名、リンチといったスタイルに対する絶望と恐怖の反映でもあった。こういう状況で当時の日本の左翼のなかで問題にされた人民戦線論の多くはこの人民戦線を展開、形成する革命的主体ぬきの人民戦線論であった。

その七月、日中戦争がいよいよ全面的に開始された。ここでわれわれ共産主義者にとっても、合法左翼労働農派の人達にとっても、進歩的文化人・知識人にとっても、のびやかな問題がつけつけられた。出先の関東軍の動向などからみて、これは対ソ戦争に発展する可能性、危険性があるだけでなく、中国に対する英・米帝国主義の既得権との激烈な対立をひきおこし、世界戦争に発展する危険性もあり、また中国人民の抵抗力からして、この戦争はどこまで拡大し、いつまで続くかわからない。とにかく、この日本帝国主義の大規模な中国侵略戦争に対して、われわれは無条件に反対しなければならぬことは自明のことである。人民戦線がどうであろうと、三年テレーゼをどう理解しようと、これまでの共産党が信用できるかできないか、いわば、そんなことはどうでもいい。合法的にやるか、非合法的にやるか、それもどうでもよい。先ずこの戦争に反対し闘争するのか、しないのか、これが先決問題である。ぼくらはまずこういうふうな問題を突き出したのです。戦争には反対だが、ぼくらと行動をとるにすることができない、信頼できないというなら、諸君は諸君の選ぶ方法、形態で戦争反対闘争をやれ！ぼくらを信用できるものは一緒にやろう。かりに君が過去に転向したり、あるい

準備会」などと称して逆にひんしゅくを買った。現状では対内的にも信頼できるものが、まず行動を開始し、行動を通じて戦闘部隊の相互の信頼のもとに結集を拡げて行く以外にない。非合法活動をやっても永続しない、一年もたぬうちに皆、検挙されてしまう、というが、それではこのせめられた合法のワクにしばられて事実上、反戦闘争の任務を放棄してしまうことになる——ということ、これらの意見や疑問を押し切ってやりました。

日共の六全協後のある中央委員会で、ぼくが病欠欠席をしているときに、袴田君が「春日君のやった日本共産主義者団には問題がある。彼は三・一五のとき中央委員候補であったのだから、当然、党中央を再建すべきであった。それが中央委員候補の任務であったはずである。それをしなかったのはおかしい」とケチをつけたという話がある中央委員が知らせてくれたので、病欠をおして中央委員会に出かけ、その誹謗をなじりました。昭和九年、一〇年ごろ、袴田中央委員が党の内外にいかなる不信をかもし出し、最後には党を解体にみちびき、相互不信、疑惑のなかに党をつきおとしたか、われわれはそのあとをうけて党再建活動をやったが、この状況のなかでは誰が中央委員と名乗りようが、中央委員会と名乗ろうが、何らの権威もないし、かえってそういう権威主義的再建方式に皆、反感をもち、信用もされない——こういう当時の状況を再検討するなら詳細に検討、総括すべきである。ぼくは今でも団の形成、活動は正しかった、不可避であったと信じている、と反論しました。

さて、こういう複雑困難な主体的条件のなかで非合法につこんで、しかも大衆運動と切断されないで、十分信頼性のある影響力をもった組織と活動をやって行こうとおもうと、過去において試練さ

は党から除名をうけたものであろうと、今、決意をもってわれわれと反戦闘争をやるというなら、ぼくらは、君を信頼し、同志として歓迎する。今は行動することが、その思想を、人間の眞実性を証明するのである。

ぼくらは、こうして日本共産主義者団を形成したのです。この団を形成する過程で、また団を形成したあとも、われわれの間で、またわれわれの周辺でいろいろな意見がありました。

まず何よりも、コミンテルンと連絡し、その支持のもとで活動すべきである。

団というふうな聞いたこともないような組織ではなく、やはり日本共産党として結集し、行動すべきである。

いきなり非合法組織をつくるべきでなく、また、侵略戦争反対、軍部独裁政治打倒というようなところから出発すべきでなく、戦争とともに重圧されてくる大衆の日常生活とむすびついた地道な組織活動から始めるべきである。合法的に、人民戦線形態のゆるやかな組織から始めるべきである、等々。

ぼくらは、コミンテルンとの連絡や指示をうけるまでもなくこの日本帝国主義の中国侵略戦争には無条件に反対しなければならぬ。大衆の日常生活にむすびついた地道な活動も、合法的な、人民戦線形態の結集と活動も、緊急不可欠な反戦闘争（それは合法のワクではやれない）の戦闘的主体的結合と結びついて、はじめてそれが反戦の力として有効性をもつのである。今、日本共産党と名乗っていても誰も信用しないし、われわれは一地方のグループにしかすぎない、党と名乗る実体をもっていない。先行の同志達の党再建運動は皆、実体的にはグループにしかすぎないのに「日本共産党中央再建

れ、信頼され、名前の通っている指導者がどうしても必要だ。ぼくはその頃ひしひしと感じたね。かりに、あの時期に渡政でも出獄して来たとなれば事態はうんと変った、好転したと思うね。

#### 非合法下の労働運動の指導

長谷川 もうひとつは、今と似ているところがあるんだけど、なかなか工場には食い込めない。だいたい中小企業か街頭分子です。これだと、むこうからは、どんなにでもスパイが入れるんですよ。だから下手に扱げられないですよ。だからどうしたって工場だ。工場に足のある連中ではなければ、困難でもともかくそこからいく以外ないと。そこはひじょうに厳密にしたわけです。その頃蒲田の東京計器の姉妹工場が玉川にあって、そこにいまの新婦人の会の小松勝子君と、戦後産別の書記をやった弟の武田君がいて、そこがストライキやりました。

これはおもしろいな。初めて職業登録制が出たときね、労働者の。全部手帳を持たされたでしょう。つまり向うはそれで労働者を移動できなくて、今まで請負賃金だったのを固定給にできた。三割くらい下ってるんです。それで労働者がプスプス、プスプス言い出しました。その前から賃金の不満があったんで、それをどうするかということで、賃金調査をやった。どういう方法でやったかという、賃金袋を集める運動をやった。そいつを統計にして職場の壁新聞へ出した。そして、内務省厚生局の統計を並べてみた。そうすると賃金袋の統計が低いんだ。相当いい賃金なんだけれども、しかし、官側の統計ってやつは定着している労働者、つまり高級労働者でなければ統計の対象にならない。その平均賃金だから高いわ

げた。そういうこともあってね。なんだ、おれのところは平均より低いんじゃないかという話になったわけだ。それで不満が沸騰し盛り上ってきたわけです。

そして工場に玉川警察の署長が来て、おどかされ闘争に水をぶっかけられ、それで一時しゅんとなったけれど、それでももういっぺん組織して、半日ストやったですね。ワン・フロアだけ。近代的工場が初めてできてフロア毎に機械がある。そのワン・フロアだけ止めた。それで五割要求を出して三割上げた。つまりもともとになったんです。それで成功したのでいい気持ちになって、今度はメーデーだということになって、昭和十三年から始めて昭和十四年の五月、メーデーをやることになった。メーデーに運動会やると社長が来る。そこでデモをやるという計画だという連絡が来た。ビックリしてそれはだめだ、とにかく工場から足を離してはいけない、デモやるなら工場で、外でデモやってはだめだという指示を出した。ところが一ヶ月に一遍位の連絡ですからむこうからきて、こっちから連絡している間にメーデーは過ぎた(笑)。

デモやっちゃったんでしょ。そのうちにみんな検挙ですよ。その組織はつぶれてしまった。労働者ってのは上ってくるとやっちゃうからな。その辺締めていくというのはひじょうにむずかしい。始終ついて力関係を分析してやっていかないと。だからいい創意が出て、下から盛り上げてくる。うまいもんだと思って大いに気を良くしていると、とたんにつぶしてしまふ(笑)。

戦後になってこの闘争の話が出て、小松君に「君、あのとき失敗したろう」と「どうして知っているの」「そりゃおれが指導していた」というわけ(笑)。

長谷川 そうじゃないですな。軍部に対する闘いを組織しろという、そういう式の政治的アッピールであって、情報を分析してこうだというものではない。そんなことのできる条件じゃなかったでしょう。むこうも。

ぼくたちがやり始めたときも岡部君というのは上にいたから、割合そういうことも知っていて、伊藤律も顔の広い男で、関西なんかにも出掛けています。春日君が出てくる前に。大阪共産党というのがひとつあって、古い「全協」的な、セクト的な傾向が強かった。「あれじゃあ」と岡部なんかも言っていた。連絡はとっていたけれども、直接いっしょにやることはしなかった。

春日 ぼくらが大阪でやる一年くらい前に大阪を中心にして奥村秀松君なんかを中心になって再建共産党『赤旗』と名乗って活動した。しかし、その内容をみたら、とてもお粗末なもので、これで党中央と名乗るのは、問題にならぬと思っただね。

長谷川 そういうしくみがひじょうに多かった。人民戦線の問題やっている内に、だんだんその問題が広がって、少しずつ討議されて、たとえば京浜グループ山代だとか、実際の活動はほとんどないけれども。

編集部 そういうグループが大東亜戦争始まるまでは……。

長谷川 かなりあっちこちにあって、それをいよいよ統一しようかという時期にこっちがまたやられた。統一の活動しようというので出版物を出そうという決定になって、そういうとき律がやられるということが重なって、出版物出したとたんこっちがやられた。編集部 伊藤律がスパイという悪質な行動をとるということは、わか

#### コミンテルンの党活動

編集部 長谷川さんたちのグループは何か名称をつけて呼んでおっ

たんですか。  
長谷川 いや特別の名称つけなかった。警視庁では共産党再建準備委員会とかということになっていきますけど、特別の名称つけてなかった。

編集部 コミンテルンの承認を得なければ党になれないという、そういう不文律みたいなものがあったということですね。

長谷川 なんとなくあったんですね。だから春日君に対して、袴田が言うわけでしょう。「中央委員ならなぜ党再建をしないんだ」と。だから中央委員はそういう権限持っているけれども、平黨員は党を建設する権限がない。

編集部 そのところが、今の運動やっている諸君と意識がぜんぜん違うところですね。

長谷川 なにしる、コミンテルン支部ですもの(笑)。

だから党ができたときに、その一部になってその基礎を作るんだという考え方ですよね。再建といっても。

春日 だが、野坂氏の話では、毛沢東がね、共産主義者団の活動を大いに評価しておった。野坂氏が延安で書いた『新日本の民主主義的建設』とかいう本にぼくらの名前をあげて評価していたようです。

長谷川 そういえば野坂のアッピールなんか来てたからな。みんな読んだ。  
編集部 かなり情報は正確に行ってたわけですね。

長谷川 彼がスパイだとは、ぼくも今でも思っていない。だけど権力にひじょうに弱い人だったことは初めからわかっている。

彼は初め転向してきているから、そういう意味で自己批判を求めて、どうなんだということ確かめた。まあ一応彼も自己批判したんですから、それじゃあそのつもりでやれといって、一緒にやったんですがね。頭はきれるから、そういう意味では有能だったんですが、律がやられたというときは、こいつは長くはもたねえという感じは持ちましたね。

それは党的な規律はびちっとするんだということだとか、婦人に対する態度だとか、そういうことはかなりやかましく言っていたわけです(笑)。

編集部 しかし、尾崎事件まで発展しちゃったんですね。

長谷川 尾崎事件というのはこういうことなんですね。律ひとりじゃ必ずしもないので。尾崎事件というのはぼくたちのやっているうちに、あの女の人。

春日 北林トモ。

長谷川 その人の話が入ってきたんです。おもしろいおぼちゃんがいる、何でもよく知っている。そんなに詳しいことはわからないけど、アメリカから帰ってきたそうだといいこともきいた。それで、律に「君連絡を切れ」と言ったんです。どうも諜報活動しているように思える、政治活動している者と諜報活動している者がダブったんじゃないけない。それで連絡を切ったんです。そして、こんどは、律はまったく別の事情で、満鉄の調査部へ入った。そして岸道三がキップで、尾崎氏がその下で、尾崎氏に律はひじょうにかわいがられた。話がわかるし、切れるし。情報も知ってるんです(尾崎と律

とは、本籍が同じ岐阜県で、一高の先輩・後輩の関係であった。下部で活動していたんだから。大衆がどう思っているというような話とか、日本の経済は実際こんなふうなところに矛盾が出てきているというふうなことを、研究所だから話す。尾崎はすぐ目をつけたわけです。尾崎も気がついたのでしょう。これは組織活動やっているといることを。それでむしろ情報は情報いれてくれた。だから閣議できめたことが、翌日、アメリカへ伝わるんだ、てな話を知ってたわけだ。軍部は現在はこちら動いていて、財閥はこちら動いているという意味の政治的情勢は実に詳しくあった(笑)。ぼくは工場にいた。ぼくの工場はノモンハン事件でつぶれたようなものですが、砲弾を作っていたのをノモンハンでやられたから作らないようになった。全部の材料を戦車と飛行機につき込んでいたんです。だから下の経済的な情勢なんかも割合わかるし、町工場クラスが雨後のタケノコのようにできたのを整理せざるを得なくなりました。そういうような情報を全部集めて、情勢を検討した。情勢分析ではなかなか大したものですね(笑)。だからおそらく一等正確だったんじゃないですか、そういう問題。具体的に。尾崎氏の検査も処刑ももうちょっと延したかったですな。

編集部 そうですね。尾崎氏とじかに会われての交渉はなかったでしょうね。

長谷川 そういう意味ではむしろ警戒したろうし、こっちもね。だから北林と尾崎が関係があったということはこっちは知らなかった。尾崎氏がそうかどうかということとはわからなかった。はっきりしていることは、律が北林君のことをしゃべったということです。そしてそれが検査の端緒となった。尾崎氏のことを直接はしゃべった。

組織が内部的に崩壊してくる。その過程をみるとなんか共通している要因があるように思える。そのひとつは非合法下におけるモラルの喪失ですね。信頼された指導部があり、組織全体がやはりきちっとしたモラルを持たなければいけないんですね。

編集部 非合法下のモラルというところが一番問題になりますか。

長谷川 ぼくは小林多喜二の『党生活者』、あれはひどいように悪いと思ってますよ。あんなことはすべきもんじゃありません。

こういう話があるんですが、ぼくはだから女のハウス・キーパーをもたんとする主義なんです、これは一つの話ですけど、女の人は、好きなやつのは絶対かくすけれども、嫌いなやつのははしゃべるといふんです。その話聞いて、ハウス・キーパーはもたないことにしたのです。しかし、本当に大事なことは婦人を尊重するというのを考えることです。

編集部 なるほど。

長谷川 しかし西村おとよさんみたいに、関根さんの奥様ですが、足が捲間でけがしてぬけちゃってもがらばったっていうでしょう。会ってみても西村おとよさん、しっかりしたもんですよ。

春日 ぼくも、その「お嬢さん」というのには面喰ったなア。五二年に、所感派、国際派の不完全ながら統一が回復し、ぼくが大阪のかくれ家から東京に移るとき私に女の同行者をつけてくれようとしたが、あまり気転のききそうな人でないので、その人には気の毒だことがわかった。私の秘書をしてくれた男は足腰の動かぬ私の身体具合も知っているし、何かのことがあれば処置、応答も充分心得ているので彼と同行で東京まで行ったが、新橋で若い男女にひき

いてないんだと思うんです。とにかく北林トモ自身が告白してまずからね。北林トモが捕まって、そこをたたかれて、そこからという形でたぐられていったように思いますね。

ぼくたちの組織をバラしちゃったということ、トモの問題をいかに出したということですね。それは否定できないわけですね。

編集部 尾崎などが検査されたときはやはりショックでしたか。  
長谷川 ぼくは獄中でそういう情報も入らない。尾崎みたいな諜報活動の組織はぜんぜん別個の組織で闘争の組織とは切離しておくべきものです。

編集部 コミュニテルンが直接組織してらんでしょう。尾崎の場合もてもコミンテルンから直接きています。ゾルゲも同じですね。

長谷川 中西君なんかが中国で活動していた。かれは中国共産党ですかな、あれも諜報活動ですね。

編集部 中西功氏と尾崎秀実氏とは親しくしておったんですね。

長谷川 だけど組織としてはぜんぜん別だ。中西さんの場合中国側の組織ですね。

編集部 野坂参三なんかの関係はどうなってるんでしょう。  
長谷川 それはまた関係ないんですよ。

春日 で、さっき言ったように、非合法活動を継続的に維持してやっていくには人に知られた、信頼された指導者が必要であり、それを絶対に大事にすることが必要ですね。

#### 非合法下のモラル ——ハウス・キーパーの問題

春日 昭和一〇年代に党がつぶれたり六全協前のチャチな非合法組

つがれ、目白でまた別の男にひきつがれて、やっとなら設定されたアジトについていたが、主流派のやってきた非合法体制とか非合法技術というものが、こんなにもったいぶったものかとおきかれてしまった。ところが宿につくと「先生は身体の具合がわるいから、是非、お嬢さんをつけましょう」というのでイヤな気がして「ぼくは女の子はいらん。役にたつ若い青年をよこしてくれ」というと「それじゃ青年のお嬢さんをよこしましょう」というので吹出してしまつた。お嬢さんというのは地下にある幹部の世話をする人のことで、女にかぎらぬのであることがわかった。しかし「お嬢さん」という名称が発生したのは多分本物のお嬢さんをつけている幹部があるからだろう。古いやり方をやっているな、とおもった。女のハウス・キーパーは非合法部隊の腐敗ともめごとの要因となったのは戦前の地下活動で実証済みである。

ぼくが非合法のモラルのことを言うのは、単に男女関係とか倫理上の問題ではなく、もっと重要なのは、非常な困難と犠牲を払って維持されている非合法部隊は、むだなことに、全党員がその意義も必要もないようなことに全党を突きこむようなことをおこなってはならないこと、特に非合法部隊のメンバーには厳重な規律がほとんど強制的に要請されるので、時にその一人一人の肉体的な権利を犯すおそれがあり、それには最大の注意を払わねばならぬということです。戦後では六全協前の党内状況をみると、軍事部隊だとかトラック部隊等々、いちいち、ここでは言わないが、すでに皆さんの知っているようなことがあったのです。志田や椎野など地下の最高幹部の破廉恥事件にのみモラルの問題があるのでなく、それと不可分であるが、むしろYとか、トラックとか、第二次総点検等の政策指

導の無責任性に問題があるのです。

### 獄中転向について

編集部 戦前、戦時下の転向、非転向の問題ですが、どういふ人もちこたえられたのか。もちろんそれは当時の特高警察の拷問にフイカルに、身体的に耐え得るかどうかという点が非常に重要だと思います。それから気性がどのぐらい強いとか、そういうこともあると思います。そういうことは一つの要因としてあるとしても、基本的にはやはりいまのわれわれが働きかけようとしている世界がどういふふうに通じかかっているのかという点を、本当にしっかりと先を見てるかどうか。それからその世界に対して自分がほんとうに働きかけ得るような方針を持てるかどうか。そしてわれわれがそれを自分がやっているとどういふか、そういう基本の確信が持てるか持てないかということがやはり獄中で耐え得たかどうかということの一番の基本じゃないかというふうに感じますね。

長谷川 だから日本の転向者が非常に多いということは、もう外の組織が完全にくずれたということの裏返しなのであって……。

編集部 そういふことがありますね。

春日 ある意味では転向者が出てきたために外の運動がみだれてた……。

編集部 しかしやはり最後までがんばり得たという人はたしかに頑健であると思いますが、それはかりじゃなくて、やはり確信をどれだけ持っているか。日本帝国主義が一体こわれちゃうかどうか、あるいは、大東亜共栄圏ができちゃうののどうかというところで、やはりどっちをみてたかということであらうと違うんじゃないかという気が

ない、もったいないことだ。君の優秀な才能をもっと伸ばし、社会のために役に立つような学問研究に専従するとか、事業をやるとか、文学でもやるとかすれば必ず成功するよ。そういうふうな考え方を変えられんもんかね。転向しさえすれば君などすぐ出られるよ。とにかく自分の才能、能力をもっと生かす道を考えることだ。それだけなければ君のような優秀な能力が全くムダになってしまうよ」と、こんな具合です。学生、インテリは、くどかれるまでもなく、そういう気が自らのうちにたえずこみ上ってきているので、このクドキは有効に作用する。

今日でも投獄されている学生諸君にこういふクドキがおこなわれているかどうかは知らないが、自分自身の内部でこういふクドキとの葛藤を感じている青年がいるかもしれない。

それに、今日では、戦前、そういうクドキに乗って転向した人で、学問上の業績をあげ、文学作家となり、或は事業家となって著名になっていく人が先例としてあるので、こういふクドキは一層有効かもしれない。

私はこういふ著名人にケチをつけるつもりはないが、今日の若い人は、こういう著名人の先例に絶対にならうべきではないとおもう。戦前の彼らの転向は帝国主義者のイデオロギー攻勢に協力したのであり、彼らの人格、人間形成の挫折であったのであり、今日、彼らがどれほどの業績を示し、著名になっておろうと、その痕跡は深く残り、それは彼らの人間形成の弱点となつてはいるはずであるでしょう。

それから知識人のなかで、彼らの転向の動機になつたのは、獄中で親鸞の『歎異抄』をよんだことであると告白している人がかなりあります。マルクス主義者をもって任じていたものが『歎異抄』をよん

がしますねえ。それを最後にぜひひうかがいたいと思っていました。

春日 大体おっしゃる通りでしょう。

刑務所の長期にわたる独房生活では、自然的な肉体は極限状態になります。私などは闘争経歴より病歴の方が多いいです。最初の刑で咳血、肺結核、第二回目の検査で、多発性神経炎で両足先の麻痺、眼底視神経炎、いずれも疾患は回復しない。続いて胃潰瘍吐血、肋膜炎、結核再発、肛門周囲炎、戦後、カリエス、腎臓結核、左腎切除等々。一種の精神的統合力を失えば、自然的な肉体は栄養失調と寒さのなかでバラバラに解体するか、枯死してしまふでしょう。たしかに見透し、洞察力、信念というものが必要でしょう。だが獄中では、すぐれた理論家、学者、知識人が案外早く転向してしまふものが多いのです。したがって将来を見透す力、場合によれば理論的な確信だけでも抵抗力がないのです。私のおもものには、その将来の見透しや確信がその人の人格、その人の人間形成の不可分の要素となつているか否かがその人の体力、精神的抵抗力、つまり獄中の苦悩に耐えうるかどうかの決定的条件ではないかとおもいます。

さて、獄中で転向した人の経過をみると、多くは、外に残した女房、子供がある、親を養って行かなければならぬ、一日でも早く出たいというのが動機になっています。こういう人は労働者に多く、別にいやらしい転向をせず、あっさりとして出て行きます。インテリは予審判事や刑務所長、教誨師の坊主の口説く急所を心得ているのです。左翼の学生、インテリは、知的に優秀な者が多い。優秀ならばこそ左翼運動に参加してきたのです。そこでクドキの急所は「君のような優秀な人が、こんな刑務所で二年三年がらばっていたって何の役にもた

でひっくりかえるようなら、彼らのマルクス主義ははじめからひっくり返つてもよいくらいのものでしかなかったでしょう。

### 擬装転向について

編集部 しかし擬装転向ということはいわれましたね。

春日 擬装転向というのはありますが、擬装も長くなると本物になってしまいますよ。擬装転向者ほど向こうはきびしくテストするわけですからね。むこうの体制に協力させようとしています。だから戦地に従軍記者で送つてみたり、満鉄へほうり込んだり、よくやりましたね。転向にしろ擬装転向にしろ、そういう選択に立つとき、その人には大きな人間的動揺があるでしょう。

こういふ動揺がおこるのは、警察や刑務所は自分の生活の中では全く例外的な時間と場所である。したがってウソでも、ごまかしでも、早くそこを出て自分の本来の生活にもどればよいのだという気があるからでしょう。

しかし自らを革命的な人間として生きつらぬこうとする者にとつては、獄中も獄外も、自分の一本の生活の場と考える必要がある。獄中は仮、獄外が実とみるから、転向とか擬装転向という考えが出てくるのです。

戦前、転向か擬装転向か、いずれにしても転向したものは、大なり小なり敵に屈服、加担したのであるが、戦後、民主主義で、この人達も革新勢力の陣列に、平和共産主義運動の陣列に復帰して来た人もある。もしも日本があのような敗戦にならなかつたら、これらの人はもっと深い傷をおい、到底、今日のように進歩と革新の側には戻り得なかつたかもしれぬということを反省してみるべ

きであらう、という気がします。

これらのことを考えてみると飯と実との時間の長短にかかわらず、やはり一本に生きるべきであらう。何よりもその人の一貫性であり、キャラクターでしょう。

**編集部** その場合は、去年の一〇・二一からいわゆる長期勾留になった学生の場合、甘さというものはたくなってしまったね。

#### 転向者について

**春日** それに関連してもう一つの問題は、いま統一公判をやっている。その際、一部には分離を希望する人がありますね、この人達を簡単に、脱落者、転向者扱いをしたり、救援会までが差別扱いをするようなことがあったら、それはいけないことだと思います。

**編集部** それはどういう意味ですか。

**春日** それは統一公判、分離公判の問題はそれだけで必ずしも脱落とか転向といえるか、すこぶる疑問だからです。

さきに転向の問題が出たのですが、ぼくはもちろん転向には、擬装転向にしろ原則的に反対であることは先にのべたとおりです。しかし転向問題ということには少くとも二つの問題がふくまれているとおもいます。一つは、人間は誰も弱点をもち、動揺をまぬがれない、とりわけはげしい、かつ長期にわたる弾圧と苦悩のなかでは、ということですが。二つには、一度、転向すると永久に立ちなおらない、ということではないということです。したがって、転向者自身にとっても、また転向者に対する非転向者の態度についても、単に取扱い、手段の問題としてではなく、それぞれの個人、集団の決意や、お互い仲間が、きびしい闘いのなかで、いかに生きぬいて行く

し全員を、君、千人近くもやるともつたない話のような気もする。

**編集部** 確かにそれぞれの人生きていく道をおもんばかるだけの心をつくかなければいけないですね。

#### 出獄者について

**長谷川** ただインテリですから、一番の問題は帰ってきたときがあったかといふことです。刑務所から帰ってきたときに家中が大事にしますから、ここでやめてもらいたいと思うから。そこをもういっぺん突破することがむずかしいんですよ。中で転向するより転向しないでがんばって帰ってきたって、もういっぺんやるかやらないかというほうがよっぽどむずかしいんです。だからそこところが一番危険な時期なんです。その辺はやっばり、たとえぼくは昭和一年に帰ってきたけれども、すぐにはやれないです。むこうの監視がきびしいし、連絡も容易につけられない。どうしても一年ぐらい家にいなければならぬ。その間をどういふふうに自分で使うかということなんです。どこでもとめられるわけでもなし、ぼやっとしてゐるんだから、家でごろごろ寝ころがっている。それをしきもいやな顔もしないで一生懸命あたたかい世話をするというような空気がつくられるわけでしょう。その中で自分をちゃんとしておくというほうがかえってむずかしい。

#### 獄中生活について

**長谷川** それと同じ獄中でもインテリと労働者ではちがうということなんです。

かという問題として、よく考えてみなければならぬとおもいます。

**転向者** 擬装転向者といわれる人のなかに、そういう態度をとることを余儀なくした事情がある程度解決してから、再び、どんな形においてか戦列に復帰することがかなりあります。その多くはこれらの転向者に対する仲間の態度、接触、働きかけ如何によるので

**編集部** たしかに、そうでない、われわれの運動が狭くなって、

いかにも尖鋭な人だけでしかできなくなりますね。そのために、そこまでかかえられるだけの力がつかなければならぬですね。

**春日** それはいまの力だったらやれるんじゃないですか。

**編集部** 峻別の論理でいきますと、だんだん細くなってしまえば点になってしまいますからね。

**春日** ぼくらの経験では、百名近い被告団が誰もかれもが第一審、第二審、上告審まで未決監で三年間、四年間、法廷闘争をやりぬかなければならぬことはない。組織の代表的なものが、そこまで闘いぬかなければならぬが、刑の軽いもの、家庭の事情のあるもの等は、一審でおろしてしまおうということをおのずとして、全員の配慮のもとに、処理しました。そういう配慮が集団的になされないと、早く下獄するものは何となくあ味のわるいことになります。なるべくそういうマイナスを自他ともにひきおこさせないことが肝要でしょう。

**編集部** かなりそういう問題は現実的な問題になってきましたね。

**長谷川** 一方からいえば、おそらくメーデー事件みたいに何年裁判やるかわからないという問題になって、一生裁判になる危険性もあるわけでしょう。それは旗は守らなければいけないわけです。しか

**編集部** それはどういうことでしょうか。

**長谷川** それはね、ぼくでもそうだけれども、同じ拷問でも違いますが、労働者の拷問というのはね、インテリとは、いい家のみんなコネがあるわけでしょう。ハガチー事件でも裁判長はぼくの一級上で留年して一緒だった。むこうはサッカー部のキャプテンでぼくはラグビー部のキャプテンでしょう。そうすると検事が中大出でしょう。検事が、あなたは裁判長と同級だぞですね。これだけで違っちゃうんですよ。訊き方から何から。東大出は特別の手ごころが加えられるのが普通だったでしょう。

**編集部** いわくいいがたく違いますね。

**長谷川** ぼくだって検事から裁判官から全部一高の先輩で、ぼくと話し合っただけで「俺はもうつらいよ」と、こういうわけでしょう。「いいかげんにしろよ」と、こういうんです。そこにまたこっちの弱点をついて転向にさそうという危険もあるのです。いや、いまだってぼくたちの同級生の中の重役だって、相変らずどうだという式ですから、あれはおれたちのクラスの変わり者と、こういうふうになっただけです。そういう学閥というような関係が、裁判所だっただけにあるわけです。だからすつとちがいます。朝鮮の人たちでほんとうに殺してもいいというのとは、中で死のうとどうしようとかまかしのきくというやつとは比べものにならない。徳球の話がでるが、徳球の獄中は、非常に厳しく大変だったと思う。沖繩出身だということ、なかでの扱いが違ふということなんです。その辺のところをほんとうにやっつけていくときにはわかっているんじゃない。そこにこっちは弱点を持っているということなんです。

**春日** そういう出身のいい人はそういうことがあるね。

長谷川 それはそうですよ。けたちがい違ふ。差し入れの効き方だって違ふ。

編集部 そういうことが実はそういう中では現実的な問題ですからねえ。

長谷川 その辺での思想闘争ですなあ。自分自身との。そうかといつて、それはまた利用すべき問題でしょう(笑)。全部拒否してセクトになって、変なふうにはビョーリタニズムでがんばる必要もないことなんで、だから難しいことなんだな。

編集部 それは政治ですからね。現実を本当に動かし得るかということが問題なわけです。

#### 獄中で敗戦を迎う

編集部 最後に敗戦のときの感慨、これをうかがいたいと思つています。

春日 小菅刑務所におつてね。小菅刑務所は窓の外側にラジオがついてるんですよ。

編集部 敗戦が近いということばかりでしたか。

春日 それはほほ、わかるんですよ。

編集部 刑務所の中の雰囲気も違ってくるわけですか。

春日 それは落語聞かしたり、歌謡曲聞かしたりする。しかしときどきニュースが入るんですよ。そうするとほくらスターリングラードの攻防戦というのは、全く手に汗を握って毎日毎日スターリングラードと一緒に戦つたような気持ちでした。独ソ戦の発展やガダルカナルの転進とかいって、ごまかされていって、だんだん苦しくなつていく。そういう状況が非常によくわかつたんです。それを知る手

段は刑務所のなかにもいろいろあったのです。ほくはずっと独房に入れられたきりですけれど。

一九四五年(昭和二十年)七月一日に仙台が空襲にあいました。その時、ほくは宮城刑務所にいたのです。日本の飛行機なんか一機も飛ばない。むこうからB29が二〇機も飛んできてゆうゆうと爆撃しているけれども、こっちはサーチライトをあてているだけで、高射砲など全然、役に立たない。これで、ほくらは日本の戦力がどの程度のものかハッキリわかりました。刑務所でも、例の八月一五日の天皇の玉音放送などもみな聞かしたわけです。

編集部 春日さんも聞いたんですか。

春日 いや、ほくは聞かない。ほくは病舎の独房に入れられたきりだ。ほかのものはみな教誨堂へつれ出して聞かしたのです。

編集部 御病氣だったんですか。

春日 ずっと病氣です。ほとんど死にそうだったのです。天皇の玉音放送なるものを聞かされた囚人たちは、ほくららの独房の窓の下に集つて騒乱状態だったんです。彼らは看守にむかつて口々に、「何だお前、いまままで勝つ勝つといつていやがったくせに、このさまはなんだ!」二日間ほど收拾がつかない。ほくららのところに普通の囚人がやってきて、何しろアメリカが来るんだから、あなた方はお気の毒だ、思想犯だから釈放されないが、われわれはみな近く釈放されるでしょう、と言ふ(笑)。それは結構なことになったな、と言つたんですが、一時は、ほとんど無政府状態でした。大体看守が兵役にとられて、いないでしょう。独歩という囚人の親方がみな何んでも采配していたわけだから、どうなるのかと思つたんです。それからアメリカ軍が捕虜がおるので、刑務所の中へ向かつて大きなチヨ

コレットだとか何とか救援物資をまだ米軍が進駐上陸前ですから、飛行機から落としてくるわけだ。そこはアメリカ人はこころえたもので、囚人にみな渡すわけです。それで、またそれがいいかげんなことに、あなた方はみな釈放だという(笑)。囚人が喜んじやって。長谷川 ぼくの場合はね、昭和二十年の二月か三月ごろに、いろいろな情勢が大体入つてきてますね。日本の海軍はみんなつぶれちゃったんだとか何だとか。それで横浜の刑務所にいたんですが、横浜というのは、サイパンなど南方の島へ囚人を送り出す基地づくりの根拠地なんですよ。だからそういうところからけがして帰ってきた人もいますし、情報もよくわかつた。二月ごろどうなるかというから、ドイツは五月までもたんだと言つたんです。ちょうど五月にそつなつたわけです。それじゃ日本はどうなるかと言つたから、秋までもつかなと言つた。だから終戦の日、天皇の放送があった日、看守の全部が監房にカギをかけて出ていった。そして放送をきいてみんな泣いて帰ってきて、どうしたのかと思つたら負けたんだと。初めは負けるだろうというところは考えていましたし、負けたとどさくさに消されはしないかとも思いました。そうしたらすぐ呼びだしで、それでまあ、おまえどうなるんだというわけだ。これからはアメリカとの喧嘩はわれわれが引き受けなければならぬといつて帰つてきてたんですよ。

そうしたら今度はそのすぐ次の日に、全部看守に配給があった。ビール半ダースずつ廻つた。それはみんなサイパンに送るとかそういう連中の物資がたまつてゐるわけです。それを全部看守にくばつた。泣きながらビールをもつて帰つた。こっちは何といつてもB29がこなくなつたということて天がすつと高くなつたような気がし

た。それがまず第一でした。そしてその翌日になったら、今度は一升ビンが二本役人に廻つてきたんです。それからもう一つ、あそこでは爆撃機が長距離にやるときに落下ぞうというのを着けてゆく油の補助タンクです、それを作っていた。内側を羽二重で張って塗料をぬりガソリンを余分に詰めていけるようにする。その材料としての羽二重です。それを全部配給しちやうした。そうしたら今度は囚人との共同謀議で囚人に役所にある物資を盗ませて看守があつた。出獄したらヤマワケという契約です。完全に刑務所の中の規律をぶちこわしちゃつたわけだ。そのうちにアメ公のたばこも入つてくれば、隣は戦犯の収容所になって賀屋興宜(東条内閣蔵相。現、自民党代議士)が入ってきたという話もでる(笑)。そういう状態で、大体いづれ出られると。

編集部 横浜事件(中央公論、改造などに対する戦争中の言論弾圧事件)の人も入つてきましたか。

長谷川 ええ、しかし分散してたからよくわからなかった。それにずいぶん死んだんですね。

編集部 たいへんでしたね、横浜事件というのは。

長谷川 横浜というのはそういう意味じゃ待遇がものすごく悪かった。大体一日に一人半ずつ死んだ。肺炎と栄養失調ですね。そのうちに今度は米軍がいよいよ上陸するという話が出た。これはもう大騒動ですよ。アメリカが入ってきたらね。女の人は強姦されちゃうんだと、家族を疎開させるなど大さわぎでした。てんやわんやで、普通の懲役者も多勢釈放しましたね。それで結局ほくは一〇月の六日に出てきた。家はどこかへ疎開してないだろうと思つて一日泊めてもらつて、それから帰つた。

敗戦にどう対応したか

編集部 そのときの感慨というか、意気軒昂たる……。

長谷川 出てきて、一〇月一日、徳球、志賀たちが府中の拘禁所から出るのを迎えに行つて、飛行館の出獄歓迎大会にまわった。府中から出た人たちは一時米軍につれてゆかれてこの大会には出られず、椎野(悦郎)君だけが挨拶にきた。長らく意気軒昂としていたので反発を感じさせるくらいだったが、ほくたちは平党员で、始め下にしたが壇上に出獄者というので押し上げられて少しこそばゆい気がしたくらいです。その後府中の自律会(当時出獄した幹部が占拠していた)に行つて、徳球、志賀、黒木などにあい、紺野、橋田ともそこで出会った。ほくたち平党员にとっては、みんな話にきいた偉い人で、どんな人かなと思つたんですけれども、紺野君は剣路で一緒だったことがあるので、一応承知していたんですけれども、橋田なんていばつてちつとも……。

春日 まだ橋田はそのころ出てないだろう。

長谷川 いや、しばらくして出てきましたよ。変な茶色のコールテンのズボンはいて、初め名前がわからなかった。何だこの男、いばつていてちつともまともな話しないと思つて聞いていたんです。そうしたら、橋田だと聞いてびっくりしたことがある。編集部 なるほど。

春日 ほくは一〇月の一日か二日に宮城刑務所を釈放になったんです早くから釈放の話はあったが、それが確実になるまで、まだこれから何が起こるかわからぬということで、あまり安心しなかった。とにかくほくに連絡をとつてくれる「独歩」に、お前は事務所

へ行って様子を毎日よくみてこいといつておいたが、その男が、ある夜やって来てきょうはおかしいですよ。思想犯の身分帳を全部集めてみますと、こういうわけで、これは北海道へでも移送になるのではないかとおもつていたが、この独歩がまた、事務所でラジオをきき、政治犯は釈放になるという話を聞いて来た。これで釈放ということが具体的にイメーシのぼつてきた。

長谷川 思想犯関係の資料は、全部焼いたと聞いたからね。全部焼いて簡単な本名と戸籍だけにした。

春日 宮城刑務所はそうしなかったよ。

長谷川 それを聞いて、ハハ、これなら出すという話は大体そのとおりだろうと思つた。

春日 それからちやうど九月に入った時分に、これで気持ちが悪か緊張しちゃつてね、かえつて忙しくなつたんだよ。とにかくいずれ釈放するだろう。釈放するときにひとつアツピルをだそうと思つて、毎日毎日アツピルの原稿の下書きを書くのに忙しくなつちやつた。予定したとおりに一〇月一日か二日に、思想犯全部集めてアメリカ軍が、あなた方はきょうから釈放しますと言つた。その時、ほくが立ち上つて、長い間かかつてこしらえておいたアツピルを読んだんです。あとで皆にたばこくれたりチョコレートいかがというわけだった。ほくはノー・サンキュー、ノー・サンキュー。編集部 アツピルはどういうことを言われたんですか。

春日 ほくは刑務所を出るときにタンカで運び出された。『河北新報』の記者が来て、インタビュしたいというのだが、できないから、おれがきょうしゃべつたメッセーシ草稿をやるうということ、それが新聞に出たわけです。いまだに残っています。

『河北新報』昭和二〇年一〇月一日号所載

春日談

勝利の日刻

「語りたこと言いたいことは山程あるが感激が胸に溢れてきて思うように話せないのは遺憾だ」と重苦しい顔色で次のように語つた。

「我々は出た。そしてこのことはわれわれの勝利だ。連合国の民衆の力——とりわけアメリカ、イギリス、ソヴィエト連邦、支那四国の勤労大衆諸君の力が、この日本の専制政治と残虐な帝国主義を完全に打倒したのだ。我々も長い間、血と暗黒と飢と寒さの中で殆ど絶望的と思われる闘いを継続して来たが遂に勝利の日が来たのだ。五箇門格子の監房の鎖は破れた。獄門は開かれて星条旗の哨兵が立っている。われわれはこの門を出る。そして自由に話せる、自由に書ける、自由に手が握れるのだ。」

全世界の労働者並に大衆諸君！われわれは既に長い間鞭りを絶たれてきた。諸君はどうしているのだ。一刻も早くわれわれの言葉で喜びを語りたい。さらにわれわれの任務と決心について語りたい。しかし刑務所内に残されている政治犯人はまだ居る。われわれを虐待し人権を蹂躪して来た巡査やスパイを殺した勇敢な同志、或は軍規に違反し逃亡した兵卒、捕虜となつた兵卒がいる。彼等も早く救い出されねばならぬ。この冬の寒さと飢は彼等の生命を奪うだろう。」

人民に訴ふ

日本共産党出版部

徳田球一 志賀義男

『人民に訴う』(『赤旗』第1号)



歓呼の中を府中刑務所を出獄する徳田球一(左)志賀義男(右)他14名 昭和20年(1945年)10月10日



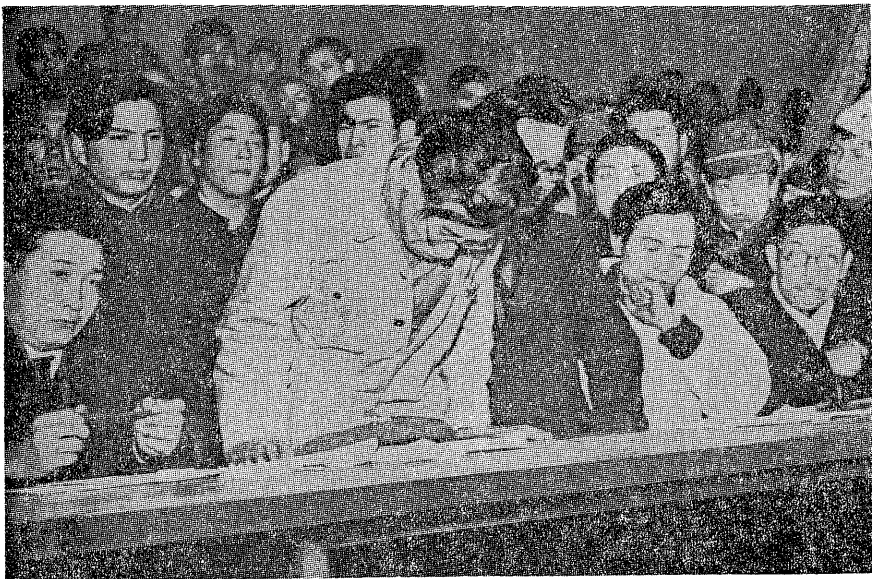
長谷川 ぼくなんか徳球が最初の『人民に訴う』の要旨を中で新聞の切れはしで読んだ。あれは出る前に出してるでしょう。

編集部 刑務所の中でみんな考えたという話ですね。

春日 ぼくはみんなにアッピールしたのを、いまでも西川の彦さんなんか非常に感動的な印象として、よく覚えていて、よくその話をするよ。そのアッピールの内容は、「われわれはいまや釈放される。情勢は大いに変わった。しかし、われわれの敵はなくなつたわけではない。いまやアメリカ占領軍がわれわれの前に出てきている。われわれが釈放されたのはこのアメリカ軍によって釈放されたんではない。われわれは世界のプロレタリアと民主勢力によって釈放されたのである。今後われわれは闘いを継続して闘わなければいけない。長い間皆さん御苦労でした。新たな闘いに立ち上がってもらいたい。」というようなアッピールの内容です。読み上げたアッピールと新聞に出たものは少しちがいが、半分にも足らぬ短いものになっている。

編集部 『人民に訴う』と大部違いますね。

春日 それから病院に送りこまれてねえ。一カ月ぐらいたつたら伊藤憲一君を迎えにきたよ。徳球が呼んでいるからできれば一緒に東京へ行こうと彼は足腰立たないほど衰弱しているぼくをおんぶしてでもなんでもかんでも連れていくという。が、ぼくは彼の親切にもかかわらず、すぐ上京する気にはならなかった。あの『人民に訴う』というのはけしからん。マッカーサー司令部に釈放の感謝にいくなんてあほなことあるか。どうも徳球と意見がちがうようにおもうから、おれはしばらくここにおる。東京にいかない、徳球にそういつておいてくれといった(笑い)。



2・1スト中止 共闘解散を宣言し、うなだれる共闘議長伊井弥四郎  
昭和22年(1947年) 1月31日

長谷川 ちょっと論争があったんですね、あのときもすでに。実際には現場での衝突もあったし、わりあい早くからそういう意味でアメリカとやるんだという意識は潜在的にはずっとあるんですね。編集部 それはそうですね。むしろ。アメリカは解放軍であるというふうなのはおかしいですかね。

春日 ぼくはとにかくあれをみて全くがっかりしたな。われわれはマッカーサー司令部へ徳球が感謝にいくなど、てんで理解できない!

敗戦後の大衆的昂揚のなかで

編集部 しかし日本帝国主義はついに倒壊したというときの感慨はまた格別でしょうね。長い間、幽閉され、痛めつけられてきた。ついにそれがかわれて、代わりに戦時下の指導者は戦犯としてみな入れ代わり獄中にはいったわけですからねえ。

長谷川 だけれどもなんというのかな。ある意味では仕事にすぐ追われちゃったね。ぼくなんかすぐガタガタ職場をまわった。それでもやはりはじめは非合法育ちだからな。ああいう公然たる中になかなかはいっていけない。ドライにパッとどんだん職場へはいれたんだから、そういうの覚えるのにならなくてひまがかかった。身につくのに——まあ例えば、最初のメーデーのときかな。天皇に質問状を出そうというんでメーデーの実行委員会のほうでぼくと島上善五郎が執筆することになった。質問状の中に回答してくれと書いていたら彼びっくりして「回答を要求するなんて」、だって要求したら回答をくれ、というのは当たり前だろう。とうとうそれががんばって回答要求をつけさせたことがあった。だからそういう意味では実際にこう

いう自由な時期がくるということには戦前には考えなかつた。最後に勝つなんてことをいっても、現実的にそういう感じはないでしょう。ただ今度こそ本気でたたかおうという気持はあった。ところがガタガタことが起こって、そしてもうどこへでもいけるようになったから、いい気持ちになってかけまわった。それがどんなみせかけであろうと、現実にとどこまでもいけるんだから、やったということでしょう。だからほんとうの意味で力関係はどうだったという問題はそろそろ五〇年(昭和二十五年)になる時分にならないとほんとうに検討してないということでしょうね。大体、二・一闘争をやりそこなつた、そのあとぐらいいからきつちり、情勢分析しなきゃいかんぞというふうな雰囲気が出てるみたいだ。

春日 あの時分、ぼくは刑務所から出て二―三ヶ月して、例の隠退蔵物資の摘発をした。共産党と書いた腕章をつけていくとみんながさあさあどうぞご覧下さいといつて、どこでも通ずる。たいしたもんでしたね。それでまあ仙台の鉄道の倉庫から銀のべ棒を三〇本も摘発した。そうすると、アメ公がみんな持っていっちゃう。それでこんなばかなことやれないというので、それから摘発したものは、こっちで勝手に使っちゃおうということにした。矢本というところに、空軍基地があってその周辺に、軍がドラムカンをかくしておいた。そこは北上川の下流のところで、それをどんどん摘発して農民委員会に勝手に引渡してしまつた。『現代の眼』一〇月号にでている写真があるでしょう。あの車にのっているのはその時のものです。配布したドラムカンは、全部、農民の耕耘機械の燃料に使われた。裁判所がこようが、駐留軍がこようがなんでも受け付けない。僕のところは摘発してやるのはいいけど、何を摘発してもアメ

リカ軍がみな手前とこへ持っていっちゃう。ということで米軍には非協力になった。

編集部

それこそほんとうの大逆転ですわねえ。

長谷川 東京でも板橋で岩田英一君が豆を摘発したでしょう。

編集部

ええ、板橋の陸軍兵器廠。

長谷川 そういうのがあるといつて摘発しようというから、いや、まてまて、全部市民の管理にするんだから、というのでやかましく言っておいたんです。そうしたら、彼、パツと摘発しちゃったんだな(笑)。その方が大衆的な感覚だったでしょう。何だせつかくと思っただけ。そしてその内に世田ヶ谷の米よこせデモを組織して宮中に乗りこんじゃった(昭和二年五月二日)。食糧メーデー(昭和二年五月一九日)の前に直接。それは実に傑作なんだ。宮内省も土曜日の夕方だったから役人は帰ってしまっていたし、まだその時分警察もマヒしていたから、宮城へ入れちゃったわけです。和田倉門から入った内藤司、台所なんです。そこに皇族の下から秩父宮、高松宮、その次にもう一つ天皇・皇后の調理場がある。そして、デモは秩父宮のところまでいった。直系の宮さんのところまで……。そうすると一人に一つずつ冷蔵庫があって、それを開けたら魚が一人一匹ずつ入っている。マグロとか何とか。一部だけ使ったんでしょ。で、おぼさんたち腹へってるけど、ハッパと感心してしまったのでそのときは問題は起らなかった。さてそれで一応帰ろうということになったら、白いめしがいっぱいいらいの中にある。これどうするんだといったら、「ああそれ残飯だ」という。「まあもったいない」ということになって、私たちがほしい、ということになって、それで大きわぎになった。それは物のないときだから、みんな宮内省の連中が残飯ということにして分けるわけだよ。むこうも内緒ごとのことですよ。いいとこだけ差しあげるんだから。それだからそいつを摘発されたことになるわけで役人連中の内緒ごともわかってあわててしまった。で、もめるところで志賀さんから指令がでて適当に引きあげた。そこにはうんと魚も米もあるんだということになったら、松島松太郎君の「朕はたらふく食っている」のプラカードとなりメーデーの質問書となった。

春日 その状況はいつごろまで続いたかな。その頃まだこれに抵抗するような暴力的なものというのはほとんどなかったですね。

長谷川 大体読売争議が負けたころですよ。食糧メーデー(五月一九日)が終わって、そこで、アメリカ政府の声明(五月二九日)、マッカーサーの声明(五月二〇日)などがでて庄迫がきびしくなりました。それから読売新聞の争議のまきかえしになり、アメリカとの対立が激しくなりました。GHQ新聞課長のインボーズンが読売にのりこんできて左派の首切りを強行し正面衝突となった。だから実際上はアメリカとの闘争でやっていると感じは持っていた。

#### 五〇年分裂から非合法時代へ

編集部 敗戦後の革命運動の問題は、老大なテーマですので、別の機会に譲るとして、四九年の経済九原則の承認と九月革命説、党の度しがたい官僚主義への不満を背景として、一月にコミンフォルムの日共批判がだされ、これに対して、日共党本部から例の「所感」が発表された。そして、さらに『人民日報』で野坂批判がなされ、党が所感派と国際派とに分裂していくなかで、日共中央委員二四人を追放するマッカーサー指令(六月六日)、朝鮮戦争(六月二五日)、

国家警察予備隊の創設(七月八日)、日共九幹部(長谷川浩氏を含む)への団体等規正令による逮捕状(七月一四日)、『アカハタ』およびその後身各紙の発刊停止(七月一八日)、レッド・ページ(七月二四日以降)など攻撃をかけられて非合法に入ってしまった時代を明らかにしていただきます。

長谷川 五〇年の問題となるひとつは相互不信、分裂の問題が前提になっている。それで相互不信がものすごく強かった。幹部同志の中で、ぼくなんかどっちかという中道派といわれたでしょうが、それは脳で見ている、不愉快な面がたくさんあった。

それに三鷹事件以来のひとつ前の年の弾圧から日和見になっているということでしょうね。そして、徳球でも野坂でも志賀でもみな同じですが、いずれ共産党が非合法になるんだということで、日本が植民地化されるということとくっついていて、コミンフォルムの批判だって、日本は植民地化されるということが中心でしょう。そのときに等やりにくいのには幹部だけが追放されること、おそろくそうされるだろうという予想だった。ところがあの当時をよく今から考えてみると、ぼくがああときの政治局の最大汚点だったと思うのは、四九年の七月に朝鮮で、北伐事件を起しているでしょう。李承晩が。その問題で朝鮮問題というのは中心なんだということを見きわめてないということです。これはぼくはスターリンにもあったと思う。ドイツの国境問題でソ連が国連をボイコットしたというその条件の中では、アメリカが朝鮮で攻撃に出るという危険を感じていたかどうか、極東では朝鮮が焦点だということを見てなかったのではないかと。その問題で、朝鮮事変を予感して、戦争反対ということを一本人入れて警告を発していたら、まるで

情勢が違っていたと思うんですよ。日本の大衆の受けとめ方がね。

それをこつちが非合法化される、日本が植民地化されると逃げこみになっていた。日和見主義が根本だと思えます。この点を七回大会の時にだした。その時は大変だった。七回大会のときに、ぼくが総括を書いて、その総括が承認されない。書き改めろと言われて、幹部会において春日君とぼくと二人で行ったことがあるんですよ(笑)。そのときにあの潜り方は日和見があったのじゃないかということを出したことがある。それで、朝鮮戦争については一体党はどういう態度をとったのか。団規令で党が非合法化されることへの対策だけになって朝鮮戦争についてははっきりした方針が出せなかったではないかという大会のみんな泊りこんでいるその幹部の部屋によればね、やり合ったのです。ぼくは全面講和の問題を大きく取り上げたのは当時の党の功績だったと思いますが、朝鮮問題を見逃したのは政治的な敏感性に欠けていたといまでも思っています。そういう点から地下にもぐりこむ日和見主義に陥っていた。合法的条件をどれだけ運用するかの具体的な考慮が欠けていた。

これはひじょうに大事な経験なんで、政治情勢に対する評価の問題と、その中に出てくる問題として、非合法というものの考え方の基礎に関する問題です。本来、非合法というのは合法化のための自由を拡大するための闘争なのだから。

春日 マッカーサーの指令にきれいに従ったんだから、何らの抵抗もなく。むこうは二〇日間とかの猶予期間を置いたんですから。その間に善後処置として中央委員会でも、なんでも開けたのに、いわゆる九幹部だけが、几帳面に非公然活動に入っちゃったんですから。長谷川 内部で意志が割れているということもあったし、割れている

両方とも問題がある。公然面に残った人たちはどのくらいやったかという、これも合法的に何も動かなかったというのがあります。

編集部 それはたしかにそうです。

長谷川 両方、日和見になった。

春日 両方日和見主義云々は話がちがう。反対派(国際派)でもぐったのはほく一人だ。それはむこう(主流派、所感派)と統一しようと思えば、こっちも非法法に入っ、むこうと同じペースでやらぬ限り、片方はこのこと現れ(笑)。宮本君みたいに一人でひよるひよる外に残って、それで、統一、統一だとか、政治局が勝手に潜ってけしからんというのは話にならないですよ。それで、ほくが潜るのはむだかもしれないと思っただけでも仕方なかった。

長谷川 追放になった幹部を活動させる必要な態勢だけ持っていればいいわけです。それで十分やれた。田舎へ行って、ほくも九州へ潜っていたけれども、九州のビュローですね。ほくはもろん潜っていたんだけど、いっしょにいた連中は時々家に帰っていましたよ。よせと言うわけにいかんですよ。

編集部 だけでも捕るものでもありませんね。

長谷川 いっしょに組織的に活動しなければならぬからこそやっかないことになるんで、しかし、だれも直接追放くってるわけじゃないのだから、組織さえうまくきちんとすることができればいいんであって、ついでに多勢いっしょに潜って金を使って活動場面を狭くする必要はないわけだ。家にいかなければならない、ときには細君の顔を見なければならぬということになるから帰っていた。そこには必要以上に非法法にさせたということがあるんですよ。

#### 朝鮮戦争と党の政治方針

長谷川 それで先の七回大会のときの話ですが野坂は顔色が変わった。志賀さんがのり出してきてそれはどういうことだったのかときく……。

春日 九幹部がもぐって、非法部分からの機関紙だろうと思えるような形で、最初に出てきた『平和と独立』という新聞のもう一つ前に、何とかいう新聞を出したろう。

長谷川 たくさん出ているよ。

春日 そうか。それを見ると、朝鮮のことは朝鮮にまかしておけ、日本では賃金闘争、これをやるのが、結局、遠まわしながら日本の独占を弱めて後方陣地を弱めることになるのだから。そういう方向を打ち出してね。

長谷川 それは、こうなんですよ。臨時指導部というのができたでしょう。臨時指導部の合法的な線がそうなんです。裏の線はどうか。朝鮮戦争を失敗させろ、その朝鮮戦争の失敗を日本の占領政策の失敗に。つまり「戦争から内乱へ」という、戦争の敗北を基礎にして革命へという古い考え方なんです。それでほくは四全協の前に志田と論争したことがあるんですよ。ほくは、朝鮮不干涉「アメリカは朝鮮から手を引け」と思っていたわけです。不干涉で平和を擁護していくという線だと思っていた。彼は、そうじゃない。朝鮮戦争を失敗させる。それで論争したことがあります。だけれども、結局彼が、いやおれはそう思う、と言って押し切っちゃった。

編集部 それはコミンフォルムの線なんですか。

長谷川 いやいや、それは別に連絡があったわけでもないし、はっ

きりしてない。あのとき中国に使いを出して、わたりをつけ、徳球なんか行っちゃって長老全部いなくなっちゃったあと、あの四全協をやった。——その四全協の前のことです。それで意見が割れたっけです。

春日 しかしあの四全協、五全協、ずっと一貫して、朝鮮に対する不当干渉、侵略に対して反対する、という線は入っていない。

長谷川 そういものが一貫してないんですよ。

春日 だからあの軍事方針なんというのはそれと関係しているようにだけれども、全然見当違いのところがある。

編集部 要するに日本そのものの植民地化でしょう、直接的に。

長谷川 だからこういうことになる。これは理論になるんだな。それは全面講和の闘争と関係するんです。全面講和という問題は、日本の共産党が出した政治的なスローガン、終戦直後は経済闘争からすぐ人民政府でしょう。中間項はぬけている。そこで初めて全面講和という問題を出したということは卓見だと思っていた。いまでもそれは評価していい、とほくは思っている。ところが志田の全面講和になると、これはいわゆる火焔びん闘争で全面講和です。それは「戦争から内乱へ」の線です。だけれども、それは日本の非法法下に対して占領政策を失敗させる、その全面講和運動で、こっちが中心で、朝鮮問題が扱っているんですよ。全部抜いてあるわけです。だからそういう意味で朝鮮問題というものに対して、つまりそういう意味で国際連帯という問題をほんとうに入れる方針が出ていないということが決定的なんです。だからこっちが弾圧を受けることに対してどう防衛するかということが全部で、そこに非法法主義という日和見主義がんとあるわけです。だからだんだん小さく小さくな



メーデー事件 皇居堀端でひっくりかえされ炎上する米人用車 昭和27年(1952年)5月1日

って、大衆のほうに出ていくということが抜けているわけ

す。  
編集部 朝鮮戦争が起こることじしんの予見がなかったというか、全くの過小評価などというものじゃないでしょう。全然気がついていないということなんです。起こっちゃったあととはどうなんですか。

長谷川 起こっちゃったあとは、つまりそういう意味で一方では、朝鮮戦争は朝鮮人にまかせろ。つまり不干渉ということをや曲した——あれは一種の合法主義だとぼくは思っているわけですが、そういう線と「戦争から内乱へ」という非合法主義の線とがくっついていっているのです。それでいてY組織の始まりは朝鮮人からでしょう。それは実は、五〇年前から志田が準備していた。ぼくは在日朝鮮人が祖国に対する侵略に抗してレジスタンスをするのは当然だと思っております。背後でそういう活動をしていいと思う。大いにやるべきだと思っただけでも、何かその辺にじっくりしないものがあるわけですよ。言ってみれば、そういう活動を、ほんとうに大衆化していくためのあるいはそれを大衆的な支持のもとでやるための、つまり朝鮮戦争反対の政治宣伝がないわけですよ。そこにもやはり一種の非合法主義がある。公然と政治的なものを訴えて、そこに全体を対象に向けていく。大戦中のレジスタンスの場合を考えたって、非合法で抵抗活動をやっていると同時に、「深夜文学」というものがあったって政治宣伝を入れているわけでしょう。それと一緒にあって実力行動が広範な大衆に支持されるわけでしょう。それが抜けているということですよ。だからそこを、しかももっと言えば、火焔びんにしてみても非合法の体制にしても、大もとは政治方

できた軍事方針は。

長谷川 あれは中核自衛隊のやつです。

編集部 中核自衛隊なんかの段階になれば、場所は確かに都市周辺ということも言っているけれども、組み立て方とかなんとかというのは完全な中国そのままですよ。

長谷川 四全協のときに志田が出したのは、抵抗闘争という問題を出しているわけです。矮小化すればオシヤカ闘争です。オシヤカ闘争が含まれていると思うのですけれども、職場の抵抗闘争とゼネストというのがぼくの考え方だったわけ。紺野は農村グリラと言う。それが折衷されているわけですよ。だから農村グリラという問題を出すにしても、そういう意味では、もっとちがったとらえ方があるはずですよ。だからその辺ではやはり政治方針に狂いがある、もっと言えば日本の現状分析に狂いがあるわけですね。つまり二年テーズ以来の半封建闘争的なものが残っているという前提で、したがってそれがアメリカに押えられたときには植民地化する、こういう理論でしょう。それは五一年テーズも同じことですね。それに合わせた地域人民闘争でしょう。だからそこが大もとの狂いであって、そしてそれに対応した官僚システムになっている。だからほんとうの意味で、労働運動の中でそういうものが出てくるものをつかんでいないわけですよ。

実際はある意味では出てきていたわけでしょう。国鉄の軍事物資輸送反対闘争とか。ぼくが九州にいて抵抗闘争で典型的だなと思っっているのは、板付の基地でパラシュートをたたんでいる職場があったのです。これは人の乗るパラシュートじゃないんだ。食物とか弾薬をおろすパラシュートなんです。それをやっている連中の中に

針なんです。その政治方針が民族主義的立場からの民族独立になっているので、そこに狂いがある。つまり五〇年というものを契機にして日本の帝国主義なり独占が復活していく。そういう形でしかいまのアメリカの政策というものがやれないし、かりにそれが従属形態をとろうが何にしようが、根本的には帝国主義全体を維持していくという、その帝国主義化の線というものが抜けて、植民地化の線これを受けとめているわけですよ。そこに闘争のもっといき方の根本的な狂いがあるわけですよ。

日本共産党の軍事方針

編集部 民族独立、植民地従属国における闘い、こういうことになっておられますね。

長谷川 だからそれも四全協の軍事方針をきめるときに論争した問題なんです。四全協の前の晩に軍事方針案を紺野が書いてきたんです。これは日本中の五万分の一の地図を全部集めて、そして純粋の農村グリラ活動。それからぼくは頭を振っちゃって、「これはおかしい」と言ったんです。日本のように資本主義が発展して権力の集中したところで中国みたいに遊撃戦はできないと。どうしたって日本はゼネストと武装蜂起、これを主張した。三時間ぐらいやり合ったかな。一等最初にぼくに賛成したのは権野です。志田はじっと黙っていた。最後に志田がこっちに賛成したんです。それで書き直したということになった。それでぼくはゼネスト・武装蜂起の方針になったものとはおぼろしく思った。そうしたら、あれを読んで「あらんささい、折衷してある。両方変なふうで折衷してあるね。」

春日 第二〇回中央委員会とかんとかの決定だろう。一番最後に

戦闘的分子がいて、安全カミソリなんかで作業中にパラシュートを何箇所かスーツと切ってたんでおくんですよ。だからすっと落っこちちゃうわけですよ。みんなこわれちゃう。こういう運動を組織した。こういう連中はあとで配転されたが全駐労の一つの戦闘的部分になったわけですよ。その後全駐労はよく闘っているが、その下部の中心部分ですよ。だからこういう活動があって、そしてそれもふくめて、板付の基地には黒人兵と白人兵との大げんかとか、内部にいろいろ問題があった。そういう報告を中央にやってやったことがある。そうしたら、そいつが今度は誇大に各県委員会につたえられた。あとでこっちが見るとひや汗が出るような報告がいつている。九州ではこんなことをやっているといって、それからいろいろ極左的な行動が起った。もっともその前からもあった。

いわゆる極左冒険主義時代の活動

編集部 神戸の港湾はどうして……

長谷川 あれはずっと長い闘争ですよ。

編集部 あれは取り上げないでしょう。絶対取り上げなかった……

長谷川 とりあげないというのはね、共産党が本気で取り組んだというより大衆的創意でたかわれた闘争ですからね。だから破防法反対闘争だって取り上げていないでしょう。あれは民間がやったんだということですよ。だから組合不信ですよ。

編集部 実際言うとうと……

長谷川 党ではない。港湾の下部のほんとうの戦闘的な部分を基礎として、兼田氏を中心に結集していった。むしろ高野ラインといえるでしょう。

編集部 高野ラインですね。なるほどね。あのころはそうだな。

長谷川 だから破防法闘争だって高野君の指導でしょう。だから高野君のやった仕事のなかで最大の功績だとぼくは思う。逆に言えば、破防法はそれでもって中途はんばになってしまっただけで、占領法規の国内法化の意図が大部分挫折したのでしょ。この大衆的な闘争で合法性が拡大し自由になった。あとで共産党幹部も合法的に出てこられるようになったわけですよ。それだからメーデー事件ばかり評価してしまっただけです。あれは民間のやったことだという。そういう政治感覚になってしまっただけのことです。

編集部 確かに、吹田と枚方とは、やはりそもそも指導方針が違うわけですね。

春日 ぼくは、代々木の極左冒険主義時代というかな、あの中でくだらぬこともずいぶんやっているのだけれども、二つだけメリットがあると思うのは、やはりメーデー事件とそれからいまの吹田、枚方、これは的を射ているんですよ。メーデー事件なんか『アカハタ』は、前へ進めとか、うしろへ進めとか、どんどん太鼓を鳴らしたら進んだとか進まないとか、軍事訓練をやったとか、若干ばかげたことを言っているのだけれども、やはりマッカーサー司令部の前を堂々と通ってやったということはたいした挑発的、示威的意義があったとぼくは思うのです。指導者あたりが考えることは別にね。あの時点でやはり何かをしなければならなかったということ。

編集部 やはりタイミングのいい大衆闘争ですよ。それは評価していると思う。

長谷川 ぼくは吹田には問題があったと思っただけ。その指導に、あれははじめ大衆をピクニックをやると言っただけでいいのです

ようなことと結合してしまっただけ。

長谷川 まあカリカチュアですね。

春日 あの軍事方針なんというのは、民族解放闘争の軍事方針ならもっとその方面でやればいいわけですよ。農村の小河内ダムなんか素通りして。

編集部 米軍を直接問題とするべきですよ。

春日 民族独立闘争でもない。かと思っただけ、また国際的連帯のための闘争でもない。だから全然その趣旨がはきりしない。

編集部 だから四全協というのは非常な折衷になったということがやはり大もとですね。

長谷川 軍事方針に関する限り折衷で、中核自衛隊というのは、具体的にそれじゃどうするかという問題について、これはいろいろと苦労してつくったのですけれども、レーニンの一九〇五年の革命のときの「三人組をすぐつくれ」というのがあるでしょう。

編集部 何とか軍事委員会というのがあって……。

長谷川 婦人はすでに行動に立っているというやつですね。あれからきているわけですよ。

編集部 全体の国際、国内情勢、特に日本の現状規定について把握が間違っているから、したがって日共としても正しい政治方針が出ない。そこへ持ってきて戦略戦術の問題はすべて中国革命の方針の輸入だ。

### 軍事委員会の独走の問題

長谷川 それともう一つ、これはいまからでも大いに注意すべき問題だと思っておりますが、軍事というものをとくと、それが独走する

から。だからほんとうに準備されていないわけですよ。メーデーは、多かれ少なかれ、前夜祭から何から全部大衆的に討議して、そして盛り上がりつつあるわけでしょう。だから吹田はちがう。

春日 いや、ごまかしにしろ、敵の軍事輸送機関に向かって攻撃を集中するというのは射ているのですよ。まがりながら意義をもったのは、この二つだ。

### 政治方針の問題の決定的重要性

編集部 そのときの政治課題というものをしっかり見据えて、そのところに大衆的な高揚を持っていったときに、全体の政治局面がどういうふうに変わってくるかということをしつかりとらえた政治方針がないと、やはり運動としても成功しないわけでしょう。

春日 だから一等極端なのは、やはり大衆的には山村工作隊でしょう。これは農業、農村問題の評価の違いからきているから、そこに非常によく破綻があらわれている。

編集部 山村工作隊というのは、パルチザンは、いわゆる山岳戦になる。したがって山岳に拠点を持たなければならぬというような中国革命方式をそのまま輸入してきていますからね。

長谷川 あとであの指導の話を当時の活動家から聞くと、東京を明け渡して周囲の山に移る。そして外から包囲して中に攻め込んでくるのだという……。

編集部 そうすると、農村をもって都市を包囲するという、その典型なんですね。

長谷川 だからいまの純粹の中国流ね、あれのまねなんですね。

編集部 そこへもってきて、しかも地域人民戦線、地域権力という

んですよ。これが最大のガンです。これはブルジョアジーでもそういうことがある。常にこれが失敗の基礎になるわけですよ。アメリカのマッカーサーの朝鮮から満州進攻の問題がそうでしょう。これが必ず出てくる。これはよほど締めていかぬと、つまり政治を乗り越すわけですね。だから逆に言えば、軍事は政治に従属するというのはクラウゼヴィッツ以来の大原則なんであって、常にそうでなければならぬ。そして、逆に、その政治方針には権力を支配者が握っている限り、必ず軍事面というものがあつたということが前提にならなければならぬ。

ところがそれが逆に、その組織をつくると必ず軍事がさきに伸びようとする。勝手なことをしようとする。発言力が強くなってくるわけですよ。これが破綻のもとなんだ。だからそこが非常にむずかしいんですね。

春日 ぼくはもぐっているときに志田に意見書を出したんです。あの軍事方針を見て、これは党中央に必ず挑発者がある——県委員会というものはかに軍事委員会を別個につくるわけですからね。ぼくは神奈川におったんだけど、昭電のストライキをやる。そうすると、軍事委員会が出てきて「いまごろ何でストライキをやっているんだ、アメリカを開放しない限りはそんなストライキをやったって意味がない。」と言って門をボカボカとこわしてさっさと引き揚げてしまっただけ。ぼくは当時、身の危険を感じながらこの意見書を出した。

長谷川 これはね、あの軍事方針はそう言いながら志田が握っていたわけですよ。ぼくは志田にかわって、五〇年の前に関西に派遣されたのですが、そのときすでに志田が関西で旧軍人ですから、それ

を中心にして武器をためていたわけだ。困っちゃってね。密買までやろうとするわけだ。

編集部 それは復員のときから直接組織していたわけでしょう。

長谷川 それをほくには引き継がないで、志田直轄でやっていたわけです。そういうのがわかってきたわけだ。こんなことをこっちの指導部と言わずに、勝手にやられたんじやいつ足をすくわれるかわからないということで、徳球に文句をつけた。そして解体させたことがありますよ。それから話とぶが、ちょうどあれは二二中総（五二年一〇月）ですか、メーデー事件が問題になった。「あれは行き過ぎだ」と言う意見が指導部の中で出た。ほくは今度はいいと云ったわけですよ。いままでの火焰ピンはおかしいけれども、これだけはおれは評価すると言った。大衆行動だからです。そうすると、志田がそうだと行って大いに力を得たわけです。それが客観的には推野君が志田に浮かされてしまふ契機になったようです。飯田七ちゃん（飯田七三）が柴又でつかまった事件があった。その会議に推野君も出るつもりで出掛けたのだが、一寸遅れ、そのため会議場所に入る前におかしいと気付いて危うく逃れた。そのあと志田派の若手の面々が軍事委員会に配置された。

春日 三羽ガラスか。

長谷川 その辺から推野君がだんだん浮かされ、メーデー事件を契機に、志田がびしゃっと軍事委員会を握っちゃったと考えられます。だからその意味では一連の指導として志田が関係していたでしょう。

編集部 この辺は公判継続中ですから。

長谷川 そういう形で軍事委員会の軍部の独走となったのです。ぼ

くが、九州にいたとき西里君——中西功君が中国で活動していたとき中西君の上のいた——これが熊本の県委員会であった。彼が中国の教訓、そして絶対に軍事委員会と政治指導部とは一緒だと、分けちゃいかんと主張して、ぼくに「あなたがやれ」と言うんです。独走させてはいかん、と教えられたのです。

編集部 しかし当時の指導文書を見ますと、党軍事委員会が指導部としてあって、そしてその下に中核自衛隊があるという形で、Y組織というものは全然本来の党組織とは別個の独立王国を形成しているみたいになってますね。

長谷川 だけれども、その大もととは志田が握っているんですよ。だからその意味じゃ政治と軍事が一緒になっている。

編集部 属人的には一致しているが（笑）。

党全体としてそういう体制になっていないわけですね。政治指導が貫徹しているとは言えない。

長谷川 個人的に握っちゃっているわけですね。だから志田が極左的になったらそれでずっと動いていくわけです。全部直通ですよ。

春日 上でだれがやっておろすと、軍事委員会というものを独立につくると、それ自体は一種の特権的な軍事委員会になってしまふ。

編集部 ええ、そういうことが出てますね。

長谷川 非合法では分けざるをえない面もあります。だから非合法ではまたそういうことが一番危険な傾向になるんです。

編集部 政治指導の中心がこのこやっていたら、一発でやられてしまいますからね。

長谷川 だからこれはものすごくむずかしいものです。

春日 やはり軍事委員会というものは特権的であると同時に、それ

自身何か自分の権威を示さなければいかん、存在理由を示さねばいかんから、どこを襲撃しようとか、どこを爆破しようとかいうことを考えるものだ。政治の動きとは独自に企画をするわけだ。当然、冒険主義的にならざるを得ない。だからやはりああいふ二重の組織をつくと、これは分岐をして、片一方は独走する可能性が十分ある。そしてこれは政治的経験が必要としないから、腕っぶしさえ強ければいいんだから、嚴重なよう、敵の割込みやすい部分となる。

編集部 それで勇ましい者は勇ましいようにしなければできない。

春日 勇ましい、そして冒険主義的な者は信頼されるということになる。

#### 労働争議と軍事問題

編集部 いつか、斎藤一郎さんが生きていたところに、ずいぶん掘り葉掘り聞いてみたんですが、ちっともわからないのですけれど、要するに四五年から四六年ぐらいの間に自然発生的に——まあ二・一ストのあとでもそうですけども、かなりいろいろいるところで実際闘争を労働者がやっているわけでしょう。それ自身の経験というものがかなりあるわけでしょう。ある意味では一種の軍事行動。組織化されたものではないわけですけどもね。いわゆる都市ゲリラに当てはめれば、日本的な戦術形態なり何なりになるようなケースは非常にたくさんあるわけでしょう。そういうやつというのは、たとえば長谷川さんと紺野与次郎との論争なんかの中に全然入ってこない。どういう仔細なんですか。

長谷川 日立の闘争なんかりっぱなものですよ。つまりレッド・

ページになったときに、入門闘争というのを志田が指導したわけですが、首になった連中を工場に突入させた。だけれども、そこへくるともう孤立して少数精鋭の極左行動です。そうじゃなくて、日立の入門闘争というのはすごいですね。あれは大量デモですからね。解雇者を労働者がデモで守って工場に入れて、そして中で職制に交渉して、ちゃんと仕事を与えて、仕事をさせる。そこまでやるわけです。一種の管理的なところまでちゃんとやるわけですよ。結局負けたけれども、だけれども、そういう思想というのが、つまり戦後の運動の中に、労働者の中に自主的な管理という思想が一本、筋として入っているわけです。これは生産管理の形をそれなりにとって、それで警官と対決していく。たとえば富士三鷹の闘いなどはある意味ではそういう形をとっている。問題はね、だから軍事問題にしても、その労働者を基礎にして大衆の行動として出るといふところまで組織が仕上げる問題なのか、それとも、もう一つその逆の意味で典型的な扶桑金属の入門闘争、摘発闘争です。これは外から押し入ろうとして中の労働者とけんかしちゃったわけだ。こういう傾向とが両方対立しているということなんです、伝統的に。それを理論化して、どこに本質問題があるのだというふうにされていまいという事です。

そしてもう一つ出てきた問題はレッド・ページです。レッド・ページで中（職場）の力がなくなっちゃった。だからそれをもういっぺん築くという問題を抜きにして、今度は外に勇ましいのがたくさんあふれてきた。それを外から動かそうという街頭的な形で中核自衛隊ができてきたし、それからいわゆるヒマラヤ組織ですね。統一委員会組織という形で出てくるわけでしょう。だからこれは全部街

頭化しているわけです。だから中のほんとうの動きなり問題なりをつかまずに、行動だけで突破しようとするから、それだから根のつかない闘争が起こってくる。

編集部 そう言えばメーデーなんかもうそうだし、ストライキとかデモだとか、要するに大衆運動そのものがあるでしょう。それが武装していく過程とか警官とぶつかる経験からだんだん自分でいろいろなことをやるというのが常識でしょう。ある意味では、レーニンの軍事問題なんかもそればかりというか、その中からむしろ赤衛軍をつくるという段階が普通になっていきますね。

長谷川 ぼくの経験した九州の炭労の六三日のストの時の「嘉穂の守り」という闘争があります。それは会社の切崩しで嘉穂が脱落しそうになった。そのとき高松炭鉱の吉村委員長——共産党を除名されて社会党に入り県会議員にもなった——その吉村君が先頭に立って職場の中核自衛隊を率いて警官隊と対峙して嘉穂の脱落をくい止めた。このたたいは立派なものでした。委員長、中核自衛隊が嘉穂の労働者と一緒になって、ちゃんと司令部を作り、哨所があつて、動向が廻るというやり方です。全部連絡が集中するようにできている。そしていつでもデモを送り込める。そういう闘争で守ったわけです。この経験が今度は大牟田に移ったわけです。大牟田のあの一〇三日の闘争のときに、いわゆる山の上の御殿の前で大衆集会を持った。このときにもそのシステムがとられているわけです。さらにそこへもし警官が来たら、坑内にすぐ行って、五分間で全部坑内から出てくるという体制をつくっているわけです。そのときに共産党に労働者が聞きに来た。武装の問題を社会党に聞きに行ったら、あれは共産党のお手のものだから共産党に聞きにゆけということ

編集部 いえ、その前です。

長谷川 前ですか。とにかく、徳田論文で戦闘はもうやらないんだということがすぐくるわけです。だからみんなやらなくなったわけです。中核自衛隊を解散するかどうかという問題は論議になりました。それは大体解体しないという結論です。五年の一方針までは、ぼくなんかもうさうだった。それは本質的にあるべきものなんだ。たださういつをどうほんとうに運営し指導するかということこそ問題なんだということで、大体解体しないままで六全協まできているわけですね。ところがそのあと五四年の一月一日論文それから五年の一方針論文、二度一方針論文が出てくるわけですね。最初は平和と民主主義云々でしょう。これはむしろ中国からやってきた。原本がきているわけですね。在中國——まさにそっちで論議になっているわけです。その間に、一つは徳球がもう活動不能になって、脳軟化症か何かでたおれてくるという条件が入っているわけでしょう。それでつまり指導権が徳田から野坂に移るという問題が一つあるわけでしょう。志田のやり過ぎという問題が、どうにもならなくなってくるという問題が、そこに見えてくるわけですね。大体、在中國の人たちにも見当がつくでしょう。党が実際に伸びているか落ちていくかということがはっきりしてくる。向こうから問題が出てきて、向こうとこっちが対立するようになったということです。その一つの例証としては、日本放送をつくるという問題があったでしょう。あれは中国のほうから放送がはいり最低賃金問題だの何だのという形で、どっちかと言うと平和と民主主義の問題を向こう側が先に出してきているわけです。こっちは抵抗しているわけですよ。

編集部 ですから破防法事件なんか五二年の八月、九月とずっと

で、それで大牟田じゅうのかんしゃく玉がなくなったという話があるが。全員がすわり込んだときはベルトで皆んな体をつないでいて、それでそのときは警官が退却したわけです。だからさういふふうには大衆の意味での防衛ですよ。決して攻撃的な条件じゃないわけ、そこから出発するのです。

徳田論文による軍事方針の転換

編集部 それでその火焔びん闘争のさなかとというような時期に、東京からだんだん地方にも波及していくわけですが、七月一日に党創立三〇周年を記念して例の徳田書記長論文が『アカハタ』に出て、だいたい方針が変るのかなと思つた。「闘いは国民の信頼のもとに」と言い出しましたからね。そういう感じも持ったし、それからそのあとの、特に一〇月総選挙、当選ゼロというところで、いままでの議席三五名は全部失うし、二九八万という得票は八九万になっちゃうし、共産党自体の信用が全く失墜したというような状況になったわけです。

コミンフォルムの野坂批判、右翼日和見だということ、軍事方針、極左冒険主義に変わっていったのが、徳田論文からずつと清算主義的な形で六全協にいくわけですが、その辺の過程というのは、いわゆる非合法闘争というものをも十分に党組織として総括されて出てきたものなのかどうか、そういう方針じゃ党自体がもたない、そういう感じで六全協へなだれ込んでいくのか。

長谷川 それはもつとややこしいんじゃないですか。ぼくなんか地方にいたから、ほんとうのことはわかりませんが、徳田論文は、選挙で落っこっちゃってからじゃないですか。

起っているのです。まだ『山旅案内』とか『球根栽培法』とか、ずつと地方の党組織は軍事方針でやっているのですよ。私自身も、いま長谷川さんも言われましたように、自分の実感では何か徳球論文というのは九月か一〇月ごろという意識だったのですが、きょう座談会をやるというので調べてみましたら、七月一日になっていた。こういう意識のズレがあるんです。

長谷川 ちょっと待ってください。七月一日というのは、論文そのものの日付なのか発表の日付なのか。

編集部 論文そのものは六月一日になっているんです。『アカハタ』の日付が七月一日になっているんです。ですから、思ったより前だったんだなと思つて自分の経験的な記憶とはちょっとズレているなと思つたんです。しかし地方的・全国的に方針の転換が伝わっていくのはずつとおくれていますよ。

長谷川 それはまあ何と云うのですか、まだまだ一枚岩ですから。しかし、ぼくも六全協になる前にやられて出てきて若干の期間があったのですけれども、その辺のときの空気では——その前にたとえば藤井というのがいま財政部にいますが、彼と連絡をとったときも、中国の線が少しおかしんです、というような言い方をしていたから、中央の指導部の意見は、つまり中国の線と違っているし、六全協のあとの話を聞いてみても袴田などは志田にずいぶん言ったのだけれども、志田が言うとおりにしなかったのだというようにことを言っていたからその辺に意見の対立があり、そしてあの問題はやはり在中國の連中から先に出来たということだけは確かですね。

## 党の崩壊的危機の深化

長谷川 そのあとで総点検運動というのが起って、あれはまたひどいものですわ。

春日 あれは徳球論文のあとだな。

編集部 一〇月選挙のあとですね。

長谷川 「前進せよ——総選挙の結果について」(中央委員会)のあとでしょう。その秋ぐらいいから始まったのです。ぼくはもういっぺん組織をはっきり点検するんだらうと思って、そういう点検をやったが、幹部や活動家のつるし上げのようなことはしなかった。ところが東京に帰って話をきいてびっくりしたんですよ。あんなどいものとは知らなかった。

春日 もうあの時分に組織はガタガタになっておったな。

長谷川 だってあれだけの、五年たらずでしょう。その間に東京の地区委員なんかで二回変わったという地区があるんですからね。東京に来てみてあまりに組織がないのでびっくりしたんです。

編集部 もう六全協の前には党の組織というのはほとんど……。

長谷川 細胞などほとんどなくなっちゃってしまいましたね。一生懸命に細胞をつくったり地区をつくったりやっていたのだけでも。

春日 なぜそういうふうになったのかな。

嶽谷川 だってみんな統一委員会方式に街頭化していく。つぶしちゃうわけです。

編集部 しかもまだ非合法組織もずっと残ってやっているとね。地下というのがあったんです。

長谷川 どこまで本当に工場細胞として残っていたかわからないの

に、スパイじゃないかとか、ものすごい査問に付される。いやになってきているわけだね。そういう点で六全協直前というのはガタガタですな。それから何か会合をやると、行った先がすでに張られてる。これはだめだからというので別のほうに行くところまでまた張っている。会合がやれなくて、三ヶ月も会合をやっていない。そういう話をするわけです。だから実際上機能が麻痺しちゃったんじゃないですか。

長谷川 五年の六三三(炭労、電産)のとき並行して、阿蘇で合法的に基地反対の平和大会をやって二千人位集った。ああこれは合法化できるな、と思ったんですよ。そこで「前進せよ」の総括の出た選挙のとき、今度は非合法ビュローの幹部を立候補させると中央に報告したんです。そうしたら頭が狂っているんじゃないか、と志田が言ってきました。それじゃしょうがないというので、三井染料出身の足立総一という人を非合法から出させて、つかまる覚悟で選挙をやった。もちろん落選しましたがこれも。そのときにこれはもっと合法化できるぞ、という感じはした。それは、サンフランシスコ条約の結果、一応占領状態ではないということになって、五二年で憲法が生き返ったわけですからね、破防法闘争のおかげもあって公然化できる状態が出てきていたわけです。

そのときに党中央が何と言ったか、さきに云った評価でしょう。そういう非合法主義なんです。それで五三年、五四年となるとだんだんアジトができなくなってくるんです。やはり使っていけば使いつつから新しく変えなければならぬ。新しいところを工作しても出てこない。ははあ、これはもうそろそろ寿命がきたなと思っ

た。客観的に言えはもう公然たる活動の条件があって、中国から李

ですけれども、日産の闘争(一九五三年)など一つの転機を示しているのじゃないですか。志田の、当時受け取った報告によれば、日産闘争はかくかくたる勝利なんです、あの壊滅期に。そして平和綱領のようなことがいわれてくる。だからあの辺のところでは志田のやっていることがよくわからんのですよ。しかも、神奈川なら神奈川の党機関が討議し決議して指導しているわけではないでしょう。中央から一直線に指導がくる。だからその当時いたはずのものに聞いてもよくわからんのです。

編集部 志田重男個人に属人的な集権になっていたわけですね。

長谷川 そういう意味じゃ彼の派閥組織というのは強いですね。あれだけの組織はちょっとできんですよ。

春日 ぼくは神奈川で半分軟禁みたいな状態でおったわけですが、川崎の死んだ、あの、土佐の鑄物労働者、県委員やっていたおじいさん、そうだ、林ノ内君。あの連中と軍事委員会やっていた連中……。軟禁状態の反対派がぼくらのところに盛んに来るわけだ。だんだん方針がわからなくなってきたら、話を聞かしてくれと言ってくるわけだ。そうしたら、何でも言うわけだ、その軍事組織がどうか。結局林ノ内君のところによると、われわれは傍観しているんだ、軍事委員会が何でも一方的にやっているとばかりおと。

編集部 さっきの独走するということ……。

春日 それで今度は軍事委員会の連中が来ると、やっているけれどもこれで見通しはあるのか、どうもたよりなくなってきたと言う。そういうふうにも両方ともガタガタになっている。そこへおまけに第二次総点検なんかがあって、本人はきわめてまじめにやっているの

徳全が来るとか、青年の国際交流があるとか、一方では歌声が盛んになっていつの間にか中核自衛隊が歌を歌ったり……。

編集部 もういまの民青と変わらないうすね。

長谷川 そうそう、空気が変わってきている。そうすると、一体あの人は何で潜っているんだ、ということになるわけでしょう。大衆一般の空気から潜っていること自体が浮いてしまった。だからアジトができっこないわけです。大衆の支持なしに非合法活動はできませんからね。そのうちに五年の初めに極左冒険主義をもういっぺん自己批判してから、今度は県委員会が表に出ることになったでしょう。それでみんな出て、ぼくだけ残る。九州のビュローだけは残る。その県委員長会議にぼくは行ったわけです。やらざるを得ないわけですからね。だけれども、あんないなかで県委員会を公然化しておいて、非合法で県委員長会議をもつ、九州の博多には駅は三つしかないんですから来ればわかるし、いっぺんに張られる。これはつかまるな、ということがある程度までは予感できるし、今度はうまくすり抜ける、今度はうまくすり抜けるというだけの話なんです。それで結局つかまった。そうしたら、さっそく査問が起ったですね。ぼくの「テク」(技術部資金係)をやった人が査問されて頭が変になった、しかし、つかまった問題はそんな技術的なところにあるわけではない。一定の大衆的な支持のあるときには、アジトなんというのは幾らでもできるし、非合法でやれる。

だけれども、大衆的な支持を失ったら、情勢が変わったのにはぼやぼやしていたら、そんなものはできるものじゃない。やはり大衆に守られるものなんで、そこから切り離れたときには、できるものではない。これは宮頸、袴田の戦前の最後の中央委員会が逮捕された



きなどまさにそういうものです。大衆から浮き上がって、行く所がなくたって、だれでもみんなスパイに見えてくる、そういうものですよ。だから最後に残った連中というのはもう数人でしよう。だから結局あのリンチ事件でも、確かにスパイだったやつもいた。だけれども、それ以外に疑心暗鬼で犠牲になった者も少なくない。たとえば波多君なんかだっても傷が残っている。ちようどそれと同じような条件が総点検運動にあらわれてきているでしょう。だからちよっと失敗するとすぐ点検されてしまう、スパイじゃないかと。組織が大衆から浮いた証拠です。破壊がそこまできちゃっていたわけですね。

六全協決議について

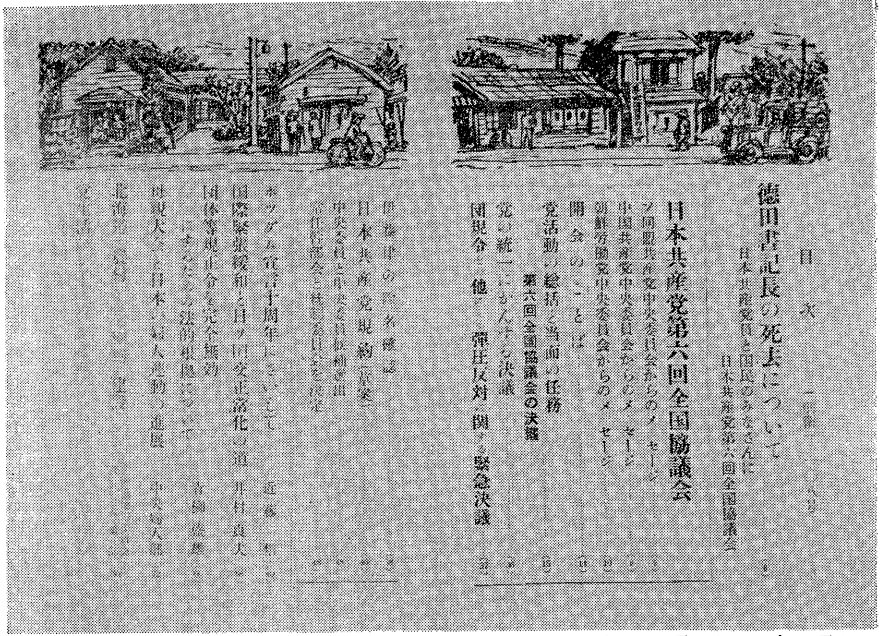
編集部 ただ六全協決議そのものは、まだそういうものが下部討議までに全然かからないときに、これは全然だめだと思っておつても、ある夏の日に突然「アカハタ」にああいう論文がでちゃって(笑)とにかくびっくりしちゃって、今の共産党のトロッキスト非難よりも、はるかに国際派というのは悪いやつだということで、所感派から徹底的にこまれたわけですよ。それがいつの間にか上のほうで一緒になっちゃって、これは一体どうしたことだと……。

長谷川 ほくでもそう思ったです。ほくらなんかちようどやられちゃったとき何も知らないで、ボンと六全協の会議で……。

編集部 準備過程がほんとうになしで……。

長谷川 それは在中國の力関係の変化が非常に大きかったようですね。

編集部 なるほど。それで党中央には誤まりがあったというわけ



徳田書記長の死去について

日本共産党第六回全国協議会  
 中国共産党中央委員会からのメッセージ  
 朝鮮労働党中央委員会からのメッセージ  
 第六回全国協議会の決議  
 第六回全国協議会の決議  
 第六回全国協議会の決議

六全協決議、徳田書記長死去、伊藤律除名などを伝える日共機関誌『前衛』55年9月号

で、今までは絶対の権威で、中央は信頼しなきゃというわけでしたのが、間違いがあった。若干の路線上の誤りがあったというようなことを言って、しかも国際派といっしょになっちゃった。伊藤律問題について、突然、ポツと出てくるわけですからね。

春日 ほくは代々木病院に入院中だったが、志賀君が出てきて、六全協をやった。で、君は中央委員になったから引き受ける、とこいうわけですよ。そんなもの引き受けられるか、何を決議したかもわからないのに、という、何かコンニャク版みたいなもの持ってきた。こんなもの絶対だめだと、おれは、もつと文句があるんだからこんなものじゃ妥協できんという意見を出しておいた。話はあと先になるかもしれないが、宮本と志田とが二人で見舞いに来てくれた。野坂と志田と紺野が出て来たでしょう(五五年七月二十九日)、

PAアツと。その後のことです。宮本はこの頃は志田と二人で仲良くやってね、暮をさしたりやってるんだと、こいうわけですよ(笑)。それはおかし、宮本もかつて志田はスパイみたいなやつだと言ったわけだよ。それが一緒に暮なんかやって仲良くしていいというので、話が全然わからない。おれは今でも志田はスパイではないかなと思ってるんだと、志田の目の前で言った。志田はそうかも知れぬ、君らの目から見たらそう見られるかもわからぬと、そう言ったです。そこで仲よくやるなら君ら仲よくやれ、おれは仲よくしない(笑)。それで六全協決議も中央委員会も、こいう「仲よし」できてるとしたらきわめて、いぶかしいものだとおもわれたのです。第二回目の中央委員会かなにかやったときに、代々木病院から出かけていった。軍事方針の自己批判を要求したので、そしたら志田、野坂、志賀、紺野この辺がね、これは絶対に、

簡単に自己批判できることじゃないんだと言うわけだ。何でできないのかと言ったら、けっきょく、中国との関係がある。そのとき紺野が、周恩来が云々と言い出したので、ほくは、そんなことだれが聞きたいといった。よけいなことを言うな。君らはああいう軍事方針を出して、どういう自己批判をしているのか、というのだ……と僕はつめよった。そうすると志賀君が、例の調子でまあ、まあ、まあと言った(笑)。

長谷川 ほくは、最初の出発点は、むしろ中国というよりは朝鮮だと思えます。朝鮮の人たちの立場からすればやらざるを得ない立場だった。それと日本の党の民族主義的な偏向がこんがらがった。

編集部 しかし日本自体の問題としちゃ、そもそもコミンフォルムの批判から始まるわけですからね。

長谷川 今読んでみるとコミンフォルムの批判、相当なものですからね。どうも日本の民族主義を植えた最大のものですからね。

官憲の情報活動

編集部 六全協で、伊藤律問題が出て、同人が戦前、戦中に警視庁に逮捕されたとき、特高のスパイになったということがいわれましたね。

春日 スパイは、最初からもぐらせていくというよりは、多くは検挙されたときですね。

編集部 これからですよ、ほんとうに出てくるのは……。

長谷川 この間の背叛社事件のような。

編集部 ああいう型ですよ。

長谷川 それは案外あるよ。

春日 それはやはりそう簡単には転向したり、スパイになったりはないと思うんだ。これはよほど苦悩を経なければね、そう容易にはならん。とにかく目の前で同志を売ることになるんだから、自分たちのいままでの仲間を。だからせいせい情報ぐらいを提供するところから始まる。

長谷川 だけど、いまのむこうの諜報部だな、あれだって組織内にもぐりこませるのはほんとうに一部分でしょう。むしろスパイを意識させないでスパイさせて情報を提供させ、そして全体を総合して判断する、そういうシステムはうんと発達している。だから今度はそういう意味での規律だな、だから僕なんかやられたときもどうせ言わないとむこうでいうわけだ。そしていろんな話をするわけだ、世間話を。どこの女はおもしろいとか、食いものはどうか言うことまで話をする。そしてずっと土地カンをさぐる。そういう聞き方を進めてきていますよ。だからそういうことを前提にしなければなら、それでけっこうむこうは材料をちゃんと收拾して分析してやれる体制なんだ。そういう注意と規律は非常に大事なわけだ。

編集部 犯罪捜査だけしているんじゃないんですから、情報とってらるんですからねえ。

長谷川 そうです。街頭連絡だって、東京はともかくとして、いなかだったら街頭連絡やりそうなどこってわかるわけです。そこを全部何百枚という写真とられて、ダブッたやつを選別してそれこそコンピュータか何かで計算して、こいついつもここに来ると言うようなものを出して、尾行されたら大体アジトなどすぐわかるんじゃないかなという気はしますねえ。

それからもう一つは、そこまできかないとしても、破防法の対象と

らそれは何といっても大衆の力だということ、これに依拠することの一つでしょう。そういう意味で戦後は戦前に比べてずっと柔だといえましよう。

編集部 団規令時代には、共産党に対する信頼とか権威とかいろいろのだけじゃなくて……。

長谷川 ええ、そういうものだけではなくて、全体の力関係からまず変っているでしょう。第一、のされて、口を割られたということがなくなつた。黙秘権がとにかくあるということは、けた違いに有利ですよ。

編集部 拷問が禁止されているということは確立していますからね。

長谷川 それはもうけた違いですね。だが、逆にそういう訓練は非常に弱いんです。黙秘権があるといわれて、向こうがそういっているのじゃあ。どうしてしゃべるのかという気がしますけれども。とにかく比較的楽にがんばれるということですね。これは決定的に有利だ。

それと、たとえば非法法下で四全協、五全協をやっているわけですね。まあ、七、八十人は来ますかな、非法法集会なんてできるわけです。分散会議ですが、指導部のアジトと各グループを分けてアジトに入り、指導部が各グループの討議を持ち廻りできる。それで討議しては集中して、また討議してまた返してやっているわけで、そんなことはちょっと戦前の非法法の力じゃできない。やはりそういう意味での組織的な大きくなり、操作なりというものは持ってた。それは同時にそれなりの進歩ですね。出版物の出し方や何かをみて、あれも、若干の進歩はあった。いまの条件で考えたらチャチで

して明確にされれば、今度は警察ではなくて公安調査庁がつく、こいつはわかりにくいんですよ。同じスパイでも警察のやつはカンできますよ、だが公安調査庁はカンでこない。彼らは日に焼けていませんからねえ。こっちはほうがやっかいですね。ぼくは内部的なスパイというのは原始的でいまでは比重が軽いと思っている。ほんとうに大衆運動を起こすかぎり、大体スパイなどより、意見の対立のほうが問題になる。職場を基礎に闘争を組織する場合つき合って信頼できる者が中心になってやっているんだし、そんなにほんとうのスパイなんているものじゃない。だけでも今は、やはりその聞き込みの方法はうんと発達しているから、たとえば、マイクをとったって、何通りもある。そのへんはちょっといままでの経験で割り出せない。

編集部 特に現在の運動の場合、ずっと合法法でやっていますから、もう顔はみんな売れてるし、手の内はみんなわかってるわけですよ。

長谷川 さっきからずっと言っていたことは逃げ込みになってはならないということが決定的な条件ですね、一つはそこに非法法主義的な日和見主義があると。だから基本的に言うならば、大体闘争の発展は非法法から合法へ進むのが発展的なのであって、政治目標と対応して権力を獲得するまではいかなる場合でも非法法はあるわけです。やらないからやれないだけの話です。つまり、例えば、自衛隊の問題とか今後解決しなければならぬいろいろな課題があるわけです。それをやらなければならないわけでしょう。「非法法は合法性、自由の獲得・拡大の闘争だ」ということ、そこを引っくり返しに考えるということが一等まずいことなんじゃないかということ、それか

すけど、いまではコンピュータがあるということを前提にして考えなければならぬから。だからあんな非法法でいけると思ったら問題になるけれども、しかし五〇年の活動はとにかく前進はあった。ただそういう意味でレッド・パージというものがぐつついているから、ほんとうにそういう生産的な条件をどう運用していくかという問題は学ばれてないということ。やっぱり街頭的だ。工場の基礎があればもっと対抗できるんじゃないか。コンピュータやなにかどんなにあると、やはりそういう生産点の大衆というものがこっちの基礎になるならむしろ基礎にしなければならないが、それならもっと強力なものができるんじゃないか。いまの条件だったら職場組織というものはある点までそういう準備はしなければいけない。いまの管理形態に対してやはりそのへんはよっぽど創意を發揮してこれから研究し直さなきゃならないのがたくさんあるんじゃないかという気がしますね。要するに、戦前非法法というけれども、連絡ばかりとって何もなかったという感じがするんです。

編集部 というのは、とにかくにも活動も担っていくという。

長谷川 ある意味で、そうですね……。

春日 で、まあ評判の悪い戦後民主主義というようなものの条件のもとで、非法法活動とはいいいながら相当チャチな活動しか行なわれてないわけだからね。やっぱりなんというんですか、戦前もさっきもちょっと話したように、非法法への突っ込み方が唐突であって、それから戦後のマッカーサー指令によって九人が引っ込むときも唐突に引っ込む。引っ込まなくてもいいのに引っ込んでんじやう。それはやはり一貫しているのはなんというんですかねえ。最後まで合法部面をわれわれのちとったものとして維持していく、堅持していく、

聞えるだけそこを聞いて、それで漸次後退していくという姿勢じゃないですね。まずアツというまにはいっちゃ。だからまだもって合法的に聞える余地があるのに、むしろそこを引き渡してしまっ、非合法のほうへ先にはいってしまおうという傾向がある。それに関連している一つのきわめて心理的なものですけれどもねえ。指導部分がバクられたらどうするか、こういうことがあって、徳球でもそうですよ。おれがもういっぺんとつつかまったらどうなるというところが先にくる。先にはいっちゃ。大衆運動をどうするか、全体の陣地をどういうふうな敵の弾圧に対して維持していくかということじゃなくて、まあ手前だけ安全地帯へもぐちまえばあとはやっつけていけるんだというふうな、そういう考え方が非常にある。まあ、いわゆる「大衆運動抜き非合法活動」、そういう考え方があるんじゃないか。あるいはまた大衆蔑視で、指導者意識というふうなものも先行するんじゃないか。指導者があってはじめて革命運動があるという錯覚した考え方にもなっちゃ。そのことをぼくらはやはり痛切に感じますね。三・一五の事件から五〇年のもぐり方なんかみてみるとね……。

編集部 そういう形の中で、まったく指導部そのものもなくなっちゃうという結果になっちゃってる、結果的には……。

五〇年のときに、ある意味では三・一五も突如といえれば突如ですけど、それはこっちのほうから踏み切った。人事のあるなしを十分検討もしないで踏み切ったという面ですけれども、五〇年の場合では、それ以前には何も非合法をやった。非合法を文字通り何にもやっなくて、むしろ出た瞬間に突如として非合法に自分たちだけした。その組織全体をどうするということは計画的にはや

合法がほんとうに問題になったんですよ。

編集部 活動そのものは別になんにも変わらなくてやっってるわけですね。

長谷川 始めはそういう程度でした。僕が行くようになって、だんだん組織的に非合法体制をとる必要に迫られたわけですよ。

春日 マッカーサー司令官に追放されたんだからねえ、非合法に追い込まれて、『アカハタ』も禁止された。それならもっとラジカルなアメリカ帝国主義の対日、および対朝鮮政策を暴露し、その方向にたたかいていくことが非合法部隊の活動の中心的なテーマでなければならぬ。それが極めてピンボケなものが出てくるわけだね、『平和と独立』をみても、そうすると……。

長谷川 ただね、党は政治方針を出せばいいんであって、逆に非合法でやるとすれば、つまり独立の暴露専門の機関紙誌をつくるのか、もっと合法と非合法のうまい使い方という問題は考えられたらと思うんですよ。もう一つはY組織だな、非合法組織の問題点は、編集部 いわば党の非合法化とは違うんですよ。

長谷川 組織的な意味の独立形態がでちゃった。それが独立に動きはじめた。

#### 総括

春日 それでさっきも話したんだけど、非合法にはいってると、急速に問題になってくるのは、さっきいったモラルの問題なんです。で、絶対的相互信頼がなければくずれてくるんで、その相互信頼の基礎を支えているものは単にヒューマンなものだけではなく、地下部隊は非合法活動をやってるから、昔のように一〇年

らなかった。

長谷川 こういうことなんですよ。五〇年の前の年、四九年の秋かに、やはり中央委員会があって非合法化されるかもしれないという問題が出て、準備をしるということになって、ある意味で準備をしたんです。ところが党が割れちゃったでしょう。それでパーになった。一つはそれは準備しろというのは、思想的な準備だとか政治的な準備は抜きですよ。テクニク的な意味で技術的なものだけを準備しろということが終わっちゃった。そこでせいぜい出たのは細胞新聞をだすということかな。細胞新聞が非常に強調されたことがあるでしょう、あれはそこから出てるんですよ。それは多田留次君が提案してそういうふうになったと思う。そういう意味で思想的に準備することなしで潜ってしまった。古い連中がなんか、非合法経験を持つてる連中が自分の経験主義でやっってる。そこが一つの問題。そのあと今度は四全協で合法が主か非合法が主かという問題が出て、非合法が基本だということ。党を完全に非合法体制にして、合法活動を実質的に放棄した。そこで実質的には臨時指導部というのはいく何の意味もなさないということになっちゃうわけですよ。そこに一種の非合法主義がもっとも強く出てくるわけですよ、セクト的に。そして信用できるやつ、信用できぬやつということから、今度は白黒党員、つまりより良い党員とより悪い党員という疑心暗鬼が出てくる。こういう経過をとって……。

編集部 しかも国際派と所感派とでおおいに分裂している時代ですからねえ。

長谷川 だからますますそこで疑心暗鬼が出る。実際のところ九州なんというのは、ぼくならぼくというものをかかえて、はじめて非

やられるか、二〇年やられるか、とにかくかなりの打撃を受けるわけですよ。それから大衆にも一定の被害を及ぼすわけです。したがって非合法活動の場合には、そのモラルを支えるものはやはり政治的に十分意味のある行動を行なうということですよ。これはああいいうばかげた火焰ピン活動、五〇年みたいなねえ。一体何のためにやってるのかわからない。そうすると必ず内側からこわれてきますよ。

そうするとまた第二次総点検活動みたいなことをやらなきゃいかん。そういう意味でのモラルを確立する必要があると思います。ハウス・キーパーを置いていかにとか、置かないほうがいいとかいうようなことは、ごく第二次、第三次の問題。基本的にはとにかく自分も命をかけるし、人の命も要求するんだ。これは不可欠の絶対的にやらなきゃならん行動だということ。自分も自信を持つし、人も自信を持つ。組織外の人がそれを評価できるようにやらなきゃいけないということですよ。そうすれば、その組織は大衆から擁護され、絶対的にちよつとやそつとの弾圧でこわれやしない。

長谷川 ただそこに出てくる問題は必ずしも問題提起がありますよ。つまり非合法というのは、偉い人や幹部が、まずもぐるということになるわけですからね。

編集部 それはそうですね。

長谷川 そうなるとみんなが非合法に入りたくなるわけですよ。おいてきぼりされると、あるいは信用されてないんだらうという疑心暗鬼が出てくる。そういう意味で党全体を、そこをどう思想的にまとめていくか、思想統一の問題というのは重要になる。そういう意味での政治的な指導だと、そういうものはきわめてひどかった。

編集部 逆に大衆闘争の分野は昔と違って無限にあります。

長谷川 むしろいま大事なのは、工場からはずされるといふことでしよう。その点を握るのに非常に苦労してやったのをいっぺんにつぶされちゃうというのが、そっちのほうで実際の運動の障害にはなるんじゃないですか。それはもっといえば、そういう意味で大衆闘争それ自体の中から出てくる犠牲というのは、これはある意味じゃしかたがない。それ以外のことで、つまり政治的組織的な工作上的ミスで敵に乗ぜられないようにする。闘争の中で人はある程度までとられても……ということが基本になるでしょう。

春日 くり返しになるがつけたしておく、われわれの経験といっても大時代がかっていて、今の話にはならないと思います。さきの合法、非合法の問題にしても、テクニカルな問題は時代が全然かわっているので大した役にはたたぬかもしれぬ。けれど、われわれはたたかいかいの中で合法、公然の場をかちとって行くことが本筋で、引っこんで行くことに本筋があるのではないということを忘れないようにする必要があるとおもいます。この合・非の問題は敵味方のはげしい攻防戦であって、その成否は一人一人の自発性、創意、ヴァイタリティーにかかっており、それを保証する組織全体の戦闘的、民主的性格にあるとおもいます。戦前はもちろん、五〇年代のテクニクも今は全然、間にあわないだろう。コンピュータ時代にはそれに適応した創意工夫が必要でしょう(笑)。

編集部 むしろ政治運動に普遍的な原則なり、原理なり、方針なりをしっかりとふまえて考えるということですね。

## 暴力の復権のために

本 多 延 嘉

もしも、ある社会の根底に非和解的な階級対立や社会矛盾が存在しているにもかかわらず、なおそれらの対立や矛盾が暴力的衝突として発現していないとするならば、このような事態はいったい肯定されるべきことなのであろうか。もちろん、人間史の窮極においてみるならば階級対立や社会矛盾の止揚そのものが問題となることはいうまでもなからう。だが、人間はいかにしてその止揚をなしとげるのだろうか。いや、そもそもいかにして問題の所在をつかみとるのであろうか。

いくつかの例をあげてみることにしよう。

アメリカにおける黒人問題はどうか。アングル・トムやブラック・ジョニーが神を信じ、奴隷としての平和を愛していたとき、だれが黒人の解放を本気で考えたであろうか。そこに抑圧が存在しなかったわけではない、ことはいうまでもない。だが、白人ばかりではなく、黒人までもが、黒人の奴隷的秩序を運命のごとく受け入れ、その秩序が動揺して

運命の怒りに触れるのを怖れていたのだ。イエス・キリストのまえの平等だけが、黒人の唯一の救いであったのだ。もう我慢できない——こう叫んで、黒人の青年たちが白人専用のバスやレストランや学校にのりこんだとき、そしてまた白人のヒステリーを挑発し、警官やK、K、Kの襲撃に銃をもって返答をしたとき、はじめて奇跡が起ったのだ。黒人は、自分たちの奴隷的差別をなくすためにはまず行動すべきことを知ったのであり、また、白人のなかにも黒人の奴隷的抑圧こそ、自分たちの抑圧を運命づけているものだと知ることを知るものがあらわれたのである。二世紀にわたる黒人解放の説得にもかかわらず、運命のごとく北米大陸を支配してきた色の論理は、もう一つの色の論理によつていまや崩壊の端初に直面しているのだ。

ベトナム問題はどうか。南部ベトナム解放民族戦線は、パリの変形デスクのまえに着席し、アメリカ帝国主義やそのカイライ政権と対峙して、「平和交渉」を続けてい

る。アメリカ本国ではベトナムにおける自国の敗北を求める声と運動が日に日に高まっている。だが、最初からこうだったのだろうか。六〇年暮、山岳地帯で水田地帯で南部解放の武装闘争が開始されたとき、解放戦線にいかなる合法性が保障されていたのであろうか。五四年のジュネーブ会談によって帝国主義支配のもとに残留された南部ベトナムの民衆は、アメリカ帝国主義とそのカイライ政権の陰惨きわまる抑圧、ベトミン狩りと称して行なわれた不服従分子の処刑そして部落の戦略的封鎖のなかで、しかも、ホーチミン政権の北部支配権を代償に帝国主義の南部支配を承認した中、ソ共産党の裏切りのなかで、無一物の武装解放闘争を開始したのである。カイライ軍を追いつめ、米侵略軍を山地やデルタに深くひきこみ、その戦線を分断し、孤立させ、壊滅させ、さらに都市部を逆包囲し、都市住民の深部に不拔の革命のとりでを築きあげたとき、はじめてアメリカ帝国主義はベトナム侵略戦争政策の再検討を余儀なくされたのであり、アメリカ本国の民衆も真剣にベトナム反戦にとりくみ、政府の欺瞞的な「撤退」政策を根底から揺がしはじめたのである。「平和交渉」なるものは、ベトナム人民の武装解放闘争に追いつめられたアメリカ帝国主義が、それに合法的地位を与え、体制内的に包摂していこうとする攻撃であり、当然ベトナム人民はこうした帝国主義の苦しまぎれの野望にたいし幻想をふきとばして前進しているが、しかし、ともあれ、この程度の

的に戦略化していくこととなった。他方、プロレタリアートの前衛のスターリン主義的体制内政党的変質を重要な契機とした階級闘争の城内平和的な事態の深まりのなかで、帝国主義国家は外見的には「福祉国家」「大衆社会」として現象していったのであったが、それは、同時に、帝国主義本国における革命の必然性、プロレタリアートの革命的能力への絶望を語る右から左までの各種の結論をうみだしたのであった。

まさに、帝国主義本国における階級闘争の体制的秩序への包摂にたいし根底的批判を実践的につきつめたものこそ、フランスにおける「五月革命」であり、アメリカにおける黒人闘争、反戦闘争の高まりであり、日本における一〇・八以来の階級闘争の発展であった。だが、この点を指摘するだけならばさして困難は生じないであろう。今日では、もっとも保守的な思想家でさえ、既成左翼の体制内化にたいし新しい革命的左翼が全世界的に形成されつつあることをししぶ認めはじめているのだ。むしろ問題は、帝国主義本国における階級闘争の革命的激化が、社会民主主義者やスターリン主義者の設定した議会主義的、組合主義的な水路をとらず、これらの水路をあふれだし、うちこわしていく方向で発展し、そのなかで暴力の復権が公然と宣言されはじめたのは、いったいなげなのか、という点にある。だが、こうした設問の方法そのものが、プロレタリア階級闘争の本質にかかわるものとしていう

譲歩すら、非合法的な武装闘争がなかったら問題たりえなかったであろう。

では、帝国主義本国におけるプロレタリアートの抑圧と反乱の問題はどうなのであろうか。周知のように、アメリカ、西欧、日本などの帝国主義本国にあっては、第二次大戦直後の前革命的情勢が体制内的に收拾されてから約二〇年にわたって階級闘争の城内平和が存続してきたのであった。いわゆる第三世界における革命の永続的な波から画然と区別された別天地のように、ここでは、階級闘争の暴力性は姿を消し、かわって政治闘争、経済闘争を議会的に合法的に合法化し、帝国主義的秩序のうちに体制内的に包摂する機構が次々と形成されていったのであった。それは、まさに、ロシア革命を突破口とする帝国主義と社会主義（それへの過渡期社会）との世界的分裂が帝国主義とスターリン主義の平和共存的変容形態として現象している、という現代世界の問題性の国内階級闘争の反映がいのなにもでもなかった。だが、帝国主義本国におけるスターリン主義運動のどままることをしらぬ腐敗は、このような階級闘争の城内平和的な体制内化をスターリン主義革命戦略の破産として主体的に受けとめることすらできず、ぎゃくに、それを「労働者運動」の高揚として美化し、「議会をつうじての革命の平和的な道」や「構造改革にもとづく社会主義への平和移行」として、いっそう右翼

ならば逆転しているものであり、その解答は、積極的に、なげいままでも暴力が抑圧されてきたのか、という問題として与えられるべきなのである。なぜならば、ある特定の社会に非和解的な階級対立や社会矛盾が存在しながら、なおそれらが暴力的衝突として発現していないとするならば、それは、抑圧され支配され搾取されている階級が自己を表現する能力を放棄するか、喪失してしまっている結果なのだからである。現代帝国主義におけるプロレタリア階級闘争の暴力性の喪失は、一方における暴力の極度の国家的独占の進行と、他方における左翼公認指導部の暴力の放棄、合法主義への順応、そして、その結果としてのプロレタリアートの士気沮喪に直接的な根拠を有するものであり、プロレタリアートの階級的共同性の自己解体の表現がいのなにもでもないのである。現代社会の労働者は、生産過程と生活過程の機械的転倒をとおして自己の類的生活の喪失をたえず再生産しているのであるが、その自己喪失への怒りを暴力として積極的に表現していく方向が社会主義の名において統制されるならば、かれらが社会主義を帝国主義的秩序のうちに体制内化しようとする議会主義者や組合主義者の愚劣な努力を横目でみながら、崖っぷちのマイホーム主義にしばしの休息をもとめていくとしても、いったいだれがそれを批判しうるであらうか。レーニンが『プロレタリア革命の軍事綱領』において

「武器の使い方を習得し、武器の使い方に習熟し、武器

をもとうとつとめないような被抑圧階級は、抑圧され、虐待され、奴隷としてあつかわれても仕方がない。ブルジョア平和主義者や日和見主義者になりさがらないかぎり、われわれは、自分が階級社会に生活していること、そして階級闘争によらずに、この社会から救われることはありえないし、考えられないことを忘れてはならない。」

と軍縮のスローガンを唱える小ブル平和主義者にたいし辛辣な批判を加えているが、このことばは、なによりもまず、階級闘争の前衛指導部の責任を問うものといわねばならないであろう。階級闘争の城内平和的時代から動乱的時代への転換は、議会主義、組合主義、合法主義を拒否し、階級闘争の暴力性をとりかえすたかいかからはじまるのであり、したがってまた、それは、社会的にも個人的にも極度に飛躍的で爆発的な形態をとる必然性をもつのである。

秩序を愛する良識派はこう疑問をなげかけるかもしれない——諸君の主張には耳をかたむけるべきものが多い。それを法秩序を順守した話し合いの方法で実現することはできないか、と。だが、こういう問題の立て方そのものが、じつは現代帝国主義の支配の論理なのだ、ということ直視しなくてはならないのだ。こういう白い手をした狼の論理にたいして、われわれは、それでは諸君は帝国主義国家の独占するプ

その虚構性をあばきだし、突破していくことが必要なのである。一方では思想の自由を認めるといふ法規範形式をとりながら、他方では、思想の実現の法の名のもとに禁圧する、という矛盾した法論理は、もともとブルジョア法体系に固有な矛盾なのであるが、こうした矛盾は、ブルジョア法イデオロギーにあっても、階級独裁という超法律的論理を導入するにがい解決されえないところのものである。したがって、プロレタリア階級闘争にとっては、現代帝国主義の法秩序が、プロレタリアートの暴力性に追認的な適法性を与えるか、それとも法の名のもとに権力の論理を刑罰的に強制するかは、さしあたって第二義的な意味しかもちえないのである。

また、議会主義の尻尾をつけた左翼は次のような疑問をなげかけるかもしれない——本当は議会的コースをとって合法的に革命が達成されるのが望ましいのだが、国家暴力が不法にもその道をとざしたからやむをえず暴力革命という非常な手段をとるのだ、と考えた方がよいのではなからうか、と。この疑問には、考慮すべきいくつかの問題をもっていることはいうまでもない。トロツキーもいうように、軍事問題は大衆獲得の論理としては防衛的に提起されるという政治科学的方法則性をわれわれは徹底的に重視しなければならない。また、防禦優位の軍事科学的教訓を無視するならば、われわれはし

ルジョア暴力をまず解体してからやってきて欲しい、とひとまず答えるほかはないのである。事実、一見すると寛容なこの論理は、その背後に法に暴力の威嚇を秘めた抑圧の論理がいのなにもでもないものであり、だからこそ、それは、民衆の側の拒否にあうや、暴力的抑圧の徹底した推進力に転化していくのである。もとより階級闘争が抽象的に想定された思弁的世界から出発するものではなく、現実の生きた資本主義的諸関係を現実的に否定する過程を飛躍台とするものである以上、われわれは帝国主義的諸矛盾の激化で危機的均衡がはちぎれるばかりの帝国主義的支配秩序、暴力の極度の国家的独占と、社会主義勢力の体制内的包摂によってかろうじて階級均衡を維持している戦後民主主義の政治経済の現実から出発することはいうまでもないのである。だが、それは、既成左翼勢力にかわって現代帝国主義の危機に立つ政治秩序を回復し、その改良をはかるためではなく、帝国主義的秩序の革命的解体をおしてプロレタリアートの暴力性を復権し、未来にむかっての飛躍を準備するためである。理念的にいうならば、戦後民主主義が形式的に保障する思想の自由にたいし、その権利の形式的拡大を讚美することに意味があるのではなく、また、その虚妄性を抽象的に指弾することに意義があるのでなく、まさに戦後民主主義の許容する権利をも徹底的に駆使しながら、帝国主義打倒に共産主義革命という具体的な思想の自由の実現にかかわるものとして実践的に

かるべき制裁を受けることになる。だが、階級闘争の基本理念にかんするかぎり、われわれは同時に、革命がその内的性格に規定されたものとして暴力として表現されることを公然と宣言しなくてはならないのである。もともと共産主義とは、プロレタリアートによる資本の積極的止揚として実現されるものであり、それゆえ、それは、法理念的にはブルジョアの私有財産への専制的侵害を前提とせざるをえないのである。たしかに、プロレタリア階級闘争は、窮極的には暴力の止揚をめざすものであることはいうまでもないが、しかし、同時に善意や宣言によって暴力は克服されるわけのものでもないことを直視しなくてはならない。いなむしる、非和解的な階級対立や社会矛盾の存在にもかかわらず、暴力の排除を論ずるものは、客観的にも主観的にも支配階級の暴力性を擁護するものなのである。なぜならば、それは、けっして国家によるブルジョア暴力を排除するものではないからである。階級闘争の外見的な平和性は、ただ国家暴力の圧倒的優位性に保障されたものなのである。したがって、被支配階級は、暴力として自己を表現することをおして国家暴力に對抗していくことができるのであり、積極的に自己の意志を結集させていくことが可能となるのである。プロレタリアートの暴力は、帝国主義国家の独占的暴力に對抗し、それを解体し、プロレタリアートの自己解放を達成していくための手段であるばかりではなく、プロレタリアートの階級としての

自己形成のための積極的な表現として評価されなくてはならないのである。マルクスは『ドイツ・イデオロギー』において、

「革命は、支配階級を打倒するには他のどんな方法によってもなしえないという理由から必要であるばかりではなく、さらに打倒する階級は革命においてのみ一切の古い汚物をはらいのけ、新しい社会建設の能力を付与されるにいたりうるといふ理由からいっても必要なのである。」

と指摘しているが、これは暴力論においても真理であることを自覚しなくてはならないであろう。暴力ということばを聞いて眉をひそめてみせる小ブル的な感傷趣味は、帝国主義国家権力の思想的侍女たちの礼儀作法にすぎない。プロレタリアートは、暴力の噴出する血叫びのなかに人間の解放のための営為の端初を喜びと躍動感をもってみだしていくのである。

周知のように、暴力の形而上学者と呼ばれるジョルジュ・ソレルは『暴力論』で、いわゆる暴力を「公権力の強力」と、総罷業をイマージュとする暴力とに論理的に分割し、後者のうちにプロレタリアートの神話の復活を要求したのであった。それは、ドイツ社会民主党を中心とする第二インター総体の修正主義化にたいするアナルコ・サンジカリズムの批判の極

生産と、生殖における他人の生活の生産を二契機とする(を根拠として積極的に実現されることはいうまでもない。悠久の昔から人間は個に死して類に生きる自己の本質を社会として実現することをとおして大地の酷薄な試練に耐え、他の動物群との生存競争に勝ち抜いてきたのであったが、生産力の飢餓的な水準に規定された原始共産制の時代においては、他の共同体にたいするものとしてはその社会的生産力が暴力として発現したであろうことは否定すべくもないのである。暴力は人間共同体II類の生活の歴史的な分裂に根拠を有するものであり、それゆえ、その止揚はその人間史的分裂の止揚を意識的に推進する過程をおして実現されねばならないのである。だが、人間社会がその分裂を止揚しえていないかぎりにおいては、他者との対立という粗野な契機のもつてはあれ、暴力が共同体を内的に規制し、その英雄主義を鼓吹する人間の表現であったことを見落してはならないのである。人間が人間を搾取し、人間が人間を抑圧する疎外された現代文明の階級的暴力と比較するならば、原始人たちの戦争と略奪を主要な形態とする共同体間の交通様式の方がはるかに人間のだともいえるのではなからうか。

社会的生産力の発展は、地勢的条件によって制限されていた人間の交通様式を一挙に拡大するとともに、人間共同体の狭苦しい地方的分裂を克服し、暴力として表現される粗野な共同性を止揚する人間史的前提を成熟させたのであるが、に

点をなすものであったといつてよいが、だが、このような形而上学的な暴力の区分法によっては、なぜ暴力が国家権力の暴力(法的強制力)という形態をとって完成するのかという秘密をときあかすことはできないのである。ブルジョア国家がどうして民衆の暴力——それが政治的形態をとったものであれ非政治的形態をとったものであれ——を禁圧し、解体し、国家的独占に集中する傾向をもつのか、という問題は、暴力そのものの本質にかかわるものとして説明されねばならないのである。

では、いったい暴力とはなんなのであろうか。暴力とは、実は、共同性の対立的表現、いいかえるならば、他者への対立を媒介として表現されたところの共同性とみなすことができるであろう。本質的に人間の類的生活を他者(他共同体)との関係において極限的に表現するものであるからして、暴力は組織的な有機性として窮極的な表現様式をもつわけなのである。一匹狼なぞという暴力の美学的な形象は、暴力が支配者の独占的表現となり、抑圧と収奪の武器となり、民衆が自己の暴力性を喪失した状況のなかで生ずる暴力の觀念的転倒いがいなものでもないものである。暴力は、人間の類的生活に根底的に基礎づけられたものとしてのみ暴力たりうるのである。もちろん、人間の人間としての類的生活は人間生活の社会的生産(それは、労働における自己の生活の

もかわらず、こうした前提条件の発展は、暴力の本質的止揚にむかつてではなく、社会の階級社会への転化と、それにもとづく暴力の国家的独占をもたしたのであった。すなわち、社会が階級社会に転化するとともに共同体の幻想的形態としての国家が形成され、それが共同性を表現するがごとく機能するようになったのであるが、それは同時に、共同性の対立的表現としての暴力が、自己を喪失し、自己に敵対する外的な暴力に疎外していく過程を示すものであった。ところで、このような暴力の分解、いいかえるならば、生産者からますますはなれ、かれらにたいする支配力として、かれらの剰余労働を略取する強制力として外化していく暴力と、支配階級にたいする抵抗と反乱をおして自己表現を回復していく暴力との分解のなかで、前者のヘゲモニーのもとに後者を擬制的に包摂していく規範的役割をはたすものが、いうまでもなく法の社会的性格であった。もともと、法現象は、国家権力を実体的基礎として統治形態を規範化していく過程であるが、それは、人間史的に再構成するならば、歴史形成の根源的契機としての人間の社会的行動様式を、行動主体の自由な意志にもとづくものから、超人間的で外的な運命力——それは、支配階級の階級意志として現象するのであるが——に規定されたものへと疎外する過程がいかななものでもないのである。ところが、このような人間の暴力の疎外された規範化でありながら、あたかも人間行動を超人間的に規制する

運命力のごとく現象し、階級利害を貫徹していく法現象にたいして、共同性の対立的表現としての暴力を歴史推転の根源的力として積極的に復権し、宿命的な法規範から目的意識的な人間実践を解放していくという立場と展望にたつてはななく、法を事実追認的に整合化し、その適正な運用によって人間社会の抑圧的秩序を永遠化しようとしているのが、法イデオロギーの転倒した構造なのである。

現代社会の基底をなす、近代市民社会と、その上部構造としての政治的国家は、このような国家と法との関係を完成させたものといつてよいのである。周知のように近代ブルジョア社会は、封建制社会の政治的解体、いしかえるならば諸個人を身分的秩序から政治的に解放することをとおして実現したものであるが、それは、共同体の幻想的形態としての国家を完成した姿において形成させたのである。すなわち、ここにあつては、諸個人は宗教、私有財産の相違にもかかわらず、法規範的には平等の人格として国家に参加しうるのであり、そうした意味では、諸個人の人格が国家的、身分的に隷属する従来の支配、被支配の構造にくらべ決定的な変化を示したのであつた。だが、マルクスが『ユダヤ人問題について』の中で皮肉まじりに批判しているように、近代革命は、精神的市民国家公民という側面においてのみ人間を宗教、私有財産から解放したのであつて、現実には生活している物質的市民という

レビや洗濯機も、資本家の所有する価値増殖の手段(資本)としての工場や機械も、私有財産として等しき意義をもつものなのであるが、市民社会の上部構造としての政治的国家は、国民の生命財産の安全を保障するという機能を基礎として、国家という虚偽の共同性を精神的に構築することをとおして、そのもとに労働者人民の現実的利害を抽象的に統一し、また、国家という虚偽の共同性にむかつて労働者人民を精神的に政治的に組織することをとおして、労働者人民の現実的利害からますますはなれ、それと非和解的に対立する暴力をつくりだし、資本制的な搾取と抑圧を維持する機構として自己を完成していくのである。

なお、近代ブルジョア社会にあつては、暴力は、政治と軍事という分極した両側面をとおして現象するのであり、前者は内治として、後者は外敵への対抗手段として機能的に分化しているのである。しかも、このような暴力の分極化は、政治的過程的には、独裁(本質)と政府(現象)との分離、政治的党派(実体)間の政争をとおしてのその担い手の確定という経過と手続をとり、官僚・警察・軍隊など国家の諸実体をなす機構は、外見的には政治的党派間の政争には関与せず、その勝利者の意向のままに機能するかのような役割をはたすものとして現象するのである。そのため、政党は非暴力的過程を、警察・軍隊は軍事的に暴力的過程を担当する仮象が生

側面においてはいささかも宗教、私有財産から解放したわけではなく、それどころか、諸個人を商品に貨幣の物神的支配力のまえばなちがたく結びつけてしまったのであつた。マルクス経済学の理解するところによれば、近代市民社会の物質的基礎過程をなす資本家的商品経済は、直接的生産者と客体的自然条件(土地と生産手段)の分離を前提に、労働力の商品化の矛盾の展開をとおして社会的総労働の比例的配分という経済原則を実現していくところに、その特殊歴史的な性格があるのである。いしかえるならば、資本制社会における支配階級による被支配階級への支配と搾取は、奴隸制社会や封建社会のそれのように直接的な形態をとらず、蓄積された過去の労働としての資本家的私有財産(資本)による、生きた労働(その源泉としての労働力なる商品)の支配という商品形態をもつて媒介的に行なわれるのであり、資本家と労働者の敵対的な階級関係は、資本家の貨幣と労働者のうちなる労働力商品の自由平等な等価の交換という外見をとつて行なわれるのである。したがつてまた、政治的国家は、被支配階級としての労働者階級に人民大衆にたいして直接的な支配力として現象せずに、外敵ならびに内敵に法秩序破壊者による私有財産制度の侵害から国民総体を防衛するといふ法的仮象を媒介として、資本家と労働者の敵対的な階級関係の資本家的再生産を維持する強制力として機能するのである。まさに、法的規範のもとにあつては、労働者の所有する生活手段としてのテ

じ、政治は、政府担当手を決定するための政治的党派間の政争の自由な選択のうち実現され、軍事(その実体的諸機関としての警察・軍隊)はその政治過程の外的条件を防衛するものとして問題化するかのよう錯覚するのである。もちろん、ブルジョア政治の内在的論理としては、このような錯覚は、現実を反映したものであり、なんの不都合もないのであるが、しかし、階級支配という視点からこれを検討するならば、警察・軍隊の汎政党的な仮象は、政党と国家との階級的一致を前提としてはじめて成立するのであり、場合によっては、こうした階級的一致のうえでも支配階級の政治意志の分裂を基礎として暴力的衝突が起ることすらあるのである。ともあれ、暴力の政治と軍事のブルジョアの分離とそれへの改良主義的幻想は、ブルジョア支配の危機の表現としての内乱においては、崩壊せざるをえないのであるが、プロレタリア政治は、この窮極的事実から現実的過程にむかうのである。

したがつて、労働者階級が、賃労働者としての自己を解放し、人間の全人類的生活の回復をちとつていくためには、生産手段の資本家的所有に労働力の商品化という資本主義の根本矛盾を解決し、生産と分配にかんする目的意識的な交通形態を建設し、その基礎のうえに人間性の全面的な開花をちとつていくことが必要なのであることはいうまでもないのであるが、そのためには、まずもつてプロレタリアートが資本



家との闘争をおして自己の喪失した暴力性をとりかえし、共同体の幻想的形態としての政治的國家を粉碎し、プロレタリアートの暴力を國家として完成させねばならないのである。考えてみると、奴隸制社會や封建制社會にあっては、対立的に表現された共同性としての暴力は、奴隸や農奴にたいする支配階級の武裝として直接的に表現されたのであったが、資本制社會にあっては、プロレタリアート人民の國家法規範を媒介とした精神的疎外を基礎として國家の武裝は保障されているのであり、まさにこの点にブルジョア國家の強みも弱みも秘められているのである。それゆえ、プロレタリアートは、資本家と労働者の敵対的な階級關係を転覆し、その矛盾を解決していくためには、ただだんにストライキ・工場占拠として自己の暴力性を部分的に示すだけではなく、それをもふくめて暴力性の全面的な發展をちかとしていくために、自己の疎外された労働の産物であり、また、自己に敵対する外的運命力として現象する現代文明とその法秩序にたいする物神崇拜を根底的にぶちこわしてしまふ必要があるのである。それは、現代世界とその社會構造のもとにあっては修正されるどころかいつそう真理となるのである。

帝國主義のイデオロギー擁護者たちは、現代帝國主義と、そのもとの大衆社會状況の現出とをもつて帝國主義的矛盾の終末をかたり、階級闘争の変貌を結論づけようとしてお

刑罰するといふ媒介的な方法をとって行なわれる点にあるのであるが(もちろん、こうした外見性のもとで植民地への残忍忍びを収奪と、労働者へのあくことなき搾取が行われたのであることはいうまでもないが)、資本主義の帝國主義段階への世界史的推転にもとづく諸矛盾の激化、すなわち、不況からの脱出過程の長期化にもとづく労働階級の対立の深刻化、農業問題や物価問題の構造化、植民地再分割戦と植民地革命の高揚、世界戦争と戦後革命の危機という帝國主義的諸矛盾の激化は、資本主義の自由主義段階に典型とされた夜警國家的な支配構造を破綻せしめるとともに、帝國主義支配の体制的危機を政治的・経済的に制圧するための前線指令部として國家を前面化させることとなったのである。ロシア革命を突破口とする帝國主義から社會主義への世界史的過渡期の開始とそのもとの各國階級闘争の革命的高揚は、プロレタリアートの暴力性を回復させ、武裝したブルジョア階級の國家との革命か反革命かの対決を全世界的におしひろげたのであった。

プロレタリアートの暴力とブルジョア階級の暴力とが相手のせん滅を求めて真正面から対決し、その結着を争う時代に突入したのであった。もちろん、自由主義段階にあっては政治的國家はいわゆる夜警國家的構造を傾向的に示したにすぎず、警察・軍隊・官僚制度など國家の実体的な支配機構が民

り、他方、スターリン主義者たちは、議會主義、組合主義の水路にそって「社會主義」を帝國主義的支配秩序のうちに構造化しようとする傾向と、いわゆる第三世界とアメリカ帝國主義との闘争のうちに「世界革命」の基本構造を設定する周辺革命論の傾向とに分化しながら、総体としては、帝國主義本國におけるプロレタリアートの革命的反乱の道をとぎす役割をはたしているのであるが、われわれは、現代社會の大衆社會状況を脱階級社會への傾向とみなす帝國主義者や大衆社會状況を脱階級的のめりこんでいく右翼スターリン主義者や、そしてまた帝國主義本國の階級闘争を「愛國主義」という反階級的視点からしか評価しえないエセ革命主義者の試みにたいし、帝國主義本國におけるプロレタリアートの革命的反乱をもつて現代世界の根底的變革をちかとしていく展望をもつて、帝國主義のアジア半植民地後進國支配体制の崩壊の危機を日本革命—北米革命に積極的に転化していかなばならない。こうした視点に立つてみた場合、現代帝國主義とのもとの大衆社會的状況は、労働者階級と資本家階級との敵対的な階級対立の消滅の結果としてもたらされたものではなく、ぎやくに危機に立つ帝國主義の抑圧の全体化と、その一定の成功として具体的にとらえかえすことが必要であろう。資本制社會に特有な階級支配の構造は、諸個人にたいする直接の抑圧の形態をとらず、國家が市民の生命・財産の安全を保障し、それを侵害するものを法の名のもとに制圧し、

衆の反乱にたいして日夜かわらぬ監視をつづけていたばかりではなく、人類最初の労働者國家であるパリ・コムミュンにたいしては文字どおりパリを血の海に沈めて皆殺しの弾圧を加えたのであった。にもかかわらず、自由主義段階にあっては、政治的國家のブルジョアの暴力性は、治安維持のための例外的措置のごとき仮象をとって現象したのであった。だが、いまや、プロレタリアートの暴力の噴出をもつてする世界革命の時代の到来をまえにして、帝國主義は、國家のブルジョアの暴力性を全面化し、反革命の前線指令部としての國家の役割を積極的のうちだしたのであった。すでにブルジョア政治的國家は、資本主義の帝國主義段階への推転とともに、強大かつ恒常的な軍事機構をもち、膨大な國家財政を管理する行政機構に肥大化したのであったが、帝國主義ブルジョア階級は、このような國家とのもとの巨大な官僚的軍事的装置の飛躍的な強化を基礎に、一方では、直接的にプロレタリアートの暴力性に対抗し、それを鎮圧・解体するための軍事的強権として國家を再編成するとともに、他方では、階級闘争の激化の条件をなす不況の脱出過程の長期化を経済政策的に補完するための機関としての役割を國家に課したのであった。しかも、重要な事態として注目すべきことは、ロシア革命を突破口とする革命と反革命の対決の開始を転機として、革命的危機を社會改良的に收拾する攻撃が、帝國主義の側から積極的のうちだされてきた、という点であろう。そ

れは、一方では、不況脱出のための経済政策と関連して立案され、機構化していった失業保障制度などの確立として行われるとともに、他方では、政党や労働組合など労働者階級の諸組織を議会や労資協議機関などの合法主義的紛争処理機関のうちに包摂し、その暴力性を解体してしまふ攻撃として積極化したのであった。ワイマール時代からニューディール政策にかけて一般化する、いわゆる社会立法政策は、階級闘争の激化の改良的副産物であるとともに、革命と反革命の赤裸々な対決を回避し、プロレタリアートの暴力性を帝国主義的秩序機構のうちに包摂・解体していく具体的な反革命であったのである。したがって、帝国主義は、諸矛盾のけいれんの爆発のまゝに、もはやこのような階級闘争の合法主義的秩序によって革命に対抗し、自己の延命をはかることが困難と判断した場合には、もちろん公然たる予防反革命としてのファシズムの道を選ぶことになんの躊躇も示めさなかつたのであり、また、プロレタリアートの暴力性の衰退によって階級闘争が平和化しつつあつた場合にあつても、国家の反革命的軍事機構をいぜんとして強化しながら、労働者階級のいっそうの屈服と体制内化を強要し、人民にたいする政治的・経済的支配をますます構造化していったのである。国際共産主義運動のスターリン主義的変質、すなわち、一国社会主義と平和共存政策、二段階戦略と人民戦線戦術にもとづく労働者解放闘争の歪曲は、国際的には、帝国主義と社会主義（そこにむかつて

への世界的過渡期の開始という現代世界の基本的危機性を根本的に解決したのではなくして、このような危機性のうゑに擬制的に形成された外見性にすぎないからである。アメリカ帝国主義を盟主とする帝国主義の戦後世界体制は、周知のように、世界の過渡期的分裂のヤルタ体制・ジュネーブ体制的な分割支配の固定化を前提として、ドル・ポンド国際通貨制度といわゆる集団安全体制とを両軸に形成し、しかも、その戦後体制のもとにスターリン主義圏を圧倒していったのであるが、しかしながら、それは、米帝の圧倒的な生産力と富をもって世界経済のブロック的解体を擬制的に統一し、かつまた、帝国主義的体制的危機にたいし米帝の巨大な軍事力をもって全世界的な暴力的装置に代行し、プロレタリア革命に対抗しようとしたものであつた。核兵器に象徴される巨大な破壊兵器と、膨大化した軍事組織をもってプロレタリアートの暴力を制圧し、その士気沮喪をはかりながら、同時に、階級闘争の体制内的包摂をもって帝国主義的矛盾の革命への転化を阻止するというのが、帝国主義本国の戦後一貫した支配政策であつた。またスターリン主義陣営は、帝国主義的核脅迫の政策にたいし、一方では、核兵器の開発をもつて核恐怖の均衡をつくりだすことで対抗するとともに、他方では、議会を通じての革命的平和的な道や、構造改革にもとづく社会主義への平和移行などをうちだして、帝国主義の巨大な軍事支配機構のまゝに屈服していったのであつた。それは、一見

の過渡期社会（労働者国家）の世界史的分裂を帝国主義とスターリン主義（過渡期の一国社会主義的疎外形態）の平和共存的關係に変容させ、後者を前者の世界体制のうちに包摂（ヤルタ体制・ジュネーブ体制）していくことになることと、各国階級闘争の内部にあつても、帝国主義的支配秩序への階級闘争の社民的屈服を左から補完し、ときには社民をも越えていっそう体制内化する「前衛」的役割をはたさせるにいたつたのである。それは、また一方では、いわゆる第三世界における革命闘争を民族主義・自力更生論的に閉じこめるとともに、帝国主義本国と第三世界の革命との有機的な結合を切断し、帝国主義本国における労働者階級をいっそう排外主義の側に押しやったのである。帝国主義本国における階級闘争の平和的發展を根底的に基礎づけているところのものは、プロレタリアート前衛の裏切りを決定的な契機とするプロレタリアートの暴力性の帝国主義的秩序への包摂・解体であり、帝国主義国家の史上類例をみないほどの強大化とその支配の全面性にあるのである。

だが、現代帝国主義のプロレタリアート支配のこのような方法は決して不敗のものでも完全なものでもなく、きわめて危機的性格をもつたものである。なぜならば、現代帝国主義と、そのもとの階級闘争の平和的發展は、帝国主義段階における諸矛盾の激化、ならびに、帝国主義から社会主義

するとまったく矛盾した対応のようにみえるが、暴力というものをプロレタリアートの共同性の表現として把えず、ブルジョア政治学の立場と同様に、人間性の外部に存在し、人間がそれを自由にあやつりうるところの超社会的・階級的な力であるかのように考えている点において、いささかも矛盾するものではないのである。エスカレーション理論の創設者のひとりハーマン・カーンは、核戦争について

「最初と最後の発射の間には、たぶん徴兵、戦時動員、国債発行、投票といったようなものは何もなからう。こうした戦争は、相対的にいって大いに技術的なものになるだろうし、政府当局者と技術者によって行なわれるであろう。また、市民の支持とか士気とかいう、さしせまらな問題にはほとんど注意がはらわれないか、あるいは、全く注意がはらわれないだろう。戦争は比較的冷静に戦われるであろうし、また、国家的利害を考慮してすすめるられるだろう。しかし、宣伝や民衆の感情によっては殆んど影響されないだろう。」（『エスカレーション論』）

という不遜なことをのべているが、帝国主義は、超人間的ともいふべきブルジョア軍事技術を現代文明に構築したのである。だが、このような巨大な死の破壊力に対抗し、これを解体し、また、このような破壊力を生むにいたつた現代文明とその生産力を人間解放の主體的契機に転化していく道は、だんじて核開発による恐怖の均衡をつくりだすことで

も、また、革命の平和的コースにかんする不毛な討論にあげられることもなく、それは、ただ、帝国主義本国においてプロレタリアートの暴力性を革命的反乱として回復していく道いがいにないのである。

もともと、戦後の軍事戦略は、圧倒的な核戦力Ⅱ近代戦力をもって相手国の戦意を沮喪させることで政治的優位性を確保する構造をとってきた。アメリカ帝国主義は、核戦力とそれを頂点とする巨大な軍事機構をもって、ソ連Ⅱ中国圏を脅迫し、その無力性をあばきだしながら、西欧―日本の帝国主義との同盟政策を維持し、第三世界の革命闘争に対抗し、本国プロレタリアートを威圧してきた。それゆえ、ソ連の核開発にもとづく核恐怖にたいしては、その最初の相互攻撃に耐えて、さらに相手の生き延びた能力を全滅させるに足る第二撃能力の構築という、途方もない破壊的方法をうみだしていたのであった。こうしたなかで、アメリカ帝国主義はその核戦略において勝利を占めたかにみえたのであった。フランスの核武装、ドイツ、日本の核開発への模索が、いわゆる自主防衛への志向もふくめて、帝国主義戦後世界体制の根底的動揺の深まりにたいする帝国主義の防衛的対応として提起されたものであり、核武装することによって多極化する国際政治への発言力の強化を狙ったものであることはいうまでもないが、それは同時に、米ソの核対抗を基軸とする戦後軍事

トやインテリゲンチヤーが、第三世界におけるゲリラ戦争にたいし肯定的評価をもつことは、帝国主義的な排外主義に対抗するものとして一定の意味をもっている。だが、それが、たんなる外的認識にとどまっているとすれば、やはり窮極において排外主義に包摂されざるをえないことをはっきりと直視しなくてはならない。第三世界のゲリラ戦争によって敗北し、崩壊させられつつあるものは、ただたんに帝国主義の植民地後進国支配だけでなく、また、植民地後進国支配への民衆の加担だけでなく、まさに、帝国主義の支配のまゝに自分の暴力性を解体してきたプロレタリアートのあり方そのものであるといわなくてはならない。ベトナムにおける帝国主義の敗北は、同時に、帝国主義本国におけるプロレタリア階級闘争の議会主義的、組合主義的、合法主義的な腐敗を告発しているのである。この点まで内的にベトナム問題を受けとめないとすれば、新しいベトナム問題の発生を阻止することはできないであろう。帝国主義本国におけるプロレタリアートとその前衛としての革命的共産主義者は、第三世界の革命的闘争に思想的にも政治的にも軍事的にも深く学びながら、ロシア革命を今日的に継承していく方向でプロレタリアートの暴力の復権を真剣にとりこんでいかねばならないのである。もちろん、帝国主義本国における現代革命は、第三世界におけるゲリラ戦争の形態を機械的に移植するものではなく、ロシア革命における武装蜂起Ⅱソヴェエト権力樹

戦略への二流帝国主義諸国の追従的な加担を意味しているのである。だが、核兵器を主軸とする帝国主義の伝統的な軍事戦略は、いわゆる核独占か核分散(核独占の打破)か、という権力政治的な発想とはまったく別の分野で大きな挑戦を受け、根底的な動揺に直面するにいたっているのである。それはいうまでもなく、ベトナムを頂点とする第三世界における、いわゆる非通常型限定戦争(Ⅱゲリラ戦争)の発展であり、それにもとづく帝国主義半植民地後進国支配体制の破綻の進展である。第三世界における農民を主勢力とするゲリラ戦争は、ハーマン・カーンのような軍事技術者ののぼせ上った構想にたいし決定的打撃を加え、その弱点をあばきだすとともに、人間解放の事業における暴力の積極的意義をあらためて照しだしたのであった。まさに暴力は、帝国主義を打倒し、民族解放をかちとるために必要とされたばかりではなく、植民地後進国人民の喪失していた人間的尊厳をとりもどし、新しい社会を建設するための共同性をうみだしていくための不可欠の表現であることを打ち消しがたい力をもって証明したのである。

では、それは、第三世界の人民にのみ与えられた暴力の特殊なあり方なのであるか。じつにこの点に帝国主義本国における革命の基本的方向が問われているといわねばならないのである。たとえば、帝国主義本国におけるプロレタリアートを現代的に貫徹していくものとして、一〇年型の動乱において革命と反革命が勝敗を争う壮絶な世界史的過程となるであろう。したがって、それは、合法的なものとは非法的なもの、平和的なものと軍事的なもの、議会的なものとは非議会的なもの、公然的なものとは非公然的なもの、などのありとあらゆる闘争形態の間断なき連続をとおして工場占拠、街頭制圧、武装蜂起Ⅱプロレタリア権力の樹立を準備していくたにかいとなるであろう。プロレタリアートの暴力は、ブルジョア政治過程における政治と軍事の分離を革命的に止揚するものであって、暴力を政治から分離し、単純に軍事問題に一元化するような理解は誤りというほかはないのである。したがって、それは大衆との根深い結びつきのなかに不敗のゆらぐことなき根拠をもってブルジョア権力に対抗しうるのである。まさに、そうであるからこそ、このようなプロレタリアートの暴力の復権の過程は、同時にまた帝国主義の核兵器を頂点とする超人間的な軍事機構を解体していく唯一の道ともなるのである。事実、マクナマラの軍事参事官であったダイチマンは、内戦型の非通常型制限戦争を「抑止を効果あるものにするのは非常に難しい」と慨嘆しているばかりか、都市部における「間接侵略」には従来の核戦略では同盟国を核攻撃することになり、実際にはそれが無力であることを洪々と認めざるをえないのである。抑圧の暴力的秩序と、解放の暴力的秩序との永続的な対決の時代がいまはじまろうとしてい

るのである。アメリカにおける黒人闘争、反戦闘争の高まり、フランスにおける「五月革命」、日本における一〇・八羽田以来の階級闘争の發展は、こうした意味で、階級闘争を帝國主義支配秩序のもとに包摂する議會主義的、組合主義的、合法主義的水路をあふれ、うちこわすものとして發展しており、いわば帝國主義本国におけるプロレタリアートの暴力の復権の有効性と不可避性を萌芽的に示したものと見えるであらう。帝國主義戦後世界体制の根底的動搖の深まりのなかで、第三世界のたたかいに続いて、いまや、帝國主義本国における革命的内乱が、帝國主義の武装平和の虚妄をうちくたこうとしているのである。もちろん、それは、まだ萌芽であって、政治的にも軍事的にも稚拙なものというほかはない。だがプロレタリアートの偉大な創造力は、死を賭した決戦と、その敗北の血のじむ総括をとおして、その稚拙を過去のものとしていくであらう。困難を解決すべき困難として受けとめたとき、解決への道はなかなばひらかれているのである。

最後に確認しておかなくてはならない点は、このようなプロレタリアートの暴力の復権が、小ブルの日常生活のなかに首までひたりながら、革命実践にかんする礼儀作法を説教している左翼知識人の望んでいるような優雅な過程をとるものとは考えられないということである。いわんや、それが独占資本体の情報機構のうえに花咲く、ノンセクト・ラジカル論

退廃をもたらすだけなのである。今日では日本階級闘争の激動の出発点としてだれもが承認する一〇・八羽田闘争は、日本帝國主義国家権力にたいするプロレタリアートの暴力性を復権するたまたかの突破口をきりひらくものであったことはいうまでもないが、しかしながら、同時にそれが革命的左翼戦線内部における日和見主義的翼とのドラスチックな分裂と対決をかけてかちとられたものであったことを明確にしておくことも無意味ではないであらう。このような二つの翼の間における闘争は、佐世保、三里塚、王子から六・二五をへて、新宿騒乱闘争として左翼のヘゲモニーのもとに勝利的に集約され、六九年階級闘争の激動に継承され、發展していったのであるが、それはいわゆる内ゲバという現象、プロレタリア革命の路線をめぐる日和見主義的翼と左翼との妥協することの許されぬ闘争と鋭く結びついて起っていること、したがって、それらを階級闘争総体のうちに正しく位置づけることによつてはじめて、その具体的な批判も前進しうることを直視しなくてはならないであらう。したがって、革命的共産主義者は、革命的左翼戦線の内外で生起する日和見主義的翼の反動的襲撃にたいし、これに絶対に敗北しない強固な戦列を構築することをもってはなかせし、国家権力にたいするプロレタリア階級闘争と、そこにおける革命的統一戦線戦術の積極的な展開をとおして、日和見主義的翼の企みの反階級性を暴露し、孤立させ、解体し、さらには、その翼下の大衆を正し

的な虚妄を容赦なくうちこわしながら進展するであらうことは疑う余地もないのである。まずもって、プロレタリアートの暴力性は、帝國主義国家権力のブルジョアの暴力に真向うから対決し、それを解体していく過程をとおしてのみ自己を認識しうるのであり、またプロレタリアートの独裁国家を樹立し、たえずそこに住民を組織していくたたかいをとおしてのみ自己の止揚を語りうるのであるが、それは同時に、プロレタリアートの内外で活動する一切の政治的党派間の熾烈きわまる思想的、政治的、組織的対立をとおして具体的な表現をみだしていくのである。もともと政治とは独裁政府をめぐる党派間の争闘を実体的基礎とするのであり、階級独裁もまた、抽象的な階級意志の実現としてあらわれるものではなく、特定の党派ないし特定の党派の連合を政治的実体として実現していくのである。だからこそ、政治的党派の対立と、その対立の止揚の過程は、たとえ権力が掌握される以前にあつても深刻な様相を帯びざるをえないのである。したがって、権力闘争を論じながら、その権力闘争を担うにたる質をもつた政治的党派の問題にまでその内容を具体化しえないとするならば、それは、木に登って魚を求めようなものであらう。いわゆる内ゲバといえども、そこにはかならず二つの政治的志向の衝突が存在しているのであって、このような政治的内容から機械的に分離した地点でその善悪を論じたとしても、それは帝國主義間の軍縮協定よりもはるかに愚劣な

い戦列にひきこむたたかひとして応えていくこととなるであらう。事実、羽田以来の二ケ年の激動は、帝國主義国家権力との血みどろの死闘であり、既成左翼指導部の反階級的対応との非妥協的な対決であつたが、だが、同時に、それは、革マル派、解放派という具体的党派の形態をとつて革命的左翼戦線の内外に生起した右翼メンシェヴィキ的||左翼社民的潮流との党派闘争の連続であつたのである。もし右翼ブロックのヘゲモニーが勝利していたならば、だが今日の階級闘争の發展を想起することができるであらうか。思うに、ロシア革命のような巨大な歴史過程にあつても、ブルジョア国家権力打倒・ソヴィエト(労働兵士評議会)権力樹立のたたかひは、統一戦線の最高形態としてのソヴィエト内部でのメンシェヴィキ、エス・エル右派との熾烈な党派闘争のみならず、革命党としてのボルシェヴィキ内部の日和見主義との党内闘争をとおしてかちとられていったのである。われわれは、この厳然たる事実から断じて目をそらしてはならないのである。革命もまた政治過程であるかぎりでは、プロレタリアートのイデオロギー的危機や思想的動搖は、党派闘争として、また、党内闘争として表現されるのであり、したがってまた、プロレタリアートの政治的危機は、革命的党派、また、革命的党派連合の勝利として解決されていくのである。

プロレタリアートの暴力性にかんする自覚もまた、けっし

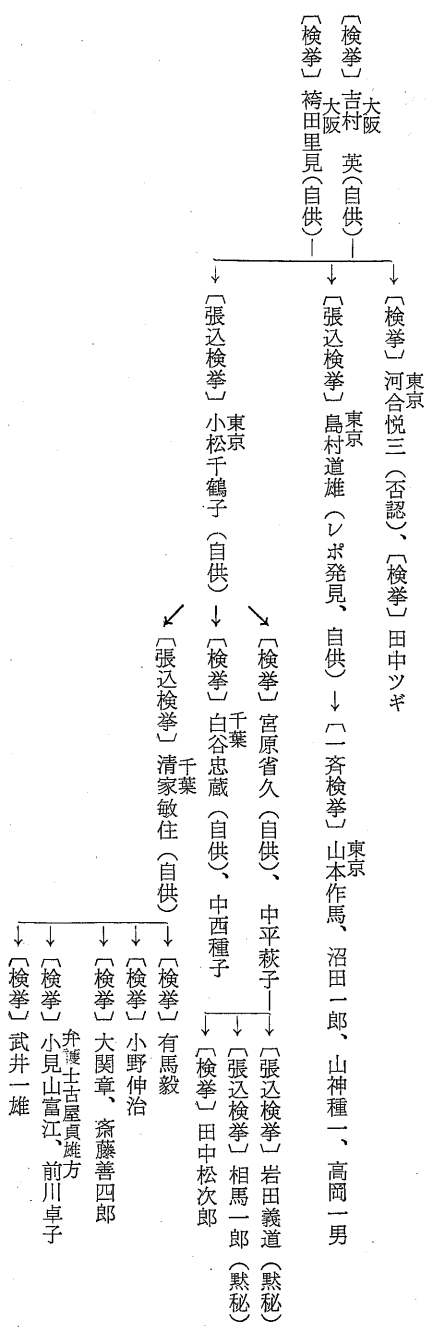
命的前衛が自己の組織的実践として受けとめるかどうか——七〇年代における革命の時代の到来は、このようなものとして準備されているのである。

て自然発生的に形成されていくのではなく、革命的前衛の組織的実践を媒介としてはじめて形成されていくのであり、しかも、それは、革命的前衛を中核とするプロレタリアートの暴力性の組織化と、その政治的勝利を主導力として実現されていくのである。革命的共産主義者の党は、プロレタリア解放の鼓吹者であるばかりでなく、その組織的実践のうちにプロレタリアートの暴力性を先行的に表現していく戦闘者集団でなくてはならないであろう。まさに、武装された伝導者として党が大地に雄々しく立ちあがったとき、はじめてそれは政治と軍事との機械的分離をプロレタリアートの暴力の復権として統一していくことができるのであり、前衛指導部として歴史の試練に耐えうる根拠を形成したことを意味するのである。まさに、プロレタリアートの暴力こそは、破壊のための情熱の雄たけびであり、建設のための理性の目ざめであり、自由のための連帯の証しである。人間社会に階級対立や社会矛盾のあるかぎり、プロレタリアートの暴力は、エジプトを脱出した荒野のモーゼのように、人類解放の巨火に焼かれながら休息することなくたまたかいつけるだろう。革命詩人ハイネによれば、知恵の女神は、オリンポスの山で、男女の神々が裸で酒や食物を酔いくらって楽しんでいたとき、こうした喜びのさなかにあっても、よろいをまとい、かぶとをかぶり、槍を手から離さなかったそうである。ギリシャ神話の知恵の女神が身をもって示した知性の暴力性を、現代の革

# 資料

## 治安維持法による検挙の実態

〔解説〕 袴田里見（現在、日本共産党中央委員会常任幹部会員）外一名が検挙された当時、大阪府特高課員に東京の同志のアジト（隠れ家）の取調を受け、治安維持法による検挙がいつもの式に二三名に拡大した事件に関する権力機関の部内資料である。



檢査された組織員が組織メンバーと同居を自供したため、そこが捜査員に張込まれ、檢査も張込みも知らないうで戻った者がさらに檢査されて、つぎつぎに事件が拡大していつているのが、顕著な特徴である。

河合悦三、岩田義道、相馬一郎などは、頑強に否認、黙秘を続けているが、袴田里見はじめ、多くの者が、同志の氏名およびアジトといふ、革命組織の最高の機密を自供していることがうかがわれる。

思想犯は、殺してもかまわないという觀念が捜査を支配し、拷問が横行した時代の記録である。

憲法三六条「公務員による拷問及び、殘虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。」ということも、このような歴史をふまえて、成立したのである。

### 警視總監の檢査に関する通報（一九二八・八）

特高秘第一八五五号

昭和三年八月二十日

警視總監 宮田 光雄

内閣総理大臣 男爵 田中 義一 殿  
内務大臣 望月 圭介 殿  
司法大臣 原 嘉道 殿

各内務事務官（上海 哈爾濱）

庁府県長官（大阪、京都、神奈川、福岡、新潟、山口、長野、千葉、長門、

日本共産党殘党員檢査二閱スル件

本月四日大阪府特高課員ト共ニ桂幸次郎事河合悦三神田区末広町ニ於テ檢査シ更ニ当庁ニ於テ数名ノ殘党及ヒ露西亞ヨリ帰朝セル新党

員ヲ檢査シタル件ニ関シテハ内務省及檢事局ハハ電話其他ニ依リ其都度大略報告ニ及ビ置候処其概要左記之通りニ候条此段及申（通）  
報候也

追テ聴取書未作製ノ分ハ作成次第追送可致候

記

一、河合悦三外一名ノ逮捕

大阪府特高課ニ於テ最近露西亞ヨリ帰朝セル吉村英、袴田里見ノ兩名ヲ檢査取調ノ結果河合悦三ガ東京市ノ神田区和泉橋附近ニ居住中ナルヲ陳述セル旨ヲ以テ田中警部、津崎警部補ノ兩名ハ当庁特高課ニ來庁シタルニ付キ同課労働係志村警部補、渡辺部長、佐藤巡查、特高係草刈巡查、猪狩巡查、万世橋署佐藤警部補永田光永両巡查ノ八名ヲ夫レニ協力セシメ田中警部ノ携帯セル凶面ニ依リ捜査シタル処同所ハ浅草区向柳原四五番地ナル事判明セルモ已ニ七月十三日他へ移転シ行先不明ニテ要領ヲ得サリシニ付田中警

部ハ大阪へ吉村ノ再取調方ヲ電話照会シタル結果神田区末広町十番地ニ居住中ナル事ヲ供述セル旨ノ回答アリタルヲ以テ翌四日未明前記員數ヲ以テ檢査ニ向ヒタルニ河合ハ情婦小島ツル事田口ツギト階上ニ同襟中ナリシガ手入ト知ルヤ直チニ枕頭ノ重要書類ニ揮発油ヲ注キテ点火シ屋上物干台ニ逃走ヲ企テタルヲ以テ猪狩巡查、佐藤津崎両警部補ハ之ヲ追跡シタルニ捨身ノ覚悟ヲ為セル河合ハ隣家ノ屋上ニ飛び移リタルニ依リ猪狩巡查ヲ始メトシテ兩警部補ハ怯マズ追跡物干台ニテ追付キ尚頑強ニ抵抗スルヲ佐藤警部補力用意ノ手拭包石塊ヲ以テ横腹ニ一撃ヲ加ヘタル為メ力尽キ遂ニ逮捕セララルニ至リタルカ其際猪狩巡查ハ河合ニ左肋骨下ヲ強蹴セラレタル為メ其後発熱シ目下加療中ナルカ重態ナリ尚一方田中警部及志村警部補以下ハ田口ツギヲ逮捕スルト共ニ点火セラレタル書類ヲ発見領置シ爾后之ニ依リ嚴重取調ヲ為シツツアリ尚河合悦三、田口ツギノ兩名ハ逮捕后直チニ石井特高、浦川労働兩課

長ヲシテ其調ヲ為サシメ大阪府出張ノ田中警部等モ之レニ立会取調ヲ為シタルモ兩名共頑トシテ語ラス且ツ河合ノ如キハ今尚強硬ニ本籍広島県比婆郡敷信村字一木二四番地戸主幸富ニ男桂幸次郎ト称シ河合ノ本名ヲスラ否認シツツアル状態ナリ

二、河合方張込及虎田万吉ノ逮捕

河合、小島ノ二名ヲ万世橋警察署ニ引致シタル后同家へハ当庁特高課員三名ト万世橋警察署員二名トヲシテ徹宵張込ヲ継続セシメ居タル処同月五日夕刻ニ至リ二十五、六才ノ男玄関ニ來リ

末広町十一番地ノ寺西ト云フ家ハ何処デスカ

ト尋ネタル挙動不審ナルヲ以テ當時居合セタル張込員当庁労働課黒木、小久保兩巡查部長、特高課草刈巡查、万世橋署中重巡查部

三、島村道雄事虎田万吉ノ自供

前記自称島村道雄ヲ檢査シタル旨報告アリタルヲ以テ直チニ浦川労働、石井特高兩課長ヲシテ取調ヲ為サシメタルニ最初ハ出鱈目ノ陳述ヲ為シ島村道雄トノミ主張シ居タルモ追及ニ堪ヘ兼テ深更ニ至リ本名ハ虎田万吉ト称スル者ナルコトヲ供述スルト共ニレポ一トハ青木ナル者ノ依頼ニ依リ桂幸次郎ニ手渡ス為メ携帯セルモノナルコト及ヒ赤旗ハ青木ヨリ貰受ケタルコト並ニ自身ハ在モスコウ東洋労働者共産主義大學ヲ卒業最近帰国シタル者ニシテ同大學ヲ卒業前シテ帰国セル同志高木正雄、神谷豊吉、松本順八、島木一夫ノ四名モ目下東京ニ在リ互ニ連絡中ナルコト及其ノ現住所ヲ陳述セルヲ以テ時ヲ移サス嚴重ナル手配ヲ為シ各所轄警察署長ヲシテ即夜一齊ニ之レヲ逮捕セシメタルカ其ノ住所氏名等次記ノ通

尚虎田万吉外四名ノ逮捕ハ翌五日期來庁ノ大阪府田中警部ニ通知セシメテ手配ノ連絡ヲ講シタリ

記

府下在原郡大崎町桐ヶ谷六六六番地

田中守次郎方

高木正雄又ハベトロフ事

下谷区下車坂町八番地土木請負業  
角田正勝方

神谷豊吉又ハアレシポフ事

下谷区下車坂町四二番地大工

遠藤甚松方

松本順八又ハミハイロフ事

府下北豊島郡池袋町六二七番地

沢田安次方

島村一夫又ハペトロフスキー事

山本 作馬

当二十七年

沼田 一郎

当三十年

山 神 種 一

当二十六年

高岡 一男

当二十六年

右逮捕后虎田ハ浦川労働課長、山本ハ平山警部、沼田ハ千速警部、山神ハ福田警部補、高岡一男ハ志村警部補ニ於テ取調ベタルニ何レモ在莫斯科東洋労働者共産主義大学ヲ本年卒業最近帰朝后日本共産党ニ関係セル旨ヲ供述セリ  
尚虎田万吉ハ添付ノ聴取書之通り同大学日本人学生ニ関シ最モ詳細ナル陳述ヲ為セルヲ以テ未逮捕者ノ檢挙上敏速ヲ要スト認メ取調ト同時ニ其ノ詳細ヲ大阪府出張ノ田中警部ニ通知セシメ其ノ調査表ヲ添付シタリ

続取調中其ノ結髪中ニ小紙片ノ藏シアルヲ労働課田端巡查ニ於テ発見シ之ヲ取上ケントシタルニ彼ハ取調ツツアル警察官ノ右頬ヲ毆打スルト共ニ之レヲ突退ケ身ヲ以テ抵抗紙片ヲ取返サントシタルニ漸ク之ヲ制止押収シタルニ統一寸五分横三寸位ノ薄紙ニ極細ノペン字ヲ左ノ如ク記載セル共産党中央ヨリノ指令ト認メララルル文書ナルコト判明セリ

左記

- 一、小山の家へ行くことを禁す
  - 二、調査によると八月七日頃大々的弾圧が行はれる由であるから以下の指令を全社員に実行せしめよ
  - 1 六日から向ふ一週間社は一切の集会連絡通信を中止すべし
  - 2 文書アドレス地図等を整理しかくすなり焼くなりして敵に渡さないやうにすべし
  - 3 大衆団体その他表面に出て居るものを引込めて社員全体を一人も敵に渡してはならぬ死(カキ)を持つて社の秘密を守れよ  
り重要ならざる任務にあるものか重要な人を守るべし  
うかつ歩きを禁すべし
- 一週間後の連絡の方法を又臨時の方法を講じておいて連絡を絶つべし退却てなく前進への準備であることを忘るべからす
- 之レニ依リ本人ハ重要ナル連絡員ナルコト疑ヒナキニ至リタルヲ以テ特高課山具警部補ヲシテ取調ヲ為サシメタル結果本人ハ青木文字トハ偽名ニシテテ同警部補ト面識アル本名小松千鶴子ナルコト判明セルモ容易ニ自供セザリシカ翌七日午後八時頃ニ至リ実

四、青木文字事小松千鶴子及宮原省久ノ檢挙

島村道雄事虎田万吉ノ所持セルレポート及ヒ其ノ供述ニ依リ青木某ヲ檢挙スベク労働課犬塚警部、藤生部長、田端巡查、特高課河野部長、中原部長、山田巡查ノ六名ヲ張込マシメ(大阪府出身員ニモ同所ノ張込ヲ為ス旨通知シタルニ青木ナル者ハ或ハ面識アル者ニ非スヤト思考スルトノ事ナリシヲ以テ同行ヲ求メ共ニ張込ヲ為ス)注意中犬塚警部及藤生部長ハ同日午前十一時三十分頃該停留場へ下車シタル一見令嬢風ノ一婦人カ附近漬物屋ニテ佃煮十錢分ヲ買込ミ一応同所ヲ立去リタルモ間モ無く停留場附近ニ引返シ来レル挙動不審ナルヲ認メ直ニ藤生部長及田端巡查ヲシテ之ヲ推可セシメタルニ同婦人ハ冷静沈着ナル態度ヲ持シ居ルヲ為メ同行ヲ躊躇セルモ兎モ角一応取調ヘノ要アリトナシ下谷坂本署ニ同行ノ上石井特高課長犬塚警部以下当庁員ニ於テ嚴重取調ヘタル処  
原籍 長野県上水内郡若槻村  
雜貨商三郎長女

青木 文字

明治三十九年八月六日生

ニシテ市麴町区麴町六丁目十四番地小林方ニ同居中ナルカ今朝麴町区内幸町ノ新党組織準備会事務所ニ行キタルニ氏名不詳ノ男ヨリ  
午前十一時迄ニ該停留場ニ往キ徘徊シ居レハ君ヲ知レル者来リ用ヲ依頼スル筈ニ付キ往カレタシ  
ト云ヘル儘ニ来リタルモノナリト自供シタルモ他ハ口ヲ緘シテ語ヲサリシヲ以テ其ノ住所ヲ調査シタルニ該番地ニ小林ナル家ハ存在スルモ青木ナル者ノ同居シタル事実ナク一層疑問ノ点深ク繼

ハ本年六月頃ヨリ青木又ハ桜井事宮原省久(共産黨員トシテテ手配中ノ者)ト同様シ宮原ハ目下下谷区仲御徒町二丁目二十五番地ニ加藤武次郎ト称シ居住中ナル旨自供セルヲ以テ同警部補ハ同日午后十時上野署中川警部補及伊藤巡查ノ応援ヲ得三名ハ変装シテ宮原ノ住所ヲ内偵シタルニ屋内ニ人アルヲ探知シタルヲ以テ附近ノ空地ニ張込ミ居タルニ問モナク若キ男女ノ立出テ来タルヲ取押ヘタルニ男ハ宮原省久ニシテ同行ノ女ハ収容中ノ党员梅津四郎内妻中平秋子ナリシヲ以テ直チニ上野警察署ニ引致シタル后石井特高課長指揮ノ下ニ同課高橋部長、武居巡查ヲシテ限ナク家内ヲ搜索シタルニ天井裏ヨリ長サ三尺ノ樫棒七本及塀垣等ノ攀登ニ用フルモノト認メララルル鉄鉤付繩(木綿繩ニ防水剤ヲ塗付セルモノ)長十二尺位五本ノ外鉤ノ付着セラル繩二本ヲ発見領置セルカ本品ハモーブル運動ノ目的ヲ以テ破獄等ノ用ニ供スル物件ニ非スヤト認メララルルヲ以テ嚴重取調中ナリ  
尚小松千鶴子取調ノ結果ハ大阪府田中警部ニ通知セリ

五、清家敏住ノ檢挙

之ヨリ先労働課ニ於テ清家敏住ノ妻齡子(日本女子大学卒業)ヲ拘留取調中之処前記小松カ清家敏住ト連絡ヲ有スルノ疑ヒアリタルヲ以テ丹下警部補ヲシテ小松ヲ取調ヘシメタルニ敏住ハ千葉県中山ニ居住中ナル旨供述セルヲ以テ八月十三日夜十二時過労働課ヨリ丹下警部補、若狭、吉田、大津各部長及佐藤巡查ノ五名ヲ急行セシメ千葉県巡查一名ノ応援ヲ得テ八月十四日未明其ノ住所タル千葉県北葛飾郡葛飾村小栗原一七番地ヲ襲ハシメタルニ白谷忠藏、中西種子ノ兩名潜伏中ナルヲ発見取押フルト共ニ赤旗十六号、二十号、二十二号各一部並ニ赤旗印刷用騰写版器械一台騰写

版原紙及印刷用半紙及赤旗刷り損シノ用紙數枚等ヲ押収セリ

尚白谷ヲ取押引致ノ際同人ハ足ヲ以テ表硝子ヲ蹴破リタルヲ以テ取調ヘタルニ右ハ其后来訪ノ同志ニ檢舉ヲ報スル合図ナルコト判明セルヲ以テ直チニ硝子戸ノ修理ヲ為サシメ引続キ張込継続中同夜十時半頃清家敏住ハ窃カニ掃宅シ屋内ノ様子ヲ窺ヒツツ扉ヲ開キタルヲ以テ直チニ之レヲ逮捕セントシタルニ素早く逃走ヲ企テタルヲ前記三名ハ雨中躑足ノ儘約三丁ヲ追跡格闘ノ上逮捕シ翌日寺島警察署ニ押送シ目下取調中ナルカ之ニ依レハ本名ハ五月末頃芝区南佐久間町二ノ一、兩宮運送店方問借中ノ東京帝大経済学士有馬毅ノ許ニ同居中宮原省久ノ紹介ニテ勝本某ト市村座裏ニ於テ赤旗ノ印刷方ヲ依頼サレ其後同所ニ於テ赤旗ノ印刷ニ従事シタルカ當時原稿及ヒ赤旗ノ運搬ハ宮原ニ於テ之ヲ為シ其ノ后七月上旬宮原ノ通知ニ依リ千葉県中山ニ転シ滝口四男三ト変名シ中西種子ト同居シ同所ヲ赤旗ノ印刷所トシテ之ニ従事シ原稿及赤旗ノ運搬ハ中西之ヲ担当シ居タル旨ヲ自供セリ尚引続キ嚴重取調中ナリ

#### 六、有馬毅其ノ他ノ逮捕

清家敏住ノ供述ニ依リ八月十六日愛宕下町長谷茶店方ニ潜伏中ノ有馬毅ヲ労働ニ於テ逮捕シタルカ同時ニ同日同人方ヲ訪レタル事實アル小野伸治ナル者ヲ大塚警察署ニ検束シ引続キ張込中有馬ヲ来訪セル挙動不審ノ者大関章、齋藤善四郎ノ兩名ヲモ愛宕署ニ検束セリ而シテ同夜深更張込員ノ引揚ケタル后一婦人來訪有馬ニ宛テ

婦人との連絡が断られたから今後は私への連絡の為め林を通しあらゆる手段を講じ連絡せられたし林の住所は従前の通り変りなし私の住所は追て知らせる此の手紙読んだか否か牛込

区富久町古屋貞雄方李敏<sup>〔不詳〕</sup>明に知らせて呉れ

トノ置手紙ヲ為シ立去リタル事實判明セルヲ以テ翌十七日労働課毛利警部ヲシテ弁護士古屋貞雄方ヲ取調ヘシメ右手紙ハ同居中ノ小見山富江(目下入露中ノ水平社員高橋貞樹ノ内妻)ノ所為ナルコトヲ確メ同人及之ト同居スル前川卓子(収容中ノ黨員上田茂樹ノ内妻)ヲ検束セリ尚其際同家ニ來合セタル東京帝大経済学部学生武井一雄ハ解放運動犠牲者救援会発行ノ多數ノ印刷物ヲ携ヘ居レルヲ以テ容疑者ト認メ之又検束目下何レモ取調中

#### 七、岩田義道ノ逮捕

仲御徒町ノ宮原宅ニハ予テ手配中ナル共産黨員岩田義道カ二階ニ同居中ナリシコトヲ特高課ニ於テ探知シタルヲ以テ引続キ張込中八月九日午後五時頃同人ノ窃カニ立歸リ來レルヲ認メ逮捕セントシタルニ素早く逃走ヲ企テタルヲ上野警察署久下、石森阿巡查ハ応援ヲ求ムル為メ泥棒々々ト連呼シツツ追跡シタルニ約二丁余ヲ落延ヒタル際露露面修繕中ノ掘穴ニ躓キ転倒セル為メ漸ク追付キ取押ヘントシタルヲ岩田ハ同所ニ居合セタル土工等ノ援助ヲ期待シ泥棒デハナイ労働者ノ味方共産黨員ダト呼号シ乍ラ抵抗ヲ続ケタルモ却テ土工等ヨリ共産黨員ガ何ダト罵倒サレシヤベルニテ毆打セラレントシタル所ヲ折重ナリ逮捕シタリ其後日本橋新場橋警察署ニ於テ引続キ取調中ナルモ未タ口ヲ緘シテ何事ヲモ語ラス尚同人逮捕ノ際久下巡查ハ右足脛部ニ全治七日間ノ擦傷傷ヲ負ヒタリ

#### 八、森山三郎事相馬一郎ノ逮捕

翌十日午後二時頃角帯ヲ締メ明石単衣ヲ着セル一見商人風ノ男前記宮原宅ヲ訪問セルヲ張込中ノ伊藤、石橋、水出、谷口ノ四巡查カ逮捕セントシタルニ直チニ逃走セルヲ以テ同シク泥棒々々ト連キ百円紙幣ヲ以テ支払ヒ家賃モ滞リナク支払ヲ為シ現金百四十五円ヲ所持シ居レリ  
宮原省久ノ住所モ敷金三百円家賃一ヶ月三十五円ニシテ敷金ハ河合同様新シキ百円紙幣ヲ以テ支払ヒ家賃ノ如キモ確實ニ支払ヒ居レリ  
岩田義道ハ宮原ト同居シ居タルガ所持金百四十六円余ニシテ宮原ノ云フ所ニ依レハ仲御徒町ノ家ハ岩田カ宮原ヲシテ借入レシメタルモノニシテ加藤武二郎ノ名ハ岩田ガ使用シタルモノノ如シ  
其他虎田万吉、相馬一郎、高岡一男、山本作馬等ハ何レモ四十円以上ノ現金ヲ所持シ居リ共産党ノ支給ニ係ルモノト認メラルルヲ以テ嚴重取調中

呼シ追跡スルニ前途ニ交通巡查ノ姿ヲ認メタル同人ハ逃場ニ迷ヒ遂ニ路面工事中ノ深サ約八尺ノ溝中ニ飛込ミタルヲ以テ続テ飛込取押ヘントシタルニ泥棒デハナイ日本共産黨員ダト抗弁シツツ尚逃走ヲ試ミントシタルモ格闘逮捕セリ其後神楽坂署ニ於テ取調ニ対シ同人ハ口ヲ翻シ自身ハ窃盗ノ目的ニテ忍ヒ入ラントシタル者ニシテ社会運動等ニハ無関係ノ者ナリト主張シテ下ラサリシモ当庁ニ保存ノ写真ニ依リ前掲共産主義大学卒業帰國ノ相馬一郎ナルコト判明セルヲ以テ特高課ニ於テ引続キ嚴重取調中ナルカ未タ更ニ口ヲ開カス

#### 九、石井良藏事相中松次郎ノ逮捕

引続キ特高課山県警部補ハ宮原ヲ取調ヘタル結果石井某ナル者横浜市神奈川区神奈川町富家町一二三番地大場芳郎方ニ居住スルコトヲ探知セルヲ以テ八月十六日午後八時同警部補ノ外高橋部長中原巡查及労働課村山、小関両巡查ヲ出張セシメ神奈川県特高課員ノ応援ヲ得テ同人ヲ逮捕セシメタルニ右ハ相馬同様共産主義大學ヲ卒業過日帰國横浜市某工場ニ職工トシテ潜伏シ共産党ノ組織運動中ナリシ神戸海員刷新会幹部田中松次郎ナルコト判明身柄ト共ニ証拠書類ヲモ押収管下高輪警察署ニ引致拘留セリ尚同人住所ハ神奈川県特高課員ト協力張込中ナリ

#### 一〇、被疑者ノ供述

逮捕シタル前記數名ハ極力取調中ナルカ其内或程度ノ自供ヲ為シタル者ハ虎田万吉、沼田一郎、山本作馬、宮原省久、小松千鶴子ニシテ其ノ内容ハ別紙聴取書之通

#### 一一、彼等一味ノ生活状態

河合ノ住居ハ敷金三百円、家賃一ヶ月三十五円ナルカ敷金ハ新シ



# 起訴状(破防法違反—共産主義者同盟関係)

東京地検は本多、藤原両氏に続いて、さらぎ、久保井両氏に対し、破防法四〇条違反により起訴した。  
ここにその起訴状の全文を掲載する。

## 起訴状(勾留中)

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四四年九月一八日

東京地方検察庁

検察官 検事

外 村

隆

東京地方裁判所 殿

本籍 東京都武蔵野市関前五丁目一、二〇五番地  
住居 東京都国分寺市日吉町三丁目二八番地の三三  
職業 団体役員(共産主義者同盟議長)

さらぎ徳二こと

破壊活動防止法違反

右 田 昌 人

昭和四四年六月二五日生

## 公訴事実

被告人は、共産主義者同盟議長であるが、昭和四四年四月二八日

枢、首相官邸、アメリカ大使館、防衛庁に断固として突入し、これを占拠する闘争としてたたかわなければならぬ」などと

二 前記久保井において、全学連代表として「四・二八闘争はわが全学連の一大決戦として一〇・二一や一・一八、一九の闘争を上まわる質と量を結集し、霞が関一帯の市民社会を大混乱におとし、一大騒擾事態をつくりださなければならぬ」、「一、〇〇〇名の武装部隊を組織し、数万人の労働者・学生をそのまわりに結集して神田を出発点とし、首相官邸を頂点とする外務省、アメリカ大使館、防衛庁に対して怒濤の進撃を行わなければならぬ」などと

それぞれ、多数のものが角材・鉄パイプ・石塊等の凶器によって武装し、警備などに従事する警視庁機動隊を暴行脅迫により突破し、首相官邸、アメリカ大使館、防衛庁等に突入し、政府の中枢機関のある霞が関一帯を占拠し、新宿騒擾事件を上まわる騒擾状態を起すべき旨演説するなどし、もつて、政治上の主義を推進し、かつ、政治上の施策に反対しあるいは推進する目的をもつて、凶器を携え多衆共同して前記警察官に暴行脅迫を加えてその職務の執行を妨害する罪および騒擾の罪を実行させる目的をもつてそれぞれその罪のせん動をなしたものである。

## 罰 条

破壊活動防止法 第四〇条第一号、第三号

刑 法 第六〇条

のいわゆる沖繩デーに際し、「四・二八沖繩闘争」を実施するにあたり、久保井拓三らと共謀のうえ、日米安全保障条約に反対し、米軍基地撤去を推進し、日本におけるプロレタリア独裁の樹立、世界共産主義社会の実現を推進する目的をもって、多数の学生・労働者らをして警備などの職務の執行に従事する警察官に対し、凶器を携え多衆共同して暴行脅迫を加えて政府中枢機関のある霞が関一帯を占拠し、首相官邸・アメリカ大使館等に突入するなどして公務執行妨害の罪および騒擾の罪を実行させる目的をもって、同月一五日後六時三〇分ころから同九時一〇分ころまでの間、東京都千代田区九段南一丁目六番五号九段会館において開催された「共産主義者同盟政治集会」の席上、参集した学生ら約一、〇〇〇名に対し

一 被告人さらぎこと右田において、共産主義者同盟議長として「四・二八闘争は現在全国の学園職場で各個に行なわれている闘争を政府中枢の霞が関の一点に結集し、今までの闘争の一大総括として一〇・八によって切り開かれた武器の一大飛躍をさせるものとしてたたかわなければならぬ」、「同志諸君は早急に身辺の整理を行ない一大決意を固めてもらいたい。四・二八闘争においては政府中

## 起訴状(勾留中)

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四四年七月二八日

東京地方検察庁

検察官 検事

外 村

隆

東京地方裁判所 御中

本籍 東京都江東区東陽三丁目八番地一九  
住居 神奈川県川崎市木月一、〇八一番地 小泉勲方  
職業 中央大学学生

破壊活動防止法違反

久保井 拓 三

昭和二〇年二月二八日生

## 公訴事実

被告人久保井拓三は、社会主義学生同盟全国委員会常任委員、全日本学生自治会総連合(委員長藤本敏夫)副委員長であるが、昭和四四年四月二八日のいわゆる沖繩デーに際し、「四・二八沖繩闘争」を実施するにあたり、共産主義者同盟議長さらぎ徳二こと右田昌人らと共謀のうえ、日米安全保障条約に反対し、米軍基地撤去を推進し、日本におけるプロレタリア独裁の樹立、世界共産主義社会の実現を推進する目的をもって、多数の学生・労働者らをして警備などの職務の執行に従事する警察官に対し、凶器を携え多衆共同して暴行脅迫を加えて政府中枢機関のある霞が関一帯を占拠し、首相官邸・アメリカ大使館等に突入するなどして公務執行妨害の罪および

ころから同九時一〇分ごろまでの間、東京都千代田区九段南一丁目  
び騒擾の罪を執行させる目的をもつて、同月一五日午後六時三〇分  
六番五号九段会館において開催された「共産主義者同盟政治集会」  
の席上、参集した学生ら約一、〇〇〇名に対し

一 右さらぎこと右田において、共産主義者同盟議長として「四・  
二八闘争は現在全国の学園職場で各個に行なわれている闘争を政府  
中枢の霞が関の一点に結集し、今までの闘争の一大総括として一〇  
・八によって切り開かれた武器の一大飛躍をさせるものとしてた  
かなければならない」、「同志諸君は早急に身辺の整理を行ない、一  
大決意を固めてもらいたい。四・二八闘争においては政区中枢、首  
相官邸、アメリカ大使館、防衛庁に断固として突入し、これを占拠  
する闘争としてたかなければならない」などと

二 被告人久保井において、全学連代表として「四・二八闘争はわ  
が全学連の一大決戦として一〇・二一や一・一八、一九の闘争を  
上まわる質と量を結集し、霞が関一帯の市民社会を大混乱におと  
しいれ、一大騒擾事態をつくりださなければならぬ」、「一、〇  
〇〇名の武装部隊を組織し、数万人の労働者・学生をそのまわり  
に結集して神田を出発点とし、首相官邸を頂点とする外務省、ア  
メリカ大使館、防衛庁に対して怒濤の進撃を行なわなければなら  
ない」などと

それぞれ、多数のものが角材・鉄パイプ・石塊等の凶器によって武  
装し、警備などに従事する機動隊を暴行脅迫により突破し、首相官  
邸、アメリカ大使館、防衛庁等に突入し、政府の中枢機関のある霞  
が関一帯を占拠し、新宿騒擾事件を上まわる騒擾状態を起すべき旨  
演説するなどし、もつて、政治上の主義を推進し、かつ、政治上の

施策に反対しあるいは推進する目的をもって、凶器を携え多衆共同  
して前記警察官に暴行脅迫を加えてその職務の執行を妨害する罪お  
よび騒擾の罪を執行させる目的をもつてそれぞれその罪のせん動を  
なしたものである。

#### 罰 条

破壊活動防止法 第四〇条第一号、第三号  
刑 法 第六〇条

#### 編 集 後 記

■ 一月佐藤訪米を前にした日本の首都  
は、日々、その政治的緊張を強めていること  
がひしひしと感じられる。原稿を片手に街頭  
にとびだせば、辻々に警棒をその手に固く握  
りしめた警察官に遭遇する。一〇月二日、  
官庁街では、職員は早退、表戸は固く閉して、  
機動隊員が散開し、まさしく戒厳令下である。  
裁判所などまで、当日の期日を延期して、ひ  
っそり閑である。デモと民衆を切り離そうと  
する権力の策略が、今回ほど恥しらずに横行  
したことはない。

■ 「人命尊重の警備はしない」全警察力  
は、老いも若きも、ただ一点、一〇・二一闘  
争反戦デーに傾注された。街路上で、高速道  
路上で交通事故(死)が前月の二倍に激増し、  
泥棒諸氏が巷をわが世の春と胸を張って闊歩  
している。そんな風景を背にしてわが「破防  
法研究」第三号の仕事を進められた。

■ 読者の興味をそそっている、特集  
「歴史への証言」は、「非合法時代につい  
て」と題して、春日庄次郎氏と長谷川浩氏に  
御登場願った。周知のように、両氏は、戦  
前、通算一七年にもおよぶ拘禁を受け、非転

向で出獄され、現在も健闘中である。

四・二八沖繩闘争で破防法が適用され、今ま  
で合法的闘いであったものが、あるいは非合  
法的運動とみなされようとしている時代の転  
換期において、両氏の対談は、戦前、戦後の日  
本革命運動の血のじむ貴重な経験と教訓を  
読者におとどけできるものと確信している。

この座談会は、五時間わたる長大なもの  
で、春日、長谷川両氏には、速記反訳後の原  
稿校正で言葉には尽くせない御苦勞をかけ  
た。両氏とも、長い苛酷な獄中生活のため  
眼をやられていた。だが、みずからの経験の  
多くを若き世代にのこさんと、長谷川氏は大  
きな虫めがねを左手に、春日氏は、病軀をおし  
て、連日三日以上もの徹夜をして、多忙の間を  
ぬって、真剣に点検しておられた。そこには、  
七〇才にならんとする老革命家の人間解放に  
対する淡々とした、だが旺盛な執念がある。

■ 単独講和と朝鮮戦争を背景に、直接的  
には日本共産党の「武装闘争」を対象とした  
破防法の成立過程に分析のメスを入れた田川  
和夫氏の「日本共産党と破防法」をあわせて  
お読みいただくならば、問題の理解に資する  
ことと思ふ。

■ 獄中の本多愛嘉氏からは、その「優雅な

生活」の不自自由ななかから「暴力の復権のた  
めに」を執筆いただいた。

■ さて、二号で取扱い書店は、新たに神奈  
川、千葉、埼玉、新潟、関西をはじめとして急増  
しており、注文部数も一号に比較するとずっ  
と多くなっている。にもかかわらず、まだまだ  
情勢の急転回には遙かにおきざりにされてい  
ることも、遺憾ながら認めなくてはならない。  
■ 破防法の研究は、革命の研究にはかな  
らない。その意味では、読者層はいわば無尽  
蔵である。だが、浸透力・伝播力をもつてく  
るのはこれからである。それは、読者諸氏に  
本誌をささえられてはじめて達しうることも  
とよりである。編集部への御意見をお待ちす  
るものである。(啓)

東京都港区新橋二の八の一六

新橋石田ビル四階小長井法律事務所

電話(五〇三)五八五八

編集・発行 破 防 法 研 究 会

関西支部 大阪市北区木幡町一七

高橋ビル西四号館六階

電話(三六一)七五四一



定價 200円